

■ 第1次みなかみ町総合計画

水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ

平成20年3月

群馬県みなかみ町

第1次

みなかみ町総合計画

平成20年3月

群馬県みなかみ町

水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ



をめざして



平成17年10月1日、旧月夜野町、水上町、新治村の三町村が合併して人口約23,000人の新町みなかみが誕生しました。この合併を機に、新町発展のために、新たに町の指針としての総合計画の立案作成に着手し、多くの人々の協力を得て、ここに同計画を公表する運びとなりました。

新町みなかみは、北に谷川岳を主峰とする三国連山を仰ぎ、町の面積の5分の4が森林に覆われた自然の豊かな地域であります。この地に降る雨や雪は、その広大な森林に蓄えられ、流れとなって谷を下り、集まって利根川となり、赤谷川を合わせて、やがて関東平野を潤します。また、わが町は、春は新緑、夏は緑、秋は紅葉、そして冬は雪と、四季それぞれに色どりを変え、変化に富んだ自然の豊かな町であります。

この豊かな自然を有するわが町は、縄文遺跡、矢瀬遺跡、名胡桃城址等が示すように、長い歴史のある町であり、古くからこの自然を求めて訪れた文人墨客も多く、文化の香りも豊かであります。

このみなかみ町の更なる発展を願って立案された総合計画が希求することは、まず、この町に生活する人々の幸せであります。そのために、恵まれたこの豊かな自然、わけても森林を守り育て、利根川源流の町として、そこに生まれ出ずる清流を守らなければなりません。第二に町村合併を契機に、今まで積み重ねてきた歴史や育まれた文化伝統の上に、温故知新の理念をもとに、新たに歴史を刻む意義を認識して日々努力をしなければなりません。第三には農業や観光を中核とする町の産業の活性化であります。そこで企業誘致をも視野に入れて、意欲的かつ計画的に事に取り組まなければなりません。そのためには人材育成は欠くことのできない重要な要素であり、学校教育と生涯教育のための環境整備に努めることが求められます。

最後に町民と行政の協力による町の発展を指向したいものと思います。そのためには、あらゆる点において、足腰の強い町を築くため、全町民が「自助・互助・扶助」の精神を尊重して、町民の皆さんと行政が一体となって協働のまちづくりに取り組むことが大切です。リンカーン大統領の有名な演説の一説を借りるならば、まさに「町民の 町民による 町民のための政治」を標榜したいものです。

以上、この度の町総合計画策定に当たって、町長としての考えを記述しました。この総合計画立案作成については、町民各位をはじめ、総合計画審議会委員及び町議会、さらには関係する各種団体の皆さんから貴重な意見や提言をいただきました。関係各位に改めて深甚なる感謝の意を表するとともに、重ねてみなかみ町の充実と発展を祈念申し上げ序といたします。

平成20年3月

みなかみ町長 鈴木和雄

目次

序論	3
第1章 計画の概要	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の性格と役割	4
第3節 計画の構成と期間	5
第2章 本町の概況と主要課題	6
第1節 本町の現況	6
第2節 本町の人口推計	14
第3節 本町の特長	16
第4節 まちづくりの主要課題	19
基本構想	23
第1章 本町の将来像	23
第1節 まちづくりの基本理念	23
第2節 将来像	24
第3節 土地利用の基本方針	26
第2章 施策の大綱	27
第1節 基本目標	28
第2節 施策の大綱	29
第3節 主要施策	30
基本計画	39
チャレンジプロジェクト	39
第1章 誰もが安心でき安全でゆとりを感じるまち	42
第1節 地域の支え合いで安心して暮せるまち	43
第1項 んくもりに満ちた地域福祉の構築	43
第2項 いきいきと暮せる高齢者福祉の充実	45
第3項 地域で支える子育て支援の充実	48
第4項 社会参加と自立支援を支える障害者福祉の充実	50
第5項 自立をめざす低所得者福祉の推進	52
第6項 住民を支える社会保障制度の充実	53

第2節	健やかにいきいきと人が輝くまち	55
第1項	誰もがいきいきと暮らすための健康づくりの推進	55
第2項	安心できる地域医療の推進	57
第3節	安全に安心して暮らせるまち	58
第1項	地域ぐるみで進める防犯防災体制の強化	58
第2項	地域で進める交通安全対策	60
第3項	安心できる消費活動の推進	62
第2章	豊かな自然と共生するまち	63
第1節	自然と都市的機能が調和するまち	64
第1項	美しいみなかみの計画的な土地利用	64
第2項	みなかみの顔となる市街地整備の推進	66
第3項	やさしさと賑わいのある公共交通環境の整備	68
第4項	人にやさしく地域を発展させる道路網の整備	70
第5項	誰もが使える情報基盤の整備	72
第6項	誰もが住みたくする住宅環境の整備	73
第2節	豊かな自然と共生する快適なまち	74
第1項	利根川源流にふさわしい自然との共生	74
第2項	美しくうるおいのある景観形成	76
第3項	安心できる水道水の安定供給	77
第4項	利根川源流にふさわしい下水道の整備	79
第5項	豊かな自然環境にふさわしい環境衛生の推進	80
第3章	交流による魅力と活力にあふれるまち	82
第1節	地域資源で交流の輪を発信するまち	83
第1項	水と森林を生かした観光・交流推進体制の構築	83
第2項	地域性を生かしたイベントの充実	85
第3項	多くの人が訪れる観光の振興	86
第4項	活発な産業間交流の推進	88
第2節	多様な交流で人が賑わうまち	89
第1項	利根川を軸とした地域間交流の推進	89
第2項	国際化に向けた交流の推進	90
第4章	産業が育ち持続するまち	91
第1節	持続的で魅力ある産業が育つまち	92
第1項	地域特性を生かした農業の振興	92
第2項	森林の防人としての林業の振興	94
第3項	交流と連携した商業の振興	96
第4項	各産業と融合した工業の振興	98

第2節	働く人を迎え育むまち	99
第1項	産業間の連携による就労機会の充実	99
第2項	誰もが働きやすい労働環境の整備	100
第5章	豊かな心と文化を育むまち	101
第1節	心豊かな子どもを育むまち	102
第1項	高い知性・健康な子どもを育てる学校教育の充実	102
第2項	子育て教育環境の整備	104
第2節	誰もがいきいき自己を実現するまち	106
第1項	生涯学習の推進	106
第2項	交流活動を促進する生涯スポーツの充実	108
第3節	歴史と文化を守り育むまち	110
第1項	芸術・文化の薫るまちづくり	110
第2項	地域の財産を守る文化財保護の推進	112
第6章	住民とともに歩む健全なまち	114
第1節	住民が自ら考え、決定し、行動するまち	115
第1項	住民参加のまちづくり	115
第2項	女性が能力を発揮する男女共同参画社会の形成	117
第2節	行財政改革でゆとりのあるまち	119
第1項	健全財政の推進	119
第2項	公共・公用施設と町有地の有効活用	121
第3項	簡素でわかりやすい行政組織の構築	122
第4項	効率的で効果的な事務処理の推進	123
第5項	専門性や政策能力を持つ職員の育成と確保	124
第6項	広域行政の強化	125
	資料編	129
	用語解説	129
	計画策定の経緯	135
	みなかみ町総合計画審議会条例	137
	みなかみ町総合計画審議会名簿	138
	第1次みなかみ町総合計画（案）について（諮問）	139
	第1次みなかみ町総合計画（案）について（答申）	140
	策定委員会名簿	141

I 序 論



序論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

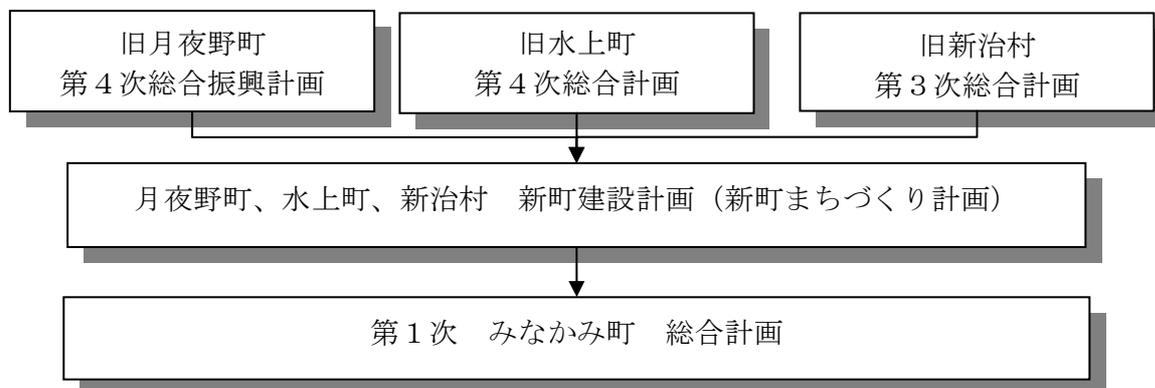
みなかみ町は、平成17年10月1日に旧月夜野町、旧水上町、旧新治村の合併により誕生し、新たな飛躍と発展をめざした新しいまちづくりがスタートしました。

合併に際し、平成16年10月に「市町村の合併の特例に関する法律」に基づいた「新町建設計画（新町まちづくり計画）」が利根西部合併協議会で策定され、旧3町村の総合計画はこの新町建設計画に引き継がれました。

新町建設計画は、合併した3町村の一体性の確立と地域の均衡ある発展を目的に、新町を建設していくための将来像や基本方針を定めるとともに、合併特例法に基づくさまざまな財政支援を受けるための重要な計画ですが、「新町のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新町発足後に策定する総合計画にゆだねるものとする」旨の計画策定の方針が示されています。

「第1次みなかみ町総合計画」は、新町建設計画の精神を継承しながら、新たな住民ニーズや課題を踏まえ、新町のまちづくりを新たな視点で策定するもので、目指すべき「町の将来像」を明らかにし、それを実現するために住民と行政が協働して取り組む「まちづくりの基本的な方針」を示すものです。

総合計画は、地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、それに即して行うようにしなければならない。」と規定されており、この法の規定に基づき、第1次となる総合計画を策定するものです。



第2節 計画の性格と役割

本計画は、合併時の新町建設計画の精神を継承し、それぞれの地域が持つ特性を活かし、町内の一体性を確立するとともに、住民と行政が協働しながらまちづくりを進める計画とします。

このため、本計画は、本町の目指すべき方向とそれを実現するための施策を明らかにし、総合的で体系的なまちづくりの指針として、次のように位置づけます。

1 計画的行政運営の指針

本計画は、みなかみ町におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画で、行政の各種計画や施策の基本となるものであるとともに、町民に対してまちづくりの目標とその実現方法を示す計画とします。

2 新町まちづくり計画の継承と充実

2町1村の合併に際し策定した「新町建設計画（新町まちづくり計画）」は、合併町村のまちづくりの基本方針であり、その精神（理念）は、本計画に継承されるものです。

新町建設計画で定められた将来像や基本方針・主要施策などは、地域や住民生活の現状、あるいは今日的な課題により見直しを行うなど、施策の取捨選択・補強充実を図る計画とします。

3 まちづくりの方向性と仕組みづくり

本計画は、みなかみ町の持つ多様で多彩、そして個性豊かな自然環境を活かしながら、目指すべきまちの将来像を実現するための分野別の方向性を示す計画とします。

また、本計画は、地域の施設整備等のハード的側面の施策のみではなく、本町に関わるすべての人たちが、経済的・精神的豊かさを実現し、その豊かさを実感できる仕組みづくりや多様化する住民ニーズへの対応など、ソフト面についても十分考慮した計画とします。

4 住民等のまちづくり活動への指針

本計画は、まちづくりの目標を共有した住民・企業・各種団体が、それぞれの役割と創意工夫によって目標を達成できるよう、まちづくり活動の方向を示す計画とします。

また、住民がまちづくり活動に参画する方法を明らかにするとともに、それらに対する支援方策についても示す計画とします。

5 国・県などの計画との整合性を図る計画

本計画は、本町の主体性、独自性等の個性を明らかにするとともに、地方分権に対応した自立したまちづくりを進める計画とします。それと同時に、国・県・広域圏の計画とも整合性のある計画とします。

第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

1 基本構想

基本構想は、本町の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像と、これを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。

基本構想の期間は、2008年度（平成20年度）を初年度とし、2017年度（平成29年度）までの10年間とします。

2 基本計画

基本計画は、基本構想をもとに、その目標を達成するため、施策の具体的な内容を分野別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。

基本計画の期間は、基本構想と同じく2008年度（平成20年度）を初年度とし、2017年度（平成29年度）までの10年間とします。なお、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。

3 実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策について、その実施年度や事業量、実施方法などを具体化した事業で示し、各年度の予算編成の指針となります。

実施計画の期間は3年とし、毎年度事業計画を見直すローリング方式を採用し、実効性の確保に努めます。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に改善するため、計画に掲げられる施策や事業を対象とし、その必要性や有効性を客観的に評価する行政評価システムと連動させます。

総合計画の計画期間

西暦	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
平成	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
基本構想	10年間									
基本計画	10年間									
実施計画	3年間									
		3年間								

第2章 本町の概況と主要課題

第1節 本町の現況

1 人口と面積

本町の人口は23,310人、面積は780.91km²となっています。

2 位置と地勢

群馬県の最北端に位置し、北は新潟県の湯沢町、南魚沼市、魚沼市と県境の谷川連峰で接し、東は沼田市、片品村、川場村、西は吾妻郡高山村と中之条町とにそれぞれ接しています。また、首都東京と新潟市との中間約150kmの位置にあつて、JR上越線、上越新幹線、関越自動車道、国道17号線が走り、首都圏からのアクセスに恵まれています。

町の大部分は山地で、上信越高原国立公園を擁する広大な森林を有しています。標高は300mから2,000m級の山岳にまでわたり、北にそびえ立つ谷川連峰の山々は、谷川岳をはじめとする多くの山岳観光資源があり、山ろくには水上温泉郷、猿ヶ京三国温泉郷及び上牧温泉等、多数の温泉地があります。さらに、南部の中心市街地には上越新幹線の上毛高原駅や関越自動車道の月夜野IC、水上ICの2つのインターチェンジがあり、県北の玄関口としての役割を担っています。

本町の南部中央で合流する利根川と赤谷川の上流には5つのダムがあり、下流域の生命と経済活動を支える重要な役割を担うとともに、四季折々の美しい清流の景観を見せてくれます。

土地利用面積

単位：km²

田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
7.89	17.66	6.60	8.92	640.49	0.20	11.23	8.16	79.76	780.91
1.01%	2.26%	0.85%	1.14%	82.02%	0.03%	1.44%	1.04%	10.21%	100%

資料：平成19年1月1日 固定資産概要調書ほか

みなかみ町概要図



3 沿革

平安時代の漢和辞書である倭名類聚抄（わみょうるいじゅうしょう）によると、月夜野地区は利根四郷のうち、利根川右岸は呉桃郷（なぐるみごう）、左岸は渭田郷（ぬまたごう）と呼ばれ、新治地区は呉桃郷の上流に、水上地区は渭田郷の上流に位置しています。この二つの郷は大峰山系により隔てられ、水上地区側は利根川が流れ、新治地区側は赤谷川が流れ月夜野地区で利根川に合流します。

本町の地域は古くは沼田氏が治めていました。戦国時代には関東の北条氏、信州の真田氏、越後の上杉氏の闘いが幾度となく繰り返され、豊臣秀吉の時代になり沼田城は北条氏に、月夜野地区にある名胡桃城は真田氏の帰属と決められましたが、北条氏がこれを破り、名胡桃城を攻め落としたため北条氏討伐の小田原攻めが行われ、名胡桃城は秀吉の天下統一のきっかけの舞台となったと言われてしています。

江戸時代になると江戸と新潟を結ぶ三国街道が五街道に次ぐ重要路として整備されました。この三国街道は、北国大名の参勤交替路や新潟奉行、佐渡奉行の通行路として、また江戸と越後の物資の流通路として大変活用した街道であり、町内には宿場町としての温泉郷や遺産が多く見られます。この地域の文化は、江戸はもちろん信州や越後など他国の影響を大きく受けて育まれてきました。また、江戸時代には、水上地区から新潟方面に抜ける清水峠が開かれ、明治18年には清水越え新道（清水国道）として全通。人力車や荷車、荷馬車の輸送路として利用されました。

昭和6年清水トンネルの完成により上越線が全線開通となり、昭和22年には全線が電化されました。昭和29年には東京－水上間に初めて電車が走り所要時間は3時間に短縮され、谷川岳が登山のメッカとして知れ渡るとともに、昭和30年の高度経済成長期における国民の余暇需要の拡大により、湯原地区などの温泉街では大型旅館が建設されるようになり、水上温泉の発展に大きく貢献することとなりました。

鉄道網の変革とともに、昭和34年には三国トンネルの完成により、国道17号線が全線開通し、観光業が地場産業として大きく成長することとなり、さらに昭和57年には上越新幹線の開通、昭和60年の関越自動車道開通といった高速交通網が整備され、優れた観光資源に恵まれた地域として発展してきました。

昭和30年に竣工した須田貝ダムを筆頭に、藤原ダム、相俣ダム、矢木沢ダム、奈良俣ダムが次々と建設され、首都圏の水源地域として、また、洪水調整や電力供給においても欠くことのできない使命を果たしています。

みなかみ町の歩みは、明治22年の町村制施行後、明治41年5月1日吾妻郡久賀村と利根郡湯ノ原村との新設合併により新治村が誕生し、昭和22年10月10日に水上村が水上町として町制施行し、昭和30年4月1日には古馬牧村と桃野村が合併して月夜野町が誕生しています。幾度かの併合と再編等を経て、平成17年10月1日に現在のみなかみ町の姿になりました。

4 人口と世帯

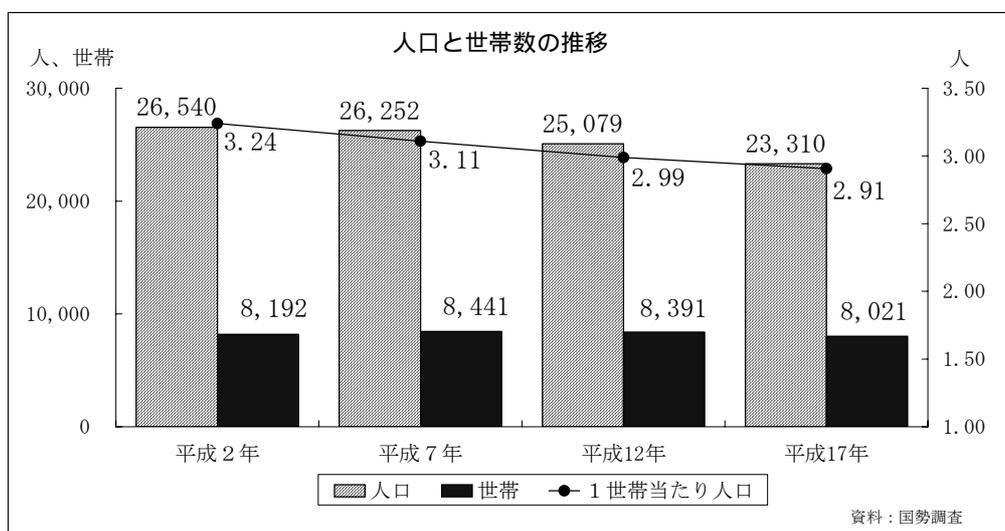
(1) 人口と世帯

国勢調査によると、平成17年の人口は23,310人、世帯数は8,021世帯、1世帯あたりの人口は2.91人です。

人口は減少傾向となり、平成2年と平成17年を比べると3,230人減少しています。

世帯数も、減少傾向にあり、平成2年と平成17年を比べると171世帯減少しています。

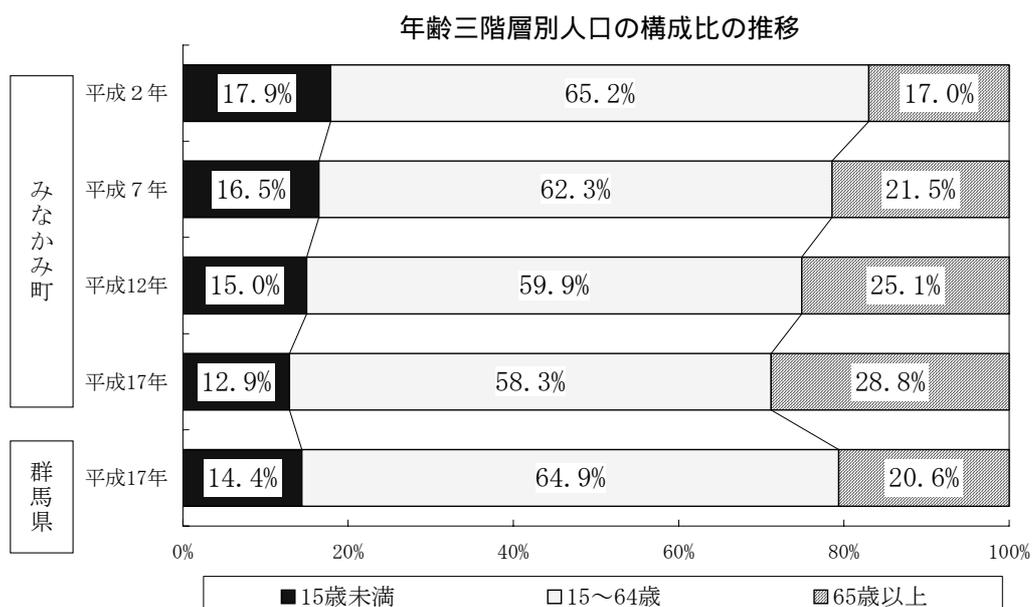
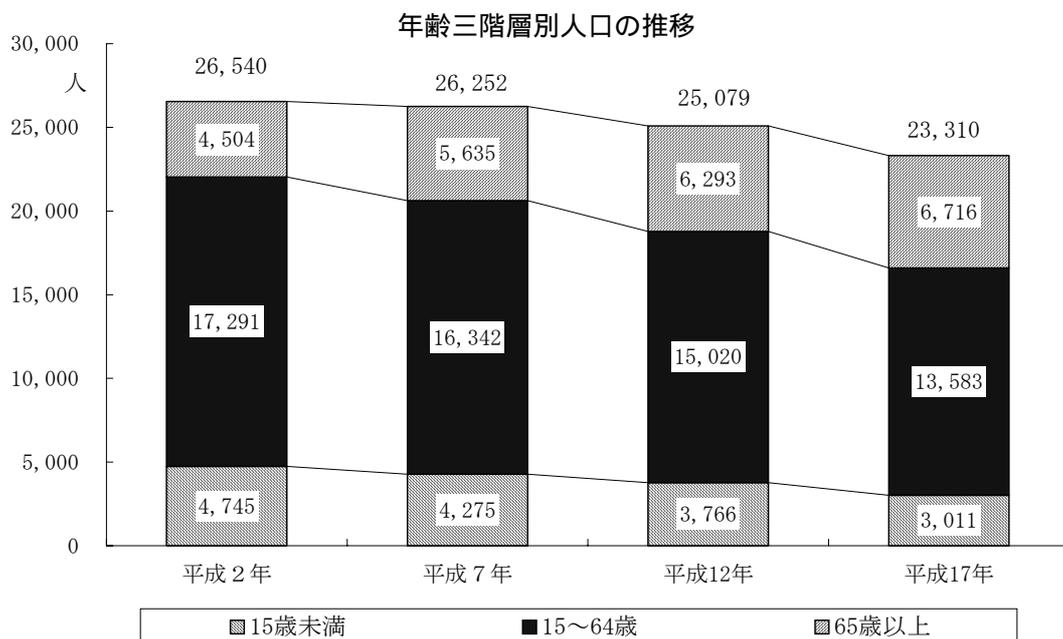
平成17年度の1世帯あたりの人口は2.91人で、平成2年と比較すると0.33人減少しています。



(2) 年齢三階層別人口の推移

国勢調査によると、年齢三階層別人口では、平成17年の15歳未満が3,011人、15～64歳が13,583人、65歳以上が6,716人です。平成2年と平成17年を比べると、15歳未満が1,734人減少し、15～64歳も3,708人減少し、65歳以上が2,212人増加しています。

また、年齢三階層別人口の構成比では、少子化、高齢化が進んでおり、平成17年の15歳未満が12.9%で群馬県の14.4%より低く、65歳以上は28.8%で群馬県の20.6%より高くなっています。



資料：国勢調査

5 産業

(1) 総括

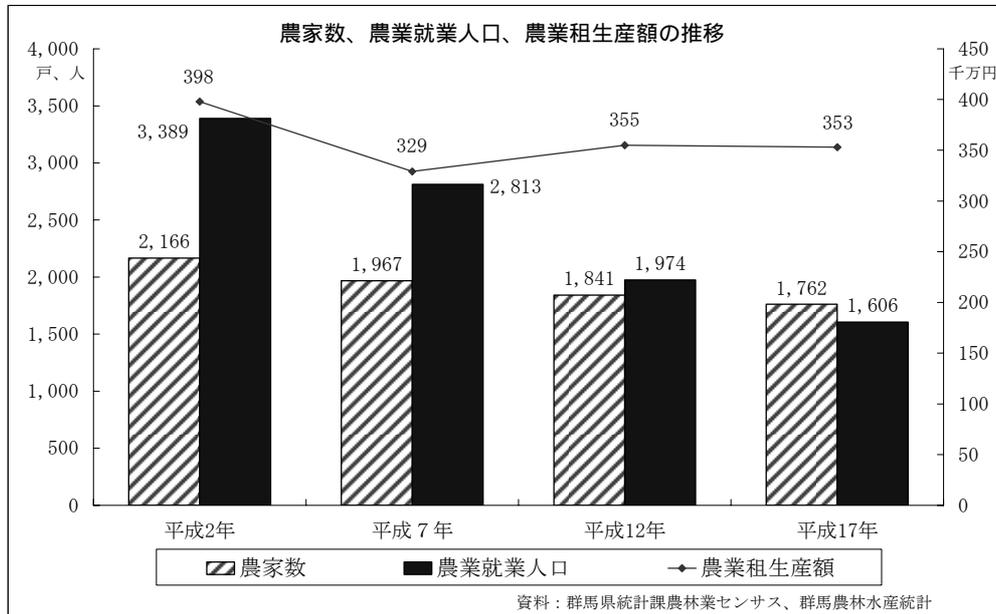
本町の人口が県内に占める割合は、1.2%となっていますが、本町の各指標の県内に占める割合がこれよりも高い場合は、人口一人当たりからみた水準が、県内の平均よりも高いことを示しています。

これによると、農業、商業の商店数及び観光の各指標は、県平均よりも高い水準にあります。

指標	単位	本町	群馬県 合計	県計に占める 本町の割合	資料	
人口	人	23,310	2,024,135	1.2%	平成17年 国勢調査	
面積	km ²	781	6,363	12.3%	平成12年 国勢調査	
農業	農家数	戸	1,762	62,715	2.8%	平成17年 群馬県統計課 農業林センサス 群馬農林水産統計
	農業就業人口	人	1,606	54,967	2.9%	
	農業租生産額	千万円	353	22,005	1.6%	
工業	事業所数	ヵ所	43	6,668	0.6%	平成16年 群馬県統計課 工業統計調査
	従業員数	人	1,126	213,218	0.5%	
	製造品出荷額等	億円	243	72,855	0.3%	
商業	商店数	店	360	26,922	1.3%	平成16年 群馬県統計課 商業統計調査
	従業員数	人	1,713	173,901	1.0%	
	年間販売額	億円	219	60,456	0.4%	
観光	観光入込数	万人	375	6,206	6.0%	平成17年群馬県 商工部観光課 統計調査
	観光消費額	億円	167	1,476	11.3%	

(2) 農業

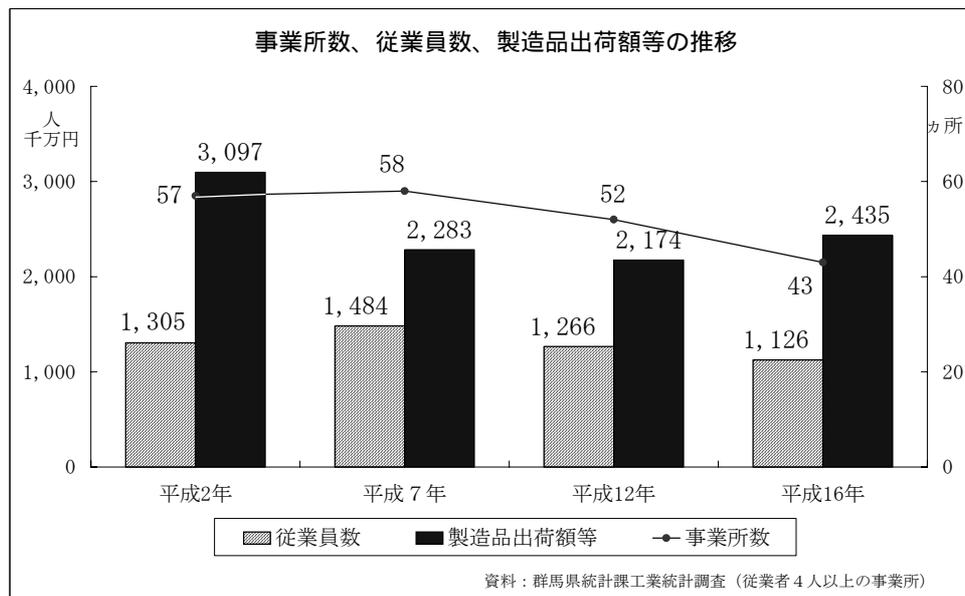
本町の農家数は、平成17年が1,762戸で、平成2年の2,166戸より404戸減少し、農業就業人口も、平成17年が1,606人で、平成2年の3,389人より1,783人減少しています。



(3) 工業

本町の事業所数は、平成16年が43カ所で、平成2年の57カ所より14カ所減少し、従業員数も、平成16年が1,126人で、平成2年の1,305人より179人減少しています。

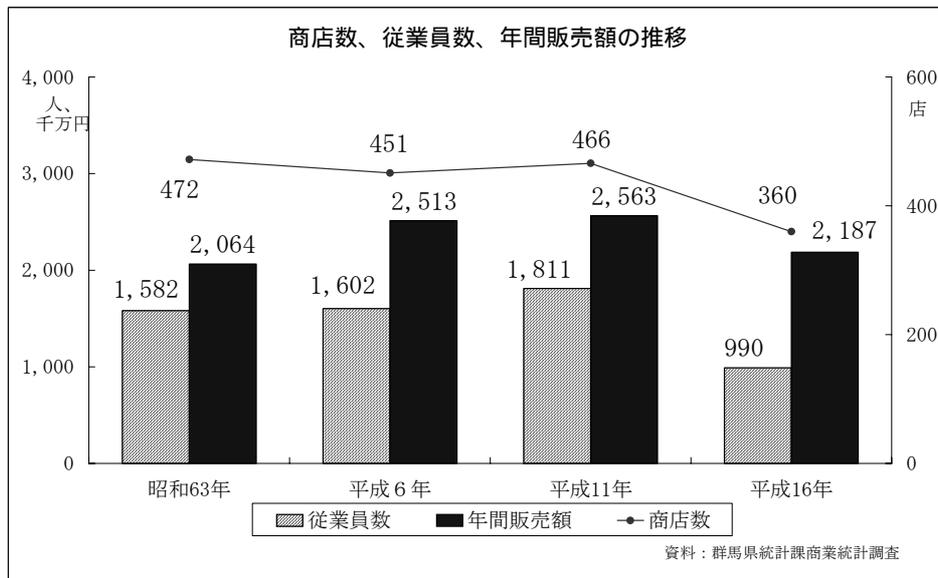
製造品出荷額等は、平成16年が244億円で、平成2年の310億円より66億円減少しています。



(4) 商業

本町の商店数は、平成16年が360店で、昭和63年の472店より112店減少し、従業員数は、平成16年が990人で、昭和63年の1,582人より592人減少しています。

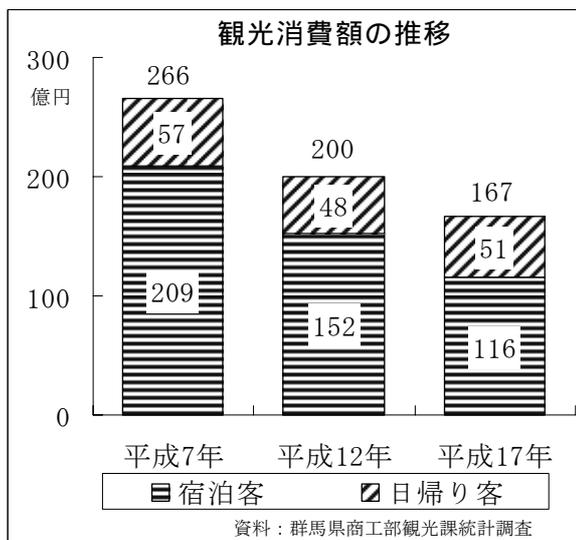
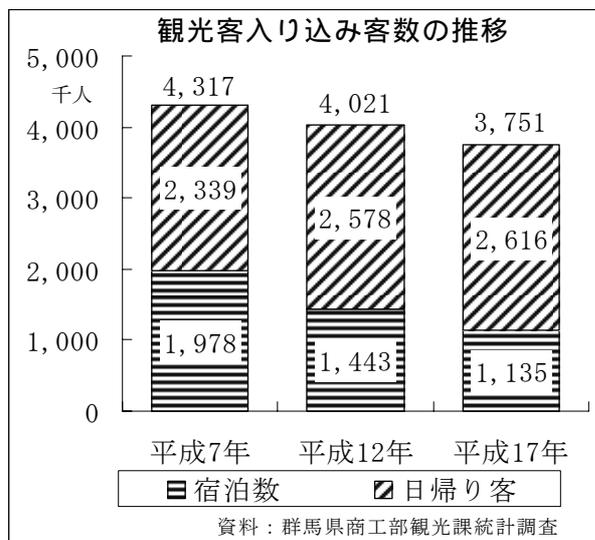
また、年間販売額は、平成16年が219億円で、昭和63年の206億円より13億円増加しています。



(5) 観光

本町の観光入込数の合計は、平成17年が375万人で、平成7年の432万人より57万人減少しています。

また、宿泊数は、平成17年が114万人で、平成7年の198万人より84万人減少し、日帰り客は、平成17年が262万人で、平成7年の234万人より28万人増加しています。



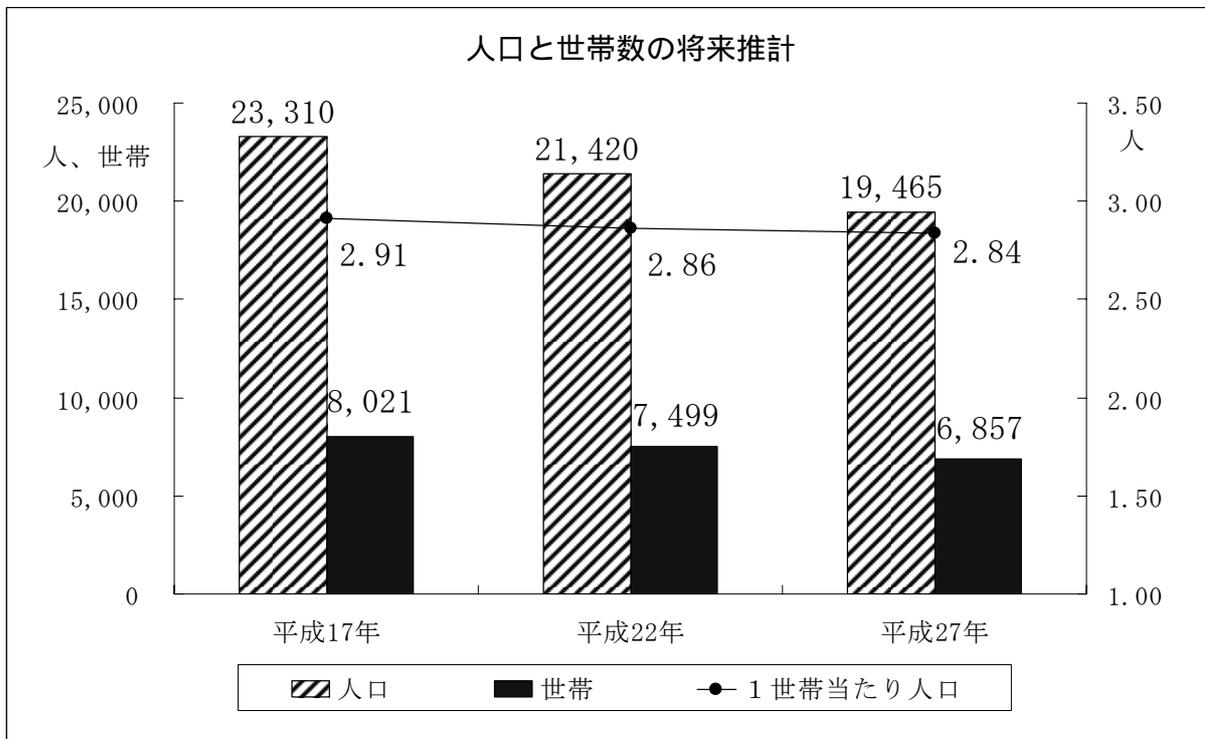
第2節 本町の人口推計

1 人口と世帯

本町における人口の将来的な見通しについては、減少していくものと推定されます。そのため、総人口は、平成17年の23,310人から、10年後の平成27年には、19,465人まで減少するものと想定されます。

世帯数は、平成27年まで減少していくものと推定されます。そのため、平成17年の8,021世帯から、平成27年には6,857世帯となるものと想定されます。

また、世帯人員については、平成17年の2.91人から平成27年には2.84人にまで減少するものと想定されます。

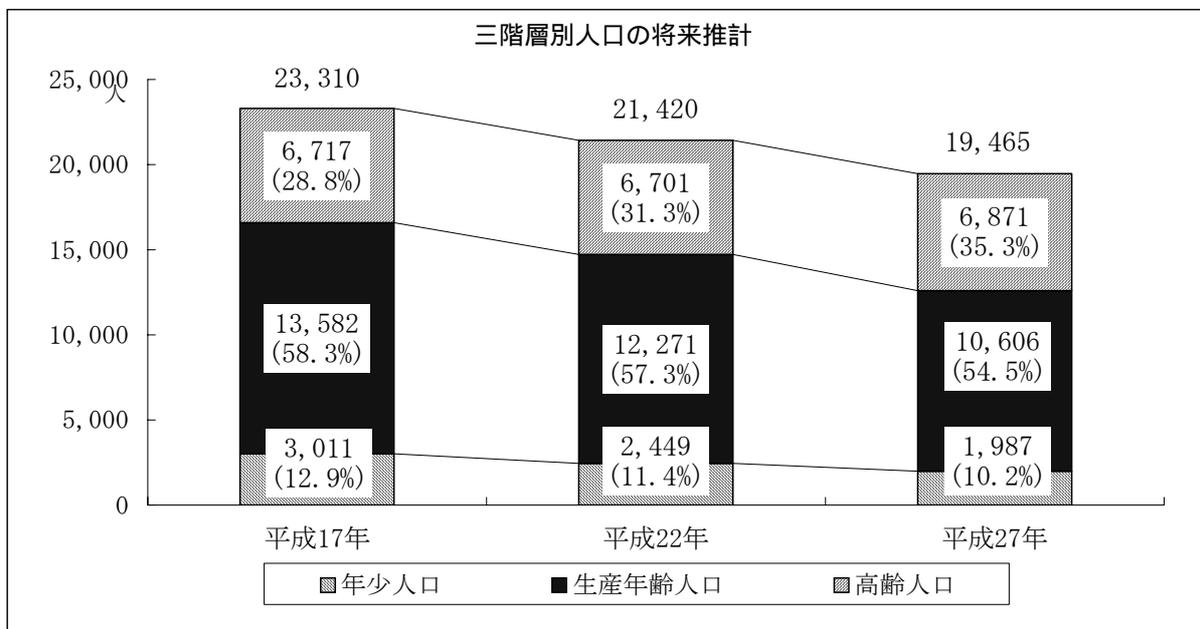


※人口の推計に当たっては、平成17年は国勢調査実績。平成22年以降は、平成7年から平成17年の3回の国勢調査人口を基にコーホート変化率法により推計しています。

※世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（平成15年10月）の減少ポイント(-0.07~-0.04)によります。

2 年齢三階層別人口

年齢三階層別人口については、高齢人口の比率が28.8%から35.3%へ上昇する一方、年少人口の比率が12.9%から10.2%にまで低下するものと想定されます。



第3節 本町の特性

1 本町の地域資源

(1) 自然資源

水を育む広大な森林や谷川岳に象徴される多くの山々、そこから清らかに流れゆく利根川・赤谷川など、豊富な自然資源が分布しています。

これらは、町を特徴づける魅力となっており、観光資源としても大切に保全され活用されています。

	水上エリア	月夜野エリア	新治エリア
山岳	<ul style="list-style-type: none"> 谷川岳・一ノ倉沢 宝台樹山・武尊山 平ヶ岳・至仏山・巻機山 大水上山 	<ul style="list-style-type: none"> 大峰山・三峰山 	<ul style="list-style-type: none"> 三国山・平標山 仙の倉山 雨見山・吾妻耶山
川・沼・湖	<ul style="list-style-type: none"> 利根川・湯桧曾川・谷川 宝川・裏見の滝・藤原湖 奥利根湖・洞元湖 ならまた湖・諏訪峡 照葉峡・水上峡・島神峡 田代湿原 	<ul style="list-style-type: none"> 利根川・黒岩八景 大峰沼の浮島及び湿原植物 	<ul style="list-style-type: none"> 赤谷川・西川 赤谷湖 縁結びの滝 不動の滝
森林	<ul style="list-style-type: none"> 奥利根水源の森 		<ul style="list-style-type: none"> 赤谷の森
その他	<ul style="list-style-type: none"> 清水街道 湯桧曾柳 ブナ太郎 水上モリアオガエル繁殖地 	<ul style="list-style-type: none"> 大峰古沼のモリアオガエル繁殖地 村主の大樺 上津姥桜 ホテルの里 	<ul style="list-style-type: none"> 三国街道 入須川ヒカリゴケ自生地 相俣のさかさザクラ

(2) 歴史・文化資源

矢瀬遺跡など縄文時代の遺跡が確認されていることから、古くから人々が生活していたことがうかがえます。

この地域には上毛五偉人の塩原太助や、杉木茂左衛門を輩出し、その公共事業への精神や、正義の心は、今も語り継がれています。

明治・大正・昭和と時代も移り変わると、近代化とともに物的・人的交流が盛んになり、谷川連峰など美しい自然環境と豊富な温泉資源に恵まれていることから数多くの文人墨客が訪れました。

自然と旅と酒を愛した歌人「若山牧水」は、利根川源流を訪ねた旅について、紀行文集「みなかみ紀行」に記しています。みなかみ町の「みなかみ」は旧三町村共有の「みなかみ紀行」に由来します。また、この時代を情熱的に生きた与謝野晶子も水上温泉や三国路を訪れ、山の秋の風情を満喫し、いくつもの歌を詠んでいます。

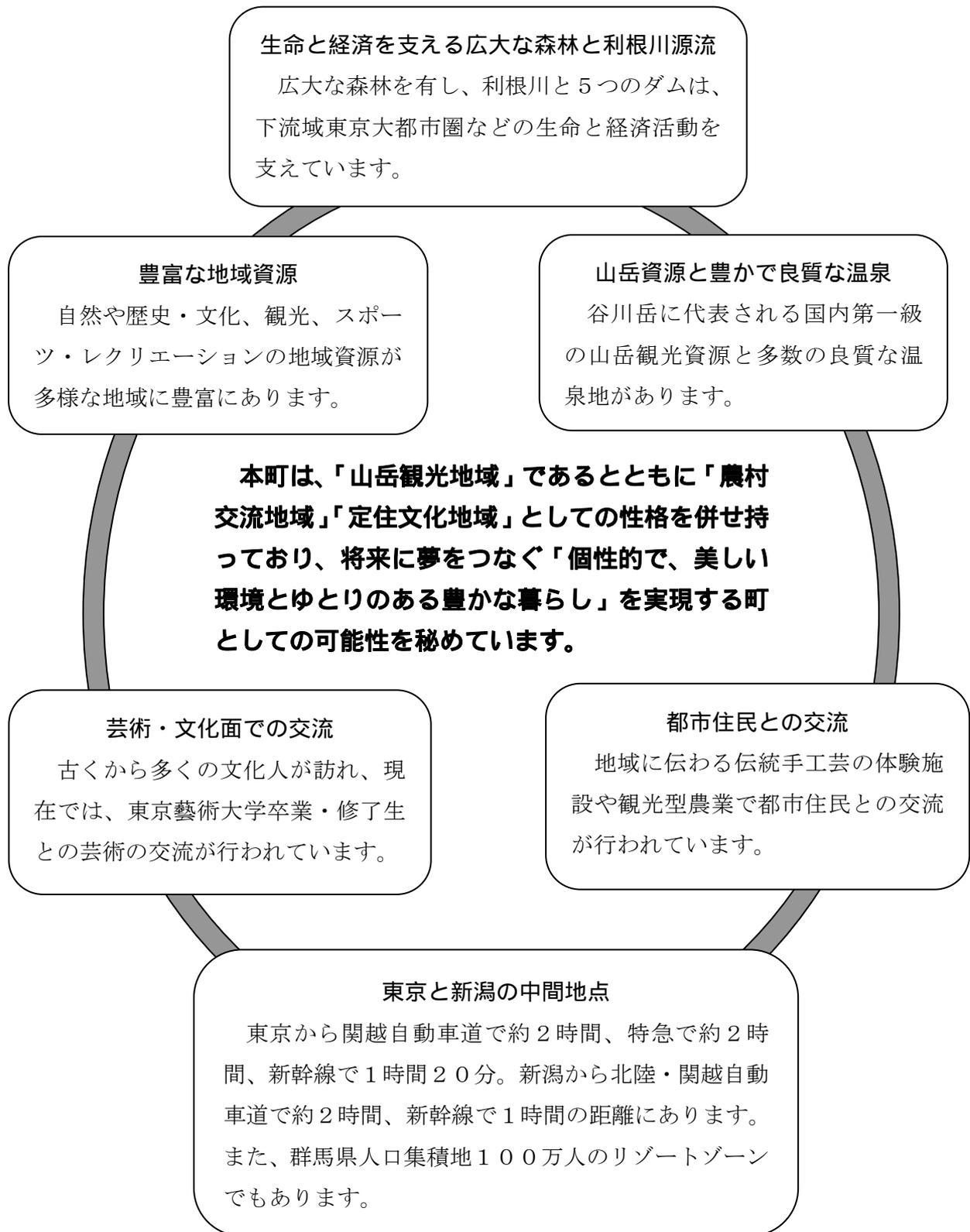
水上エリア	月夜野エリア	新治エリア
<ul style="list-style-type: none"> ・旧戸部家住宅 ・水上石器時代住居跡 ・旧雲越家住宅の生活用具及び民家 ・水上歴史民俗資料館 ・大峰神社太々里神楽 ・獅子舞(諏訪神社大祭) ・武尊神社 ・谷川浅間神社太々神楽 ・粟沢武尊神社太々神楽 ・天一美術館 ・綱子の宝篋印塔 	<ul style="list-style-type: none"> ・矢瀬遺跡(親水公園) ・小川島歌舞伎舞台・名胡桃城址 ・古馬牧の人形浄瑠璃 ・子持神社本殿 ・明德寺木造聖観音坐像 ・梨の木平敷石住居跡 ・月夜野郷土歴史資料館 ・ヤッサ祭(若宮八幡宮) ・小松八幡宮・中村天満宮舞殿 ・村主八幡神社・如意寺 ・月夜野神社・奥の院(北向観音) ・千日堂(茂左衛門地藏尊) ・市兵衛地藏尊 ・塚原宿・塚原古墳群・小川城址 	<ul style="list-style-type: none"> ・泰寧寺本堂欄間及び須弥壇 ・泰寧寺山門・旧大庄屋役宅書院 ・猿ヶ京関所跡 ・東峰須川の池祭り ・永井宿郷土館・須川宿資料館 ・三国路与謝野晶子紀行文学館 ・猿ヶ京おがんしょ地蔵 ・神明神社夜神楽・太助の郷資料館 ・民話と紙芝居の家 ・須川平野仏地蔵・三国権現 ・熊野神社・日枝神社

(3) 観光、スポーツ・レクリエーション資源

豊富な温泉地やリゾート施設が整備されているとともに、森・山・川の自然体験や地域の伝統である匠(たくみ)体験、農業体験など、交流しながら学ぶことのできる魅力ある観光、スポーツ・レクリエーションのスポットも大きな資源となっています。

水上エリア	月夜野エリア	新治エリア
<ul style="list-style-type: none"> ・水上温泉・谷川温泉 ・湯檜曾温泉・うのせ温泉 ・向山温泉・湯ノ小屋温泉 ・宝川温泉・上の原温泉 ・オートキャンパーズエリアならまた ・宝台樹キャンプ場・水紀行館 ・清流公園・西公園(藤原) ・湯檜曾公園・寺間運動公園 ・水上宝台樹スキー場 ・ホワイトバレースキー場 ・大穴スキー場 ・谷川天神平スキー場 ・水上奥利根スキー場 ・藤原スキー場 ・水上高原スキー場 ・ノルン水上スキー場 ・鹿野沢スキー場・山岳資料館 ・水上高原ゴルフ場 	<ul style="list-style-type: none"> ・月夜野温泉 ・真沢温泉 ・上牧温泉 ・奈女沢温泉 ・中部北陸自然歩道 ・真沢の森 ・大峰沼キャンプ場 ・リンゴ団地 ・サクランボ団地 ・月夜野びーどろパーク ・月夜野焼・茂山窯 ・月夜野は一べすと ・総合グラウンド ・緑地施設内運動広場 	<ul style="list-style-type: none"> ・川古温泉 ・猿ヶ京温泉 ・法師温泉 ・赤岩温泉 ・湯宿温泉 ・奥平温泉 ・町営赤沢スキー場 ・たくみの里 ・群馬サイクルスポーツセンター ・湯島オートキャンプ場 ・赤谷湖記念公園 ・フルーツ公園(桃李館) ・中央運動公園 ・月夜野カントリークラブ ・群馬カントリークラブ

2 本町のまちづくりに向けた特性



第4節 まちづくりの主要課題

1 安全で安心して暮せる生活環境づくり

- ・全国的な人口減少と少子高齢化は、本町においても急速に進展しています。今後も本町が継続して発展し、住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、子どもを育てやすい環境づくりや、増加する高齢者が充実した生活を営めるよう、健康づくり、医療、福祉等の更なる充実を図り、人口減少と少子高齢化を防ぐことが求められます。
- ・住民が安全に暮らしていくためには、防災、防犯体制の充実を図りつつ、災害等が発生した際や犯罪などに対して、速やかに対応できる体制づくりが必要です。

2 豊かな自然環境と共生する生活基盤の構築

- ・本町は、大部分が山地で、広大な森林を有しているとともに、利根川の上流水源地として森、山、川を守り下流域東京大都市圏の生命と経済活動を支えている地域です。自然環境に配慮しながら都市的機能を備えた生活基盤の整備を進めることが求められます。
- ・豊かで美しい自然環境を愛し、かけがえのない自然と共生しながら、安全で快適に暮らすための上下水道の整備やリサイクルの推進など、生活環境の向上への取り組みが必要です。

3 地域資源を活かした交流によるまちの活性化

- ・本町が持つ資源の豊かさは、利根川とその支流や5つのダム、谷川連峰の一ノ倉沢に代表される山岳観光資源、多数の温泉地などで形成されており、これらの豊かな地域資源を生かした交流から活力を高め、定住人口確保のための新たな地域づくりの展開が期待されます。
- ・文化や産業などあらゆる分野の交流人口の拡大により、観光業や農林業、商工業の振興を図り、さらに定住を推進することにより、地域の活力を向上させていく必要があります。

4 地場産業の活性化と産業間の連携強化

- ・本町の厳しい産業状況において、活力あるまちづくりを実現するためには、基幹産業である農業・観光をはじめとして、産業全般の活性化を促進する必要があります。
- ・農業農村、森林、里山の多面的機能を生かした農林業の振興を推進するとともに、観光・交流の受け入れ体制を整備する必要があります。同時にみなかみブランドを追及した商業振興や、地場産業の新たな起業の促進、企業誘致、柔軟な経営感覚を持つ産業の担い手の育成、若者の雇用の確保など、総合的な産業活性化策を推し進める必要があります。

5 地域を愛し誇りとする心豊かな人づくり

- ・学校教育では、地域を愛し、感性を育み、豊かな心を育む教育の推進と地域に根ざした特色ある学校づくりに努めるとともに、児童・生徒数の減少動向を踏まえ、教育施設の充実を進めることが課題です。
- ・経済的な豊かさよりも、家族や地域とのふれあい、自然や地域文化との共生など、「心の豊かさ」や「感性」が重視されています。住民の誰もが生きがいのある生活を送ることができるよう、伝統・文化の継承や恵まれた自然環境などを生かした生涯学習機能を充実し、地域の「ゆとり」や「心の豊かさ」を大切に、魅力ある地域づくりをさらに推進する必要があります。

6 住民とともに進める健全な行政運営

- ・全国的には景気拡大が続いていると言われていますが、地方については、厳しい状況にあり、これまで以上に地域経済の活性化を図り、住民、企業及び行政が一体となって地域間競争力を高めていく必要があります。そのためには、それぞれの地域の個性を活かし、住民や企業などが主体的にまちづくりに関わっていくことが必要です。
- ・国による国庫補助金や地方交付税の削減などが予想されます。町が将来にわたって現行の行政サービスの水準を維持していくために、より効率的な行政運営を確立していく必要があります。

II 基本構想



基本構想

第1章 本町の将来像

第1節 まちづくりの基本理念

本町の将来像設定に向けた基本理念は以下のとおりです。

新町まちづくり計画に掲げた「利根川源流の森・山・川の防人^{さきもり}として」の理念を生かしながら、地域資源へのこだわりと未来を展望し、個性豊かで存在感のある「みなかみ町ならではの」のまちづくりを推進するため、3つの基本理念を設定します。

1 自然とともに誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

美しい自然環境の中で、うるおいのある豊かな生活基盤を創造するとともに、子どもからお年寄りまで、すべての住民がいつまでも安全で安心して暮せるまちをめざしていきます。また、森・山・川の防人として、下流域の生命と経済活動を支えていることを誇りとし、自然環境の保全に努め、自然と人間が共生するまちづくりを進めます。

2 地域資源を活かした交流を推進し、魅力と活力に満ちたまちづくり

豊かな自然や文化、芸術をはじめとした地域のもつ豊富な資源や特性・可能性を、地域間の交流活動や地域経済を支える産業資源などとして活用し、魅力と活力にあふれるまちをめざします。また、各地域がそれぞれ持つ個性を伸ばしていくとともに、これらを連携・融合させることで新たな魅力を創造します。

3 住民とともに支え、ともに進むまちづくり

足腰が強い自治体を構築するために、行財政改革による安定した財政基盤の構築を進めるとともに、住民が自ら行う（自助）、住民が互いに助け合う（互助）、行政が行う（扶助）の精神を尊重し、住民と行政が一体となったまちづくり（協働）をめざします。

第2節 将来像

本町の基本理念を踏まえ、本町の将来像を設定します。

本町は、広大な森林と利根川の上流水源地としての5つのダムにより、首都圏約2,700万人の生命と経済活動を支えるとともに、緑豊かな「森林」や潤いあふれる「清流」、良質な「温泉」など、自然の恵みが豊富な地域です。また、この心安らぐ恵みの環境と、確立された高速交通網のもとで、「山岳観光地域」や「農村交流地域」、「定住文化地域」としての性格を併せ持ち、地域の発展を続けてきました。

そこで本計画では、将来像を「水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ」とします。

この将来像は、美しい自然の恵みを活かし、各地域が育んできた歴史ある特性と文化を、住民が誇りを持って受け継ぎ、そして、まち全体の特性へと発展させていくとともに、町民が経済的にも、精神的にも、ゆとりのある豊かな暮らしが実現できることをめざしています。

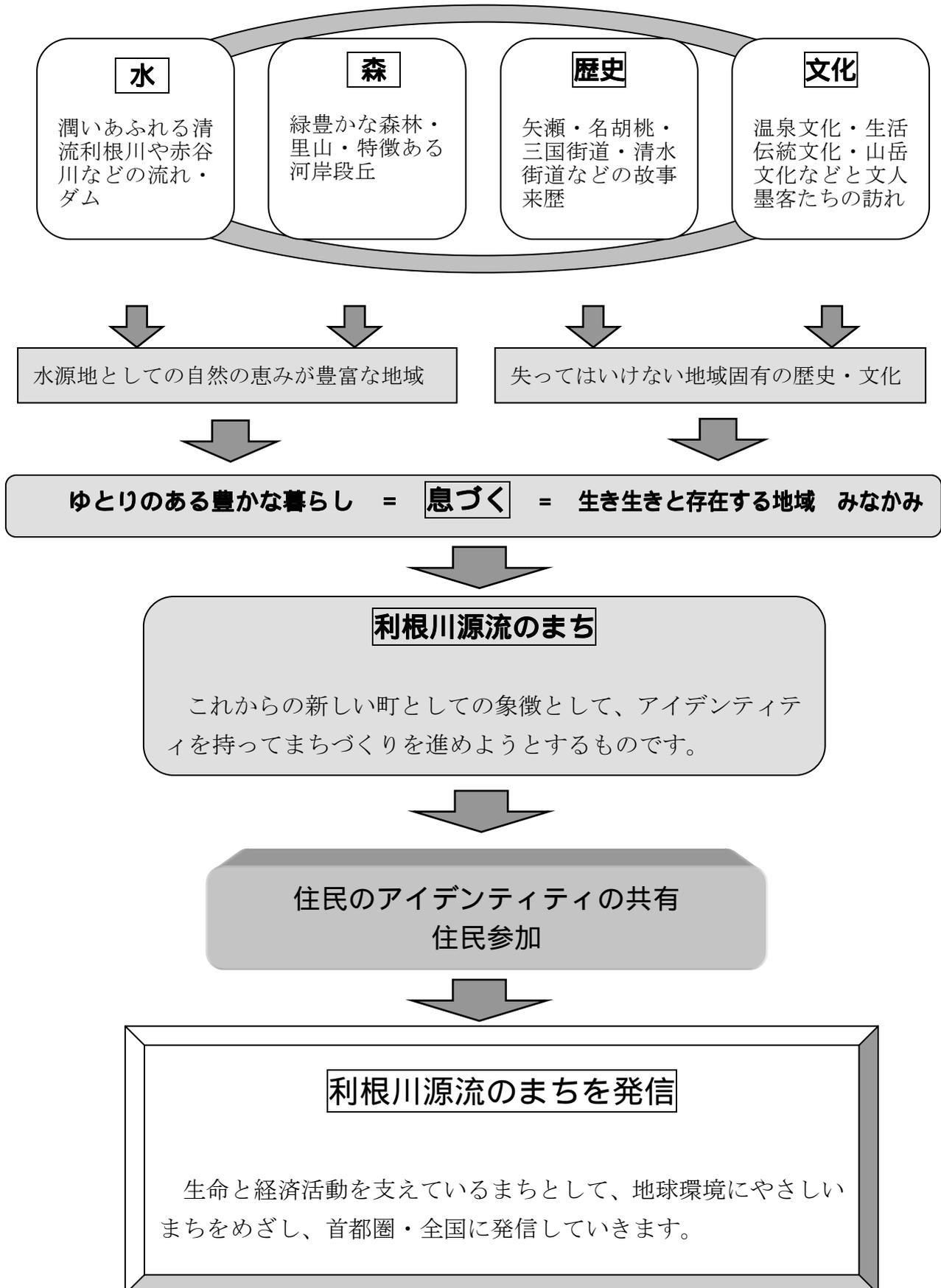
また、利根川源流のまちとして、生命と経済活動を支えていることを誇りとし、首都圏住民と交流を深めつつ森・山・川を守るとともに、水と森と空気を大切にする水源地域としての存在感をもつ地球環境にやさしいまちをめざしています。

将来像

水と森・歴史と文化に息づく

利根川源流のまち みなかみ

《将来像がめざすまちの姿》



第3節 土地利用の基本方針

1 土地利用の現状

- ・本町の約8割が森林地域であり、利根川・赤谷川の河岸段丘沿いに耕地や集落、町並みが広がり、各地域において計画的な土地利用が展開されてきました。

2 土地利用の基本方針

- ・土地は、限られた貴重な資源であるとともに、住民が将来において生活し、生産活動をしていくための重要な基盤です。
- ・今後の土地利用については、自然と人の共生を前提として、豊かな水、森林などの自然環境を保全し、都市機能と自然が共存する特色を活かしながら、地域の均衡ある発展を基本に総合的かつ計画的な有効活用を図ります。
- ・本町は、利根川上流の水源地として、下流域の生命と経済を支える地域であることから、土地利用についても、町外の人を含めた有効活用ができるように努めます。

(1) 都市的地域

- ・都市的地域は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する地域です。都市計画マスタープラン等を基に計画的な都市基盤の整備に努めます。
- ・自然環境や農林業との健全な調和を図りながら、住民生活全般を支える都市機能の集積をめざします。

(2) 農業地域

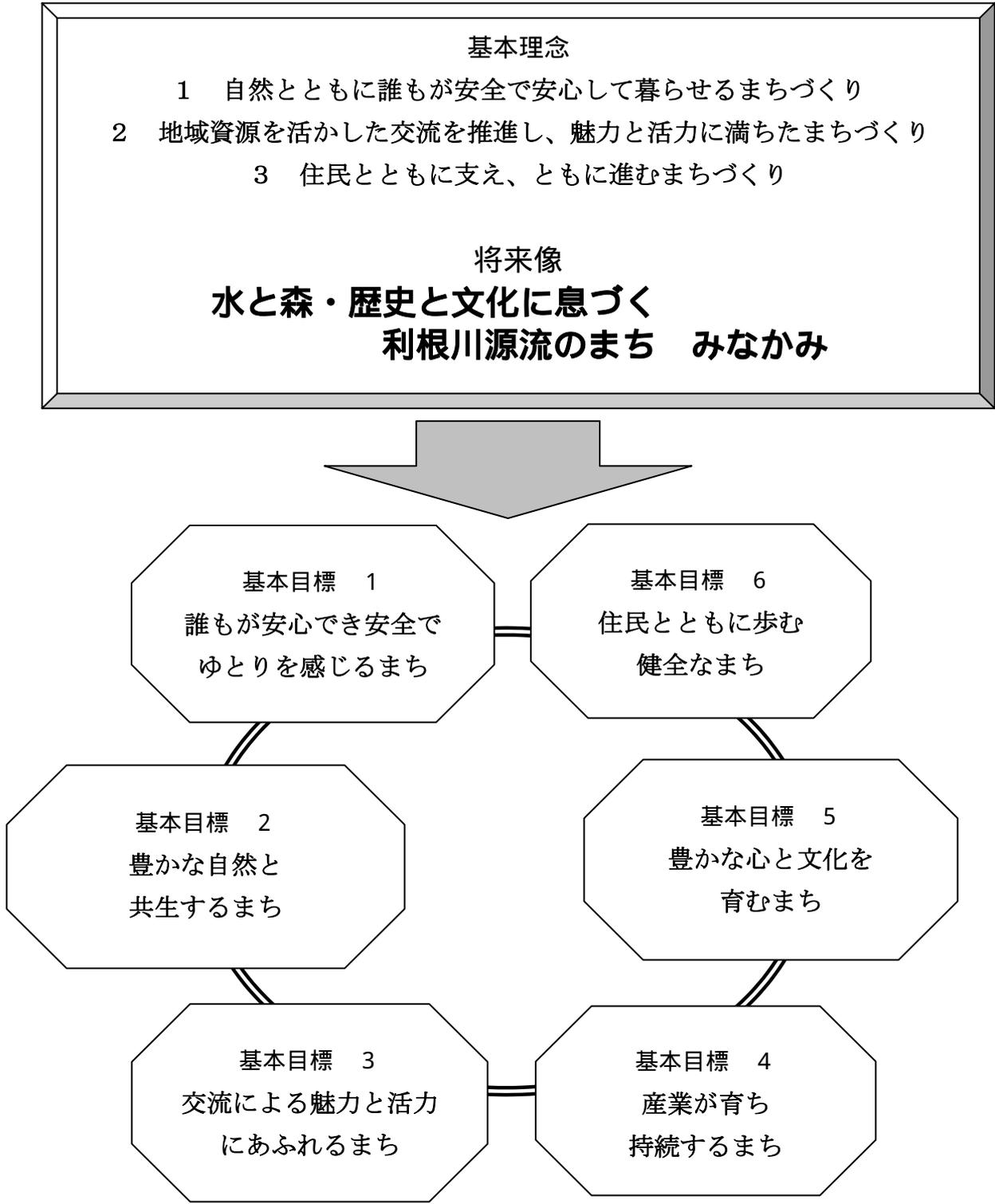
- ・農業地域は、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農地を良好な状態で確保するため、整備計画などの適切な運用に努めるとともに、遊休・荒廃農地の活用など農地の保全を図ります。
- ・農地の高度利用を促進し、付加価値の高い農業の確立に努めるとともに、効率的かつ持続的な農業の展開を図ります。
- ・農地の多面的な機能を維持するため、集落営農や農業生産法人等の新たな担い手育成を図るとともに、都市住民を含めた農地の有効利用を図ります。

(3) 森林地域

- ・森林地域は、美しい景観を形成する大切な要素であり、多面的な機能をもつ資源です。
- ・自然との共生を基本とし、この資源を活用するとともに、自然環境の保全や森林保護を推進し、水源の涵養に努めます。
- ・木材生産の場だけではなく、林業体験や森林浴、環境などの体験学習、健康づくりなどの場として、都市住民を含め活用してもらうとともに、都市住民とともに森林を保全・継承できるように森林の保続培養を図ります。

第2章 施策の大綱

基本理念に基づく、将来像『水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ』の実現を目指して、次の6つの施策の柱（基本目標）のもとに、本町の総合的な振興施策を体系づけます。



第1節 基本目標

1 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

子どもを健やかに産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、誰もが一人の人間として尊重され、支え合い、助け合う中で、安心や安全、ゆとりを感じながら、健康で生きがいをもって暮らすことのできるまちをめざします。

2 豊かな自然と共生するまち

快適で都市的な生活基盤整備や道路の整備、交通ネットワークの充実・情報通信基盤の整備など、生活の質を高める取り組みを推進するとともに、住民一人ひとりが環境問題の意識を高め、都市的な環境と自然が共生するまちをめざします。

3 交流による魅力と活力にあふれるまち

森林や川・大地からの恵み、文化・芸術など、地域のもつ資源や特性を活かした多様な交流と連携を推進することにより、芸術・文化をはじめとし、教育・産業などの地域間交流や国際交流など、人で賑わう、魅力と活力にあふれたまちをめざします。

4 産業が育ち持続するまち

町が潤い、住民が豊かさを感じるために、地域の産業の活力を生み出し、地域特性を活かした産業の振興や新しい魅力ある産業と働く場を創造し、持続的に発展するまちをめざします。

5 豊かな心と文化を育むまち

住民一人ひとりが、夢と誇りを持つとともに、学校教育や生涯学習、文化、スポーツなどを通じ感性を育み、地域の貴重な歴史的・文化的資源を活かして、次代を担う心豊かな人づくりをめざします。

6 住民とともに歩む健全なまち

住民とともに考え、ともに進む体制を構築することにより、まちづくりにおける住民参画の充実を図り、自主自立の健全な行財政運営をめざします。

第2節 施策の大綱

基本目標		主要施策		施策	
コード	名称	コード	名称	コード	名称
1	誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち	1	地域の支え合いで安心して暮せるまち	1	ぬくもりに満ちた地域福祉の構築
				2	いきいきと暮せる高齢者福祉の充実
				3	地域で支える子育て支援の充実
				4	社会参加と自立を支える障害者福祉の充実
				5	自立をめざす低所得者福祉の推進
				6	住民を支える社会保障制度の充実
		2	健やかにいきいきと人が輝くまち	1	誰もがいきいきと暮すための健康づくりの推進
				2	安心できる地域医療の推進
		3	安全に安心して暮らせるまち	1	地域ぐるみで進める防犯防災体制の強化
2	地域で進める交通安全対策				
3	安心できる消費活動の推進				
2	豊かな自然と共生するまち	1	自然と都市的機能が調和するまち	1	美しいみなかみの計画的な土地利用
				2	みなかみの顔となる市街地整備の推進
				3	やさしさと賑わいのある公共交通環境の整備
				4	人にやさしく地域を発展させる道路網の整備
				5	誰もが使える情報基盤の整備
				6	誰もが住みたくする住宅環境の整備
		2	豊かな自然と共生する快適なまち	1	利根川源流にふさわしい自然との共生
				2	美しくうるおいのある景観形成
				3	安心できる水道水の安定供給
				4	利根川源流にふさわしい下水道の整備
3	交流による魅力と活力にあふれるまち	1	地域資源で交流の輪を発信するまち	1	水と森林を生かした観光・交流推進体制の構築
				2	地域性を生かしたイベントの充実
				3	多くの人が訪れる観光の振興
				4	活発な産業間交流の推進
		2	多様な交流で人が賑わうまち	1	利根川を軸とした地域間交流の推進
2	国際化に向けた交流の推進				
4	産業が育ち持続するまち	1	持続的で魅力ある産業が育つまち	1	地域特性を生かした農業の振興
				2	森林の防人としての林業の振興
				3	交流と連携した商業の振興
				4	各産業と融合した工業の振興
		2	働く人を迎え育むまち	1	産業間の連携による就労機会の拡充
				2	誰もが働きやすい労働環境の整備
5	豊かな心と文化を育むまち	1	心豊かな子どもを育むまち	1	高い知性・健康な子どもを育てる学校教育の充実
				2	子育て教育環境の整備
		2	誰もがいきいき自己を実現するまち	1	生涯学習の推進
				2	交流活動を促進する生涯スポーツの充実
		3	歴史と文化を守り育むまち	1	芸術・文化の薫るまちづくり
				2	地域の財産を守る文化財保護の推進
6	住民とともに歩む健全なまち	1	住民が自ら考え、決定し、行動するまち	1	住民参加のまちづくり
				2	女性が能力を発揮する男女共同参画社会の形成
		2	行財政改革でゆとりのあるまち	1	健全財政の推進
				2	公共・公用施設と町有地の有効活用
				3	簡素でわかりやすい行政組織の構築
				4	効率的で効果的な事務処理の推進
				5	専門性や政策能力を持つ職員の育成と確保
				6	広域行政の強化

第3節 主要施策

基本目標 1 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

1 地域の支え合いで安心して暮せるまち

- ・ライフステージに対応した総合的な支援体制の整備を行い、安心して暮せる保健・医療・福祉の環境づくりを進め、地域ケア体制の整備を進めます。
- ・地域における相互扶助を基本としてボランティア等の多様な地域活動を活性化させ、幅広い分野での活動を促進します。
- ・高齢になっても自分らしく生きがいを持って暮らすことができるように、介護予防などの充実を図ります。
- ・ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての人が生き生きと快適に、充実感をもって暮らせる社会をめざし、公的な福祉サービスの充実に加え、住民の理解と協力により地域で支えあえる福祉の展開を図るとともに、誰にもやさしいユニバーサルデザインに基づく環境の実現に努めます。
- ・安心して子育てができる環境を整えるため、多様な子育てニーズに対応した情報提供を行うとともに、子育て支援グループの育成とネットワーク化など、住民参加による子育て支援体制の強化を図ります。

2 健やかにいきいきと人が輝くまち

- ・生涯にわたって安心して心豊かに暮らすために、福祉との連携を図りつつ、生活習慣の改善や心の健康づくりなどの住民主体の健康づくりを促進します。
- ・子どもたちが健やかに生まれ育つ環境整備のための母子保健や疾病予防などの成人・老人保健など、総合的な保健サービスの充実を図ります。
- ・多様化・高度化する医療ニーズや救急・休日・夜間等の医療需要に対応できるように、医療機関との連携を強化し、安心して医療サービスが受けられる医療環境づくりを推進します。

3 安全に安心して暮らせるまち

- ・災害に強く、犯罪や事故のない、安全で安心して暮せるまちづくりを進めるため、河川改修や急傾斜崩壊対策等の推進、交通安全・防犯対策の推進に努めます。
- ・行政、防災関係機関、住民が一体となった総合的な防災体制の強化を図ります。
- ・安心して消費活動が行えように、消費者保護対策を図ります。

基本目標 2 豊かな自然と共生するまち

1 自然と都市的機能が調和するまち

- ・ 中心市街地と各支所周辺の拠点ゾーンを中心に、多様な都市拠点機能の集積と適正配置を進めます。
- ・ 既成市街地の整備による居住環境の向上や都市整備を図るとともに、中心市街地と各地区の拠点ゾーンとの適正な機能分担や連携強化に努めます。
- ・ 広域的な交流を促進する交通ネットワークの強化に向け、国・県道など、広域幹線道路網の整備を促進します。
- ・ 関係機関との連携のもと、上越新幹線や JR 上越線の利便性の向上を図るとともに、市町村間のバスや町内バス路線の充実に努めます。
- ・ 生活道路については、利便性の向上や安全対策、冬季間における移動の確保等に配慮しながら、改良・舗装などの計画的な整備を進めます。
- ・ 情報化社会の進展に対して、情報基盤の整備を促進します。
- ・ 身近な公園や緑地の整備など快適な居住環境づくりと定住化の促進に向けて、豊かな自然環境と地域特性を活かした宅地の形成や住宅の建設を促進します。

2 豊かな自然と共生する快適なまち

- ・ 自然環境を保全するため、環境教育や農林業体験等の充実に図り、地域住民と利根川下流域の都市住民が一体となった環境保全意識の高揚に努めます。
- ・ みなかみ町らしい自然と調和した美しい街並や農村景観の形成に努めます。
- ・ 安全で良質な水の安定供給を図るため、水源の確保と保全を図りながら、配水管や浄水場をはじめとする各種水道施設の整備を計画的に進めます。
- ・ 公共下水道や集落排水施設の計画的な整備や合併処理浄化槽の設置促進を図ります。
- ・ 地球にやさしい循環型社会の構築に向けて、省エネルギーやリサイクルの取り組み、廃棄物の適正な処理を推進します。
- ・ 循環型産業や新エネルギー等の導入・活用に向けた活動などの支援をします。

基本目標 3 交流による魅力と活力にあふれるまち

1 地域資源で交流の輪を発信するまち

- ・地域資源を活かし、国内外に向けての交流を戦略的に発信することにより、観光産業をはじめとして産業や教育、文化など新たな活力の創出につなげます。
- ・貴重な交流資源を保全しながら、交流拠点の整備を強化し、滞在型、日帰り型、体験型等に対応した観光産業の活性化を図ります。
- ・交流メニューや様々なイベント整備を促進します。
- ・地域資源の有効活用、農業や商業との連携強化と既存施設のネットワーク化等により、魅力ある地域づくりを進めます。
- ・産業間の連携を図り、創造的活動や心もてなし（歓待）を高める組織や制度づくりへの支援に努めます。

2 多様な交流で人が賑わうまち

- ・多様な交流を発信するための都市間交流を推進します。
- ・利根川源流のまちとしての利根川中流域や下流域との交流を図ります。
- ・地域間における防災協定の締結等、多様な交流を進めます。
- ・学校教育や生涯学習の場において、外国語学習の充実に努めるとともに、国際交流の推進を図ります。

基本目標 4 産業が育ち持続するまち

1 持続的で魅力ある産業が育つまち

- ・農業については、農業生産基盤の一層の充実を図りながら、観光型農業としての特性を活かし、地産地消を含めた多様な流通体制の構築や消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物の開発を促進します。
- ・林業については、多面的機能を担っていることから、適切な保育と間伐、林道等の生産基盤整備を進めつつ計画的な管理の推進や、健康レクリエーション機能及び学習機能の整備充実を図るとともに、特用林産物の振興を図ります。
- ・商業については、既存商店街と郊外店舗の協調に努めつつ、地域に密着したサービスが展開できるように、関係機関との連携を図りながら商業活性化対策を講じます。
- ・工業については、工業生産環境の整備に努めるとともに、産業間連携を支援し、既存企業の体質強化や新規事業の展開を促進します。

2 働く人を迎え育むまち

- ・企業誘致等による雇用の拡大を図り、地域経済の活性化に努めます。
- ・地元産業の振興や新産業の創出を推進し、多様で魅力ある雇用の場の創出に努めます。
- ・就業の場において、就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりを推進します。

基本目標 5 豊かな心と文化を育むまち

1 心豊かな子どもを育むまち

- ・義務教育については、基礎的・基本的な学習内容の定着をめざして、教育課程の適切な編成、着実な実施、役立つ評価をもとに、指導体制の強化を図り、学力向上に努めるとともに、地域性を生かして、特色ある教育と学校づくりに努めます。
- ・学校教育施設については、少子化、耐震強度、老朽化等を検討課題として、計画的な整備を図ることにより、安心して学習できる教育環境づくりを進めます。
- ・幼児教育については、幼稚園と保育園との連携、さらには両者と小学校の連携を深めるとともに、幼児の心身の発達に応じた適切な教育課程の編成や保育計画の立案に努め、安全で快適な幼児教育環境づくりを推進します。
- ・高等学校教育については、県や利根沼田圏域、また利根沼田学校組合と積極的な連携を図ることにより、地域に密着した学校運営や施設整備の支援を強化します。

2 誰もがいきいき自己を実現するまち

- ・心豊かな文化人となるために、生涯教育・生涯スポーツを推進し、これらの活動拠点となる関連施設の整備を図り、より身近に学習できる環境づくりを促進します。
- ・高齢者等の生きがい対策としての生涯学習の推進を図るとともに、家庭教育や人権教育を推進する生涯学習の場を創出します。
- ・スポーツ振興においては、各種団体や組織と連携し、一人ひとりが生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じて、気軽にスポーツが楽しめるような機会の拡充に努めます。

3 歴史と文化を守り育むまち

- ・町民が優れた芸術・文化に触れることができる機会や住民の自主的な活動の支援、発表の場の創出を図ります。
- ・地域の歴史と伝統を尊重し、コミュニティ活動や世代間・地域間交流等の活性化を図ることにより、地域固有の文化や歴史文化財の保護継承に努めます。

基本目標 6 住民とともに歩む健全なまち

1 住民が自ら考え、決定し、行動するまち

- ・住民参加の仕組みづくりにより、まちづくりや各分野における人材の育成に努めます。
- ・住民相互やコミュニティ間の交流・連携を強化し、一体感の高揚を図るとともに、従来からのコミュニティ組織が自発的な活動が展開できるように、施設の充実や運営の促進、リーダーの発掘と養成に努めます。
- ・さまざまな機会を通じて、行政の仕組みやまちづくりの情報提供、学習機会の創出に努めます。
- ・自らが考え、自らが決定し、自らが行動するまちづくりをめざしてまちづくり基本条例の制定により住民自治のシステムを育てます。

2 行財政改革でゆとりのあるまち

- ・自らの責任における自己決定の拡大を進め、行政改革大綱の推進により、自立した自治体経営をめざします。
- ・経費節減はもとより、自主財源や財政措置のある優良財源の確保・拡充に努め、健全な財政運営に努めます。
- ・行政需要の変化に対応した組織機構の見直しを進めます。
- ・職員の資質や能力の向上に努めるとともに、適正な定員管理に努めます。
- ・住民サービスの向上と地域活性化のために、電子自治体を構築します。

Ⅲ 基本計画



基本計画

「基本構想」において、将来像「水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ」を実現するため、6つの基本目標を定めました。

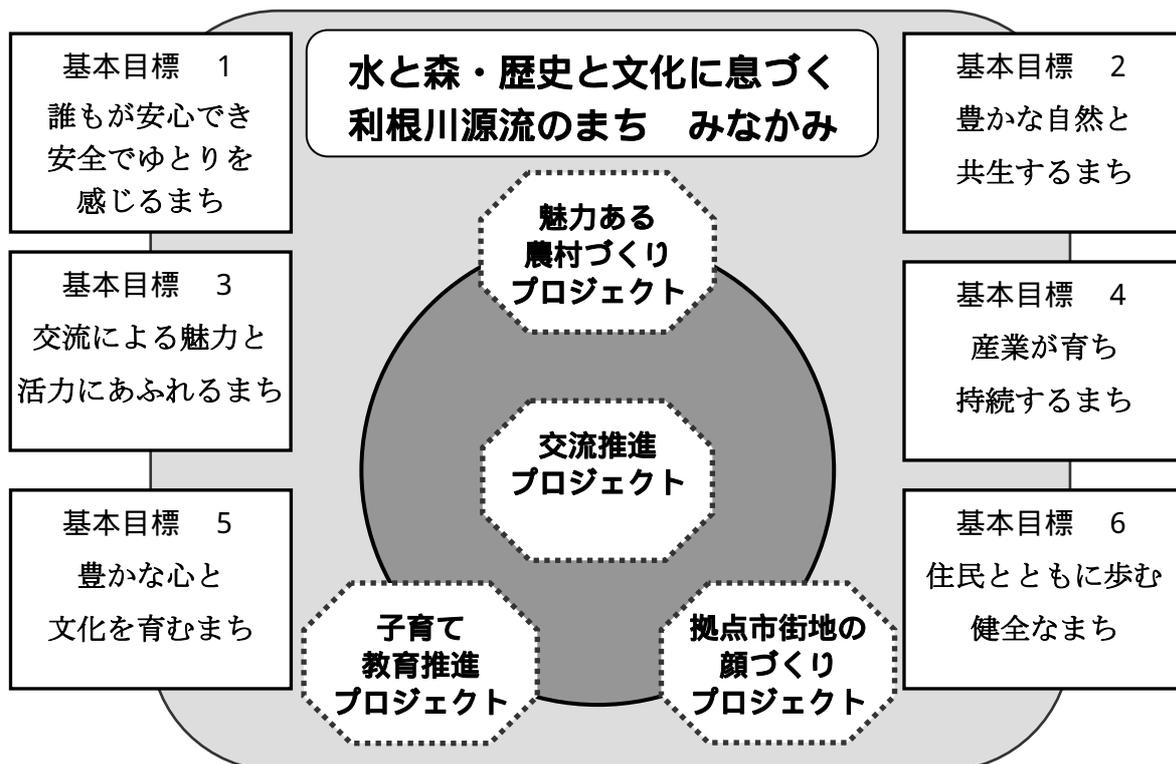
この6つを目標とした政策、施策を体系的かつ総合的に展開していくのが基本計画となります。基本計画（平成20～29年度）では、大綱ごとに、政策、施策を進める上での「現状と課題」を整理し、「施策の方向」において、施策の主な内容をまとめています。

この計画の策定にあたっては、住民と行政の協働のまちづくりを町の基本的な考え方として、まちづくり基本条例の制定の取り組みを同時に進めるとともに、地区別座談会、各種団体懇談会など、住民参加の機会を数多く設けて取り組んできました。

計画の内容や施策について住民にわかりやすく示すために、施策の体系化や施策の目標、主な事業を掲載しています。

チャレンジプロジェクト

将来像「水と森・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ」の実現に向け、確かな存在感を持って生きているという「ゆとりある豊かな暮らし」が実感でき、「利根川源流のまち」としての誇りが持てるまちづくりの機軸となる4つのチャレンジプロジェクトを設定します。このチャレンジプロジェクトと6つの大綱のまちづくりを、住民参加で進めていきます。



チャレンジプロジェクト 1		交流推進プロジェクト
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「利根川源流のまち」としての誇りを持ち、森・山・川や貴重な水生生物等の生息地などを保全し、交流を推進します。 ○ 利根川を軸とした環境学習や体験学習、防災協定、物産などの交流を推進します。 ○ 東京藝術大学卒業・修了生との収蔵事業や芸術学習などを中心に、文化・芸術の交流を図ります。 ○ 物産交流やアンテナショップなどにより、都市部などとの地域間交流を促進します。 ○ まちの駅などを中心とした地域づくり交流を進めます。 	
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川源流にふさわしい自然との共生 ・水と森林を生かした観光・交流推進体制の構築 ・利根川を軸とした地域間交流の推進 ・芸術・文化の薫るまちづくり 	

チャレンジプロジェクト 2		魅力ある農村づくりプロジェクト
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手農家の育成・支援など農業後継者の確保を図ります。 ○ 荒廃農地や農業の後継者問題などに対応するため、農地法における農地取得下限面積の問題などを県に働きかけるなど、みなかみ町にふさわしい農業振興を図ります。 ○ 良好な自然環境に配慮した農村環境基盤の整備を推進します。 ○ 産地・消費地との交流活動や体験学習など、都市部との多様な交流による農業の活性化を図ります。 ○ グリーンツーリズムや体験農業の受け入れ体制の整備と情報提供などのネットワーク化を図ります。 ○ 食と農についての理解促進と消費者と生産者の信頼関係づくりのために、食育と地産地消を推進します。 	
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川を軸とした地域間交流の推進 ・地域特性を生かした農業の振興 	

チャレンジプロジェクト 3	子育て教育推進プロジェクト
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子化への対応や児童の安全などのため、耐震補強も含めた学校施設の計画的な整備を図ります。 ○ 学校・家庭・地域との連携により、自ら行動する子どもを育成するとともに、心豊かに育つ環境づくりを推進します。 ○ 幼児の健やかな育成を図るために、環境衛生に配慮した施設整備に努めるとともに、子育てしやすい保育環境づくりを進めます。 ○ 児童生徒一人ひとりに配慮しながら個性を活かす教育を推進し、基礎・基本を定着させる授業や自ら学ぶ意欲を引き出す授業の充実を図ります。
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・高い知性・健康な子どもを育てる学校教育の充実 ・子育て教育環境の整備

チャレンジプロジェクト 4	拠点市街地の顔づくりプロジェクト
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画マスタープランの策定を進め、街の骨格となる道路網・公園緑地の整備とともに、雇用の確保を図りつつ若い人たちの定住を促進します。 ○ 光などの高速通信網の整備の促進により地域情報基盤の充実に努めます。 ○ 拠点機能の充実を図るために、町の玄関口となる駅前広場や駅の駐車場など、駅の周辺整備を推進します。
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・美しいみなかみの計画的な土地利用 ・みなかみの顔となる市街地整備の推進 ・人にやさしく地域を発展させる道路網の整備 ・誰もが使える情報基盤の整備 ・産業間連携による就労機会の充実

第1章 誰もが安心して安全でゆとりを感じるまち

1	地域の支え合いで 安心して暮せるまち	1	ぬくもりに満ちた地域福祉の構築
		2	いきいきと暮せる高齢者福祉の充実
		3	地域で支える子育て支援の充実
		4	社会参加と自立を支える障害者福祉の充実
		5	自立をめざす低所得者福祉の推進
		6	住民を支える社会保障制度の充実
2	健やかにいきいきと 人が輝くまち	1	誰もがいきいきと暮すための健康づくりの推進
		2	安心できる地域医療の推進
3	安全に安心して 暮らせるまち	1	地域ぐるみで進める防犯防災体制の強化
		2	地域で進める交通安全対策
		3	安心できる消費活動の推進

第1節 地域の支え合いで安心して暮せるまち

第1項 めくもりに満ちた地域福祉の構築

1 現状と課題

- ・核家族化などにより、高齢者や障害者、子どもなどを家族や地域社会で支える力が弱まっています。
- ・行政や民間事業者によるサービスとしての福祉には限界があり、それを補うものとして、ボランティアなど自主的な地域福祉活動の推進が求められています。
- ・本町では、社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、ボランティア団体、小中学校、保育園・幼稚園、地域住民等が連携して地域福祉活動に取り組んでいます。
- ・今後も福祉の心を育み、めくもりのある地域のつながりを大切に、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することが求められています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・誰もが住み慣れた地域社会の中で自立し、安心して暮らしていけるめくもりに満ちたまちをめざします。

〔内容〕

- ・住民が地域福祉に参加する体制づくりを推進します。
- ・地域福祉を支える人づくりに努めます。

3 主要事業

(1) 参加する地域福祉体制の構築

- ・地域福祉を支えるボランティアやNPOなどの組織を育成し、活動を支援します。
- ・各地区の公民館や集会施設などを高齢者や子どもたち、障害者などの多世代交流の場として積極的に活用し、地域コミュニティの醸成に努めます。

(2) 福祉を支える人づくり

- ・社会福祉協議会と協力しながら、誰もが参加できる幅広い福祉イベントの充実に努め、町ぐるみの保健・福祉学習を推進します。
- ・保育・幼児教育や学校教育、社会教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、広報活動やイベントなどあらゆる学習・体験機会を通じて、福祉教育の充実に努めます。
- ・ボランティアの体験教室や養成講座、研修会や交流会の充実ににより、高齢者等の支援を行う体制づくりのため人材確保と養成に努めます。

4 住民への期待

- ・ ボランティア活動に積極的に参加するとともに、家庭教育を通して福祉への関心を高めましょう。

第2項 いきいきと暮せる高齢者福祉の充実

1 現状と課題

- ・年々増加傾向にある高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して生活できる環境づくりが求められています。
- ・高齢者が生きがいを持って社会参加できるための地域ぐるみの支援活動が求められます。
- ・高齢者の生きがいづくりと自立した生活を送るため、生涯学習の機会や社会参加を支援する取り組みが必要であり、そのための外出、生活支援等の自立支援が求められています。
- ・健康づくりや生きがい対策、友愛訪問・ボランティア活動など、地域福祉環境づくり活動推進するため、老人クラブ、ボランティア団体等の組織育成が求められています。
- ・老後の不安の中でも、認知症は大きな不安原因となっており、また、認知症高齢者を抱える家族は、介護負担が大きく深刻な問題となっています。このため、認知症とならないための予防の取り組みと、認知症高齢者とその家族を支える施策が求められています。
- ・一人暮らし高齢者、老々世帯は年々増加しており、健康や生活不安を助長させています。このため、地域と町が連携した包括的な支援の取り組みが求められます。
- ・認知症高齢者の徘徊、高齢者等の虐待、高齢者等の消費者被害は、大きな社会問題となっており、未然防止・早期発見のため協力団体及び地域住民と町が連携した見守りや支援組織の構築が必要です。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく、いつまでも元気で暮らせるようにします。
- ・高齢者が安心して安全な生活環境を目指します。

〔内容〕

- ・高齢者が、生きがいを持って社会参加でき、安心、安全な生活をおくることができるよう必要な生活環境の整備に努めます。
- ・高齢者となっても自立した生活をおくれるよう必要な見守り、支援活動など地域ぐるみの社会環境の整備に努めます。
- ・高齢者となってもできる限り要介護状態に陥ることなく、健康で充実した生活が営めるよう、介護予防に関する取り組みを積極的に推進します。

3 主要事業

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進

- ・学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動、伝統技術・芸能活動など、高齢者の学習の場や機会の拡充に努めます。

- ・高齢者自らが生きがいを創り出すことを目的に、地域特性に応じた高齢者組織の自主的な取り組みを支援するとともに、老人クラブなどの組織の育成、介護ボランティアなどの人材の育成を図ります。
- ・高齢者能力活用センター（シルバー人材センター）の充実を図り、高齢者の働く場や機会の拡充に努めます。

（２） 自立支援の充実

- ・保健・医療・介護・福祉一体の包括的で継続的なケアシステムづくりを推進するとともに、各分野の連携強化を図り、地域ケア体制の総合整備に努めます。
- ・一人暮らし高齢者、老々世帯への安否確認、話し相手など、地域で高齢者を支えるためのボランティア活動を促進します。
- ・緊急通報装置や、ホームヘルプサービス、外出支援など、高齢者自立支援のためのサービスの拡充に努めます。
- ・健康意識づくりや健康支援のための環境づくりなど、高齢者の健康づくりを推進します。

（３） 生活環境の整備

- ・バリアフリーのための住宅改修の支援や、高齢者に配慮した住宅整備の促進などにより、高齢者がいつまでも居宅で生活できる住環境づくりに努めるとともに、高齢者向けの生活施設の整備・充実を促進します。
- ・認知症高齢者の徘徊や高齢者虐待、高齢者消費者被害などの早期発見、未然防止のために、地域住民や関係団体の参加による見守り支援ネットワークを構築し、地域ぐるみでの高齢者の防犯・防災を推進します。
- ・老人福祉法に基づく保護措置について、適正な対応を図るための関係機関との連携強化に努めます。

（４） 介護予防の充実

- ・高齢化社会対策の総合的な指針となる「高齢者保健福祉計画」に基づき、計画的な施策の推進を図ります。
- ・健康教室や各種健康相談、訪問指導等の実施を推進するとともに、介護予防サポーターの育成により、介護予防の普及啓発に努めます。
- ・生活機能低下の早期発見・早期対応に向け、地域支援事業の介護予防事業を推進します。
- ・認知症の予防活動の充実と早期対応や相談体制の充実等により、認知症高齢者対策を推進します。
- ・介護予防マネジメントや高齢者への総合相談・支援、認知症の方等の権利擁護などを行う「地域包括支援センター」の体制の充実を図ります。

4 住民への期待

- ・いつまでも地域で自立して暮らすことをめざし、必要な在宅サービスなどを活用しましょう。

-
- ・ 経験や知識、技術を活かし、学習や多世代交流など、様々な社会活動に参加しましょう。
 - ・ 一人暮らし高齢者や老々世帯など、見守り等が必要な高齢者の支援に地域ぐるみでの支援に参加しましょう。

第3項 地域で支える子育て支援の充実

1 現状と課題

- ・本町では、町民と行政及び専門機関が連携しながら、子育てひろばや子育てサークル、各種健診・相談事業など、地域の子育てニーズに対応した事業を行っています。
- ・子どもを安心して育てるには、地域において子育てを支援する仕組みが必要であり、社会環境の変化や子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう必要なサービスの見直しが必要となっています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・子育てが社会全体で支えられ、安心して子どもを生み、育てられ、子どもたちが心身ともに健やかに成長しできるよう支援します。

〔内容〕

- ・すべての子どもが幸せで健やかに育つための環境を整備します。
- ・すべての親がゆとりを持ち、安心して子育てできる環境をつくります。
- ・地域社会が子育てをあたたく見守る体制を構築します。

3 主要事業

(1) 子育て支援体制の構築

- ・「次世代育成支援計画」に基づき、計画的な施策の推進を図ります。
- ・出産に対して出産祝い金を支給し、次代を担う児童の健全育成と福祉の増進を図ります。
- ・子育てひろば、子育てサークルなどの地域における子育て支援体制の充実に努めます。
- ・子育て中の親子交流の促進や子育てボランティア等の育成により、子育て支援ネットワークづくりを推進します。
- ・療育支援体制を整え、育ちづらい子の相談の充実に努めます。

(2) 子育て支援サービスの充実

- ・子どもを対象者に、福祉医療費として保健医療費の自己負担分を補助し、子育てを支援します。
- ・要援護児童等へのきめ細やかな対応に努めます。
- ・親などへの育児相談等の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図り児童虐待の予防に努めます。

(3) 子どもと親の健全育成体制の充実

- ・子育て情報の提供や世代間交流の促進により、子どもの健全育成体制づくりを図ります。
- ・「食育」の推進や思春期保健対策の充実、小児医療の充実により、子どもや母親の健康確保

と増進に努めます。

(4) ひとり親家庭の自立支援

- ・ 母親や父親の精神的不安を解消するために、関係機関との連携強化を図りながら、相談・指導の充実を図ります。
- ・ 母子・寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当等の周知と活用を促進し、ひとり親家庭の経済的安定を支援します。
- ・ ひとり親家庭の就労に必要な知識・技能の習得機会の提供を図り、就労を促進します。

4 住民への期待

- ・ 子育ての仲間づくりを積極的に進めましょう。
- ・ 子どもに関わる地域活動、グループ活動に積極的に参加しましょう。

第4項 社会参加と自立支援を支える障害者福祉の充実

1 現状と課題

- ・障害者の完全参加と平等の実現に向けて「ノーマライゼーションの理念の推進」と「リハビリテーションの促進」を基本に、障害者にやさしいまちづくりに取り組んできましたが、障害者自立支援法の成立にともない、障害者支援制度が見直されるなど、社会情勢の変化を踏まえた新たな障害者の社会参加支援や自立支援等が求められています。
- ・ノーマライゼーションの思想の普及と啓発や、リハビリテーションの促進は、今後も引き続き継承し、社会にある様々な障壁を取り除き、障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活できる社会の実現を目指していく必要があります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・障害のある人もない人もともに暮らすノーマライゼーション社会の実現に向けて、障害者が住み慣れた地域で自立し、誇りをもって生活できるようにします。

〔内容〕

- ・障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる地域社会をめざします。
- ・障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害者の主体的な選択が尊重され、障害者が自分らしく自立して生活していくことができる地域社会をめざします。

3 主要事業

(1) 障害者支援体制の構築

- ・国の障害者基本法や障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活できる社会の実現を目指した「みなかみ町障害者計画及び障害福祉計画」の推進を図り、障害者の自立や社会参加の総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。
- ・広報活動の推進や障害者手帳の認定、手帳交付の普及により、障害者への理解を促進します。
- ・障害についての理解や人権・権利擁護の周知を図るため、学校・地域での福祉教育を推進します。
- ・民生委員・児童委員、保健師等の連携を図るとともに、ボランティアの育成やボランティア活動を支援し、地域ぐるみの福祉を推進します。
- ・療育体制や障害児保育等を充実します。
- ・教育相談の整備や専門家による巡回相談の実施、就労に向けての連携強化など、学校教育

での教育体制を充実します。

- ・聴覚障害者や視覚障害者に対するコミュニケーション手段の確保を支援します。

(2) 生活支援サービスの充実

- ・短期入所の充実や重度障害者の方の支援など、在宅福祉サービスを充実します。
- ・入所施設の在り方の検討や入所施設体制の整備など、施設サービスを充実します。
- ・障害の発生予防、早期発見、治療、療育、機能回復訓練など、保健・医療サービスを充実します。
- ・住宅改修・改造に対する周知や支援の充実に努めます。

(3) 自立と社会参加の促進

- ・利根沼田における自立支援協議会の設置により、指定相談支援事業の整備など、地域生活移行に向けた支援を充実します。
- ・ハローワークなどの関係機関との連携による就労支援体制の整備や地域活動支援センター（福祉作業所）での就労支援の充実など、障害者にやさしい就労の場の確保と就労移行支援に努めます。
- ・障害者が文化・スポーツ・レクリエーションなど多様な活動に参加し、充実した生活ができるよう、情報提供の充実や利用しやすい施設の整備・移動支援事業の充実などを推進するとともに、身体障害者連合会や手をつなぐ親の会などの育成支援を進めます。

4 住民への期待

- ・障害及び障害者への認識と理解に努めましょう。
- ・障害者へのボランティア活動に積極的に参加し、技術の習得も図りましょう。

第5項 自立をめざす低所得者福祉の推進

1 現状と課題

- ・低所得者福祉の根幹である生活保護は県の事務ですが、県福祉事務所、民生委員・児童委員などと連携しながら、町においても補助機関として必要に応じ、低所得者の自立等に向けた相談等を受けています。
- ・低所得者世帯は、不況などの影響を受けやすく、また社会的に弱い立場にあることが多く、経済的に自立できるように、収入の実態を的確に把握しながら、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・生活保護制度を基本とした保障制度や就業の相談などに努め、低所得者の生活の向上と自立を促進します。

〔内容〕

- ・県福祉事務所と民生委員・児童委員との連携により生活保護制度の適正な運用に努めます。
- ・被保護者や低所得者の生活自立を支援します。

3 主要事業

(1) 福祉サービスの充実

- ・生活保護を必要とする世帯の実態を的確に把握しながら、福祉事務所の保護決定に協力し、生活保護制度の適正な運用を図ります。
- ・低所得者に対し、経済的自立を助長するため、生活福祉資金制度の周知と有効活用を進め、生活意欲の向上と社会参加への促進に努めます。

(2) 生活自立への支援

- ・相談・情報提供体制の充実を図ります。
- ・ハローワーク等関係機関との連携を図り、被保護者や低所得者の就業を促進し、その生活基盤を確保し、自立安定した生活を送れるよう支援します。

4 住民への期待

- ・相談の機会や支援制度を活用し、助言によって、生活の安定をめざしましょう。

第6項 住民を支える社会保障制度の充実

1 現状と課題

- ・国民健康保険や後期高齢者医療制度は、高齢化や経済の低迷による低所得者層の増加といった構造的な問題を抱える一方、医療技術の進歩による医療費の増加により、取り巻く環境は厳しさを増している状況で、医療制度改革がされるものの今後ますます歳出の増加が予想されます。
- ・国民健康保険や後期高齢者医療の今後の事業の円滑な運営を図るための税収等の確保をはじめ、保健事業の推進による医療費の抑制、レセプト点検による医療費の適正化がさらに求められています。
- ・国民年金制度は、平成14年4月より年金保険料の収納事務等が市町村から社会保険事務所へと変わりました。このため町では、年金に対する誤解等や未納を防ぐため、社会保険事務所職員を招き臨時納付窓口の開設と年金相談の実施により安定した制度の普及に努めています。年金制度の理解を求めるPRや一人ひとりの加入状況が異なる年金記録に関して、きめ細かに調査指導を行っていく体制づくりが求められています。
- ・介護保険制度の介護サービス利用者数は、平成12年度の制度開始時のほぼ2倍となり、制度の定着化が進む一方、高齢人口は年々増加傾向にあり、利用者数も増加することが予想されます。
- ・平成18年度に介護保険制度が見直され、要支援状態・要介護状態などの介護が必要とならないよう「地域支援事業」が創設され、介護予防のための取り組みが始まりました。この事業は、保健福祉センターに新たに設置された「地域包括支援センター」が主体となって、包括的かつ継続的なサービス計画の策定と高齢者の状態像に即した適切なサービスが提供される取り組みが求められます。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・少子・高齢化時代を社会全体で支える社会保障制度の安定した運営を図ります。

〔内容〕

- ・国民健康保険制度の健全運営を推進します。
- ・国民年金制度の健全運営を支援します。
- ・介護保険制度の健全運営を推進します。
- ・後期高齢者医療制度の健全運営を推進します。

3 主要事業

(1) 国民健康保険制度の充実

- ・レセプト点検による診療報酬の是正や、医療費通知・広報活動などによる医療費に対する意識の啓発を図ることにより、保険医療費の適正化に努めます。
- ・各種保健事業の実施による医療費の抑制に努めます。

(2) 国民年金制度の充実

- ・保険料の口座振替の促進、未納者情報の把握、免除制度の周知、事務の効率化など、社会保険事務所との連携のもと、特に若年層への必要性への理解を深めるとともに、加入・離脱手続きを徹底し、適正な制度運営を図ります。
- ・国民年金制度の意義や役割についての広報や情報提供を促進します。

(3) 介護保険制度の充実

- ・要介護認定の迅速性や適正化に努めます。
- ・介護サービスの提供体制の確保に努めるとともに、需要と住民負担の動向をみながら、適切な供給体制の確立を図ります。
- ・介護サービスを計画するケアマネージャーの質の向上に努めるとともに、在宅サービス（訪問・通所サービス等）や施設サービス（特別養護老人施設・老人保健施設等）が介護サービス利用者の希望に沿い、かつ適正にサービス提供できるよう努めます。
- ・地域支援事業の介護予防サービスの充実を図り、事業の推進に努めます。
- ・介護サービス利用者への介護給付費通知書の発送及び介護給付適正化計画により給付の適正化に努めます。
- ・広報紙への掲載やパンフレットの配布などにより、介護保険制度やサービスの情報提供・相談体制の充実に努めます。

(4) 後期高齢者医療制度の充実

- ・群馬県後期高齢者医療広域連合が行う75歳以上の後期高齢者医療について、保険証の交付や各種申請の受付などの窓口業務を行い、被保険者サービスの利便性の向上に努めます。
- ・広域連合より賦課された後期高齢者医療保険料の収納業務を担当し、後期高齢者医療制度の財政運営を支えます。

4 住民への期待

- ・制度への理解を深め、国民年金に加入して保険料を納付しましょう。
- ・国民健康保険制度への理解を深め、納税しましょう。
- ・介護保険制度への理解を深め、保険料を納付しましょう。
- ・後期高齢者医療制度への理解を深め、保険料を納付しましょう。
- ・口座振替や前納制度を積極的に活用しましょう。

第2節 健やかにいきいきと人が輝くまち

第1項 誰もがいきいきと暮らすための健康づくりの推進

1 現状と課題

- ・少子化・核家族化に伴い、妊娠、出産・育児等、母子を取り巻く環境の変化により子育ての孤立化がすすみ、地域の仲間づくりがしにくくなっています。また、町で実施する乳幼児健診等への参加者も減少しており、育児不安やストレスを抱える母親が増加することが予測されます。
- ・安心して子どもが生き育てることができるよう保健事業を充実させることが求められています。また、地区組織の活動の促進を図り、地域全体で子育てを支援する体制を整備する必要があります。
- ・本町においては、生活習慣病の予防、早期発見を目的に基本健康診査やがん健診を実施していますが、近年の医療環境の変化に伴い大腸がん検診を除き、受診者が減少しています。また、健康診査の結果ではメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）などで指導や医療機関受診が必要な人が年々増加傾向にあり、今後一層総合的な保健サービスの充実が求められています。
- ・生活習慣病を予防するには、住民が自らの健康に関心を持ち、主体的に自己の健康をコントロールできるよう支援することが必要です。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・住民一人ひとりが生涯を通じて自ら健康づくりに取り組み、健やかにいきいきと暮らすことができるようにします。

〔内容〕

- ・保健推進員・食生活改善推進員などの地区組織の協力を得ながら、地域健康づくりを推進します。
- ・参加者が主体的に考えられる健康づくりの内容を工夫します。
- ・各種健康診査による生活習慣病の早期発見、予防に努めます。
- ・各種予防接種の実施により感染症の蔓延予防に努めます。

3 主要事業

(1) 地域健康づくり組織の育成

- ・町民の自主的な健康づくりを推進するため、健康づくり推進協議会を充実します。
- ・保健推進員や食生活改善推進員など、健康づくりに取り組むボランティアの育成と活動を

強化します。

(2) 母子保健の充実

- ・母と子の健康の増進と、疾病や障害の早期発見に向け、母子健康手帳の交付、妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査の充実に努めます。
- ・各種相談や訪問指導、育児教室などにより、妊産婦・乳幼児に関する保健の正しい知識の普及と育児不安の軽減を図ります。
- ・予防接種について、正しい知識の啓発に努めます。

(3) 成人保健の充実

- ・30歳から74歳までを対象とした人間ドック検診費に対する助成及び保健指導の充実に努めます。また、生活習慣病を中心とした疾病予防を図るために、特定検診・保健指導を実施し、医療費の抑制に努めます。
- ・若年者等の健康診査、各種がん検診、骨密度検診は効果的な実施に向け、内容や実施方法などを随時検討していくとともに、受診後のフォローの充実に努めます。
- ・一人ひとりの生活に即した支援ができるように健康教室や健康相談の充実に努めます。

(4) 感染症予防対策の推進

- ・結核、エイズ、O-157(腸管出血性大腸菌)、SARS(重症急性呼吸器症候群)など、感染症に関する予防啓発に努めます。

(5) 心の健康づくり施策の推進

- ・気軽に心の健康について相談できる環境づくりに努めます。
- ・患者および家族が互いにささえ合える体制づくりに努めます。

(6) 健康管理体制の整備

- ・健康診断結果などを健康管理システムで管理し、継続的な支援を図ります。

4 住民への期待

- ・日常の食生活で、栄養バランスや安全性、暴飲暴食の防止などに注意するとともに、食生活改善推進員などの活動に協力しましょう。
- ・健康診査を積極的に受診するとともに、その結果を活かし、健康学習、健康増進活動に努めましょう。

第2項 安心できる地域医療の推進

1 現状と課題

- ・町内の医療機関として病院2・診療所9、歯科診療所6カ所があり、施設数としては充実していますが、医療機関は偏在しています。
- ・町内には、医療へき地に該当している地区が存在しており、現状では広域圏として巡回診療車を配備し、へき地医療体制を確保していますが、利用者は減少しています。
- ・全国的に不足している産科や小児科の専門医は町内に存在せず、近隣の市の医療機関で受診している状況です。
- ・少子高齢化により医療を巡る環境が大きく変化する中で、広域における医療供給体制の整備を一層推進する必要があります。
- ・救急医療体制については、利根沼田広域消防体制に付随して搬送体制が確保されており、西消防署及び北消防署に高規格救急車各1台が配備されています。
- ・近年の町民の高齢化、通過交通量の増大に伴う交通事故の多発、疾病の複雑化、多様化等により、救急医療の需要要因は増大しているものと考えられ、より一層の救急医療体制の充実、医療機関との連携体制の強化が必要になっています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・安心して生活できる医療体制を構築します。

〔内容〕

- ・医療を必要とする人に対し、医療体制を充実します。
- ・休日や夜間の緊急受け入れなど、より一層の救急医療体制の充実に努めます。
- ・医療機関との連携体制を強化し、町民への救急技術の普及などを図ります。

3 主要事業

(1) 医療供給体制の充実

- ・巡回診療など、福祉や介護と連携した在宅医療の充実に努めます。
- ・患者本位の医療の確立や高次・専門医療体制の充実に向けて、町内各診療所や近隣市町村の各医療機関との連携強化を図るとともに、医療体制の周知に努めます。

(2) 緊急医療体制の整備

- ・広域圏における休日、緊急医療体制の整備に努めます。

4 住民への期待

- ・かかりつけ医をもつように努めましょう。

第3節 安全に安心して暮らせるまち

第1項 地域ぐるみで進める防犯防災体制の強化

1 現状と課題

- ・本町には、風水害・雪害等に係る危険箇所が多く存在しており（土石流危険渓流数 165、地すべり危険箇所数 11、急傾斜地崩壊危険箇所数 220、雪崩危険箇所数 100）、これまでも、豪雨や風雪等の際に大小の災害が発生しています。
- ・地震や豪雨、豪雪等の自然災害においては、救助や支援活動の基盤をなす緊急輸送路の確保及び道路等での危険予告と通行止めについての迅速な迂回案内や誘導等の情報提供が必要となります。
- ・消防組織については、利根沼田広域西消防署及び北消防署による常備消防と町消防団による非常備消防で構成されています。
- ・通常のお知らせや緊急時の情報提供については、月夜野地区及び新治地区がそれぞれの防災行政無線、水上地区ではオフトーク通信と、3地区3様の方式となっており、統一的に管理運用することが必要です。
- ・他国からの武力攻撃やテロが発生した場合、国、県及びその他の関係機関と連携し、町民等の避難誘導の速やかで適切な実施に万全を期すため、平成18年度、国民保護法による国民保護計画を策定しました。
- ・犯罪防止については、警察をはじめとする関係機関、団体と緊密に連携し、住民の協力と参加を得ながら、安全で安心して暮らせるよう地域ぐるみの防犯体制の充実が求められています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・災害や犯罪に対する予防と対処について、町民の意識の高揚を図り、災害と犯罪に強いまちをつくります。

〔内容〕

- ・消防水利や消防・防災施設の整備を図ります。
- ・消防団の充実・強化や自主防災組織の育成、防火・防災意識の高揚などを図ります。
- ・地域ぐるみの防犯意識の高揚や関係機関の連携等を図り、非行や犯罪の未然防止に努めます。
- ・近隣自治体や交流市町村との防災協定の締結をすすめ、互いに支援協力する体制をつくります。

3 主要事業

(1) 消防施設整備の充実

- ・防災行政無線の3地区の統合やデジタル化への整備を推進します。
- ・防火水利の整備に努めます。

(2) 消防体制の充実

- ・消防団施設や消防車両・資機材等の整備に努めます。
- ・消防団員の確保に努め、必要な知識・技能の研修・訓練を充実します。

(3) 防災対策の推進

- ・地域防災計画に基づいたハザードマップの作成など、危険箇所の周知・徹底を図るとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と防災知識の普及に努めます。
- ・災害情報の伝達、被害状況の把握、被災地域への応援要請など、災害時の情報収集・提供体制の強化を図ります。
- ・地域や事業所での自主防災活動を推進し、官民一体となった防災支援協力体制を強化します。
- ・高齢者や障害者、児童、乳幼児などの災害時要援護者への避難誘導體制の確立を図ります。
- ・各種団体との防災協定の締結をすすめ、総合支援体制の構築を図ります。

(4) 治山治水・中小河川の整備

- ・土石流や急傾斜地崩壊の防止の促進、地すべり防止、山地災害危険地区の防止施設の整備など、防災に係る危険箇所対策を推進するとともに、ため池等の防火防災機能を併せ持つ施設の配置を進めます。

(5) 防犯対策の推進

- ・住民の安全を確保するため、警察などの関係機関との連携を強化します。
- ・犯罪予防のための防犯施設の整備充実と適切な管理を推進します。
- ・地域ぐるみの防犯体制の確立を目指し、啓蒙活動を推進して防犯意識の高揚を図ります。

4 住民への期待

- ・町や職場の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ・自主防災組織や災害ボランティアなどに積極的に参加しましょう。
- ・消防団活動に積極的に協力しましょう。

第2項 地域で進める交通安全対策

1 現状と課題

- ・交通安全思想の普及啓発については、沼田警察署及び(社)沼田交通安全協会と緊密な連携を図り、交通指導員及び交通安全会の協力を得て、四季の交通安全運動を中心として、諸活動に取り組んでいます。
- ・交通安全指導の中心的な役割を担う交通指導員については、平成18年4月1日付けで統一され、旧3町村計43人が31人体制となり、地区ごとに出動しています。
- ・交通安全推進団体である交通安全会については、現在も合併前の3団体が統一されていない状況で、月夜野及び新治地区の組織は婦人部(各15人)のみの構成であり、水上地区の組織は役員数をとっても52人となっており、構成に大きな隔たりがあります。
- ・町民等の交通事故の防止を図るため、交通安全条例に基づき、町、町民、事業所等がそれぞれの責務を自主的、積極的に行っていく必要があります。
- ・ガードレール・カーブミラー等の交通安全施設整備については、引き続き地区要望等に対応して取り組む必要があるほか、特に、小中学生の通学路での安全を確保するための施設整備が求められています。
- ・交通安全思想の普及啓発活動をさらに充実させるため、参加・体験・実践型の活動を積極的に取り入れるとともに、活動の効果を事後に検証、評価する必要があります。
- ・合併により交通指導員の人数が減少したことから、出動行事の見直しと地区を越えた相互の協力体制の確立を図る必要があります。
- ・町内全域で統一的な交通安全運動を実施する観点から、3つの交通安全会の統合を促進する必要があります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・地域ぐるみで交通事故防止に取り組み、事故のない安全なまちを実現します。

〔内容〕

- ・関係機関と連携し、交通安全施設の整備を推進します。
- ・交通事故の防止を図るため、交通安全運動や交通安全教育を推進します。

3 主要事業

(1) 交通安全体制の充実

- ・通学路の安全確保、歩道や側溝の整備、横断歩道や信号機、ガードレール、カーブミラー、道路照明等の設置と危険箇所の改良など、関係機関・団体と緊密な連携をとりながら、交通安全施設の整備を図ります。

-
- ・道路の除雪や凍結防止対策を推進します。
 - ・高齢者や幼児などには反射材の着用を普及します。

(2) 交通安全意識の高揚

- ・家庭や地域、事業所、学校等における交通安全教育の啓発に努めます。
- ・交通安全教室（幼稚園・小中学校・高齢者）や街頭指導（登校時、夜間等）を実施します。
- ・関係機関・団体と連携して交通安全運動を実施し、交通安全運動の高揚を図ります。

(3) 交通安全環境の向上

- ・交通安全計画に基づき、計画的に交通安全対策を推進します。
- ・交通婦人部員など、交通安全会の統合強化を図ります。
- ・交通指導員の出動体制を充実します。
- ・暴走行為等の防止運動の推進や死亡事故等防止対策の強化など、関係機関との連携の強化を図ります。

4 住民への期待

- ・交通安全教室などに積極的に参加し、知識・技術の習得に努めましょう。
- ・交通ルールを遵守し、余裕をもった運転を心がけましょう。

第3項 安心できる消費活動の推進

1 現状と課題

- ・近年の消費者を取りまく環境は、新製品・新サービスの増加、通信販売・訪問販売などの拡大、インターネット販売の増加、消費者金融の普及など、大きく変化し、製造物責任（PL）法、消費者契約法など、消費者を保護することを目的とした法体系の整備が進められています。
- ・被害を受けやすい層に対する消費知識の普及や意識啓発に力を入れるとともに、被害者保護の体制づくりを行っていくことが求められます。
- ・健康をむしろ食生活や大量消費・大量廃棄の消費生活が広がるなか、体や環境にやさしい消費生活の勧奨も求められます。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・住民一人ひとりが消費生活に正確な知識を持ち、安心して消費活動を行えるようにします。

〔内容〕

- ・健全な商業の育成と消費者の保護を図るため、県及び各種団体との連携のもと、情報提供や講習会の開催を支援するとともに、消費者自身の知識の向上と相談機能の充実を推進します。

3 主要事業

（1）消費者情報の提供

- ・商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めます。
- ・各種消費者グループの活動を促進し、食品の安全性に関する知識の普及や消費者被害の防止などに努めます。

（2）相談体制の強化

- ・県などと連携しながら、相談・情報提供を充実します。

4 住民への期待

- ・悪質な商法など、消費に関わる学習を進めましょう。

第2章 豊かな自然と共生するまち

1	自然と都市的機能が 調和するまち	1	美しいみなかみの計画的な土地利用
		2	みなかみの顔となる市街地整備の推進
		3	やさしさと賑わいのある公共交通環境の整備
		4	人にやさしく地域を発展させる道路網の整備
		5	誰もが使える情報基盤の整備
		6	誰もが住みたくなる住宅環境の整備
2	豊かな自然と 共生する快適なまち	1	利根川源流にふさわしい自然との共生
		2	美しくうるおいのある景観形成
		3	安心できる水道水の安定供給
		4	利根川源流にふさわしい下水道の整備
		5	豊かな自然環境にふさわしい環境衛生の推進

第1節 自然と都市的機能が調和するまち

第1項 美しいみなかみの計画的な土地利用

1 現状と課題

- ・本町の面積は、780.91 k m²と広大なもので、群馬県全体に対しての比率割合は、12.3%を占めています。このうち、全体の約83.5%が山林原野、3.3%が農地、0.9%が宅地、13.2%がその他（池沼・雑種地等を含む）となっています。
- ・自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある町土利用を確保するために、国土利用計画の策定が必要となっています。
- ・重要度・緊急度等を総合的に考慮し、できるだけ早く国土調査（地籍調査）事業を進める必要があります。
- ・土地利用計画や地区別整備計画などの策定とともに、住民や事業者に対する制度の理解と協力が必要です。
- ・自然との共生や環境保全を推進するため、秩序ある開発を誘導する必要がありますが、そのためには、2つの都市計画区域では、月夜野都市計画区域において国有林野を除くほぼ全域を指定しているのに対して、水上都市計画区域においては水上地区の一部のみの指定となっており、区域の指定方法が異なっているため区域を統合再編する必要があります。
- ・都市計画区域外であった新治地区・藤原地区等については、開発の可能性のある区域について、都市計画区域及び準都市計画区域の指定に向けた調査（区域の範囲、道路、建築形態基準、不適格建物、土地利用）を行うとともに、地域住民との合意形成を図る必要があります。
- ・農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向等を考慮し、農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業振興地域整備計画に基づき、農業振興に関する施策を計画的に推進する必要があります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・美しい環境と調和がとれたまちをつくります。
- ・自然と調和した農村空間、賑わいと落ち着きのある都市空間を形成します。

〔内容〕

- ・居住地・農用地・観光レクリエーション等の多様な土地利用をそれぞれの地域の特性を生かしながら展開します。
- ・町をはじめ関係者への啓蒙活動を通じ土地利用の推進を図ります。
- ・住民や事業者、行政が一体となった開発事業指導要綱のシステムを構築します。

-
- ・町の健全な発展をめざし、総合的計画である都市計画を推進します。

3 主要事業

(1) 均衡ある土地利用

- ・土地利用の誘導に際し、国土利用計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画など関係計画との整合を図ります。

(2) 都市計画区域の再編

- ・広域都市計画区域再編及び市町村合併に際した都市計画区域の再編指針との整合を図りながら都市計画区域を統合・再編します。

(3) 国土調査事業の計画的な実施

- ・土地利用の基礎となる国土調査の計画的な推進に努めます。

(4) 開発事業指導の強化

- ・適正な土地利用を図るため、開発事業指導要綱の見直しや条例化の検討を図るとともに、制度の情報提供や協議システムの構築など、制度の適切な運用に努めます。

(5) 農業振興地域整備計画の策定

- ・農業地域を保全し、農業に関する公共投資及び農業振興に関する施策の計画的な推進に努めます。

4 住民への期待

- ・計画的な土地利用に協力しましょう。
- ・都市計画に関する各種規制を遵守しましょう。

第2項 みなかみの顔となる市街地整備の推進

1 現状と課題

- ・本町市街地の大半が古くから自然発生的に形成され、狭い道路に家屋が無秩序に建ち並ぶなど、住環境を損なう市街地となっています。
- ・町には、上越新幹線上毛高原駅、JR上越線の駅が5カ所（後閑駅、上牧駅、水上駅、湯檜曾駅、土合駅）設置されていますが、通勤通学者並びに観光客等利便性を考慮するとともに、それぞれの駅が広域交通拠点として、その特性に合った駅前整備が求められています。
- ・新市街地の形成において、宅地・道路・公園等の一体的整備手法として土地区画整理事業の推進が求められていますが、本町が直面している少子高齢化や産業振興等の社会経済情勢下では、短期間に大量の住宅地の需要と供給のバランスを必要とする土地区画整理事業の推進は困難な状況にあります。
- ・少子高齢化の進展や経済基盤の弱体化によって、市街地の空き店舗や空き家が顕著であり、周辺集落の限界集落化も懸念されるなか、経済基盤確立のため、多くの労働需要が発生する工業・流通系産業の振興が急務であり、高速道路インターチェンジ（IC）付近や新幹線駅近接地等の住居系土地利用地域において、工業・流通系への転換が強く求められています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・新たなみなかみ町の顔となる市街地を形成します。

〔内容〕

- ・拠点機能の充実のために市街地整備を推進します。
- ・市街地の基盤を強化する駅周辺整備や土地の区画整理を促進します。

3 主要事業

（1）市街地の交通基盤整備

- ・都市計画道路、区画整理内区画道路及びアクセス道や駐車場を整備し、利便性の向上に努めます。

（2）駅周辺整備

- ・町の玄関口となる駅前広場や駅の周辺整備を推進します。

（3）土地区画整理

- ・計画されている地域の土地区画整理事業の円滑な推進を図ります。
- ・高速道路ICや新幹線駅並びにこれらと連動する道路周辺地域では、用途変更も視野に工

業・流通系産業の立地環境整備を目的とした土地区画整理事業を積極的に推進します。

(4) 公園等の整備

- ・公園など、自然と調和した賑わいと落ち着きがあり、地域のテーマにもとづいた公園づくりを実施していきます。

4 住民への期待

- ・地域主体の管理体制に協力しましょう。

第3項 やさしさと賑わいのある公共交通環境の整備

1 現状と課題

- ・ J R 上越新幹線の上毛高原駅や J R 上越線の後閑駅については、利用しやすい送迎スペースと自由通路が必要です。
- ・ J R 上越線の上牧駅については、バリアフリー化と利用しやすい送迎スペースが必要です。
- ・ 水上駅や湯檜曾駅、土合駅については、バス・タクシーの利便性や駐車場の確保が必要です。
- ・ 後閑駅から水上駅方面に直接運行されるバスがなく乗り継ぎによらなければならないため、不便となっています。
- ・ 後閑駅や上牧駅については、公共交通事業者等の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域交通の活性化及び再生に取り組む必要があります。
- ・ バス路線については、高齢者などの交通弱者の対策を踏まえながら、事業者と行政、利用者等が連携協力しつつ、生活路線の維持確保に努める必要があります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・ やさしさと賑わいのある公共交通を形成します。

〔内容〕

- ・ わかりやすい駅標識など、やさしさと快適性を重視した駅の整備を進めます。
- ・ 賑わいのある駅をつくります
- ・ 利用しやすい、行き来しやすい駅と、連携の取れた交通ネットワークを構築します。

3 主要事業

(1) 利用しやすい鉄道の推進

- ・ 自動車の利便性と公共交通機関の合理性を生かすとともに、環境対策として有効な手段であるパーク・アンド・ライドやキス・アンド・ライドなど乗り継ぎの利便性を充実します。
- ・ 水上駅については J R と連携を図り、鉄道遺産を活用したレールパーク&スパ構想を推進します。
- ・ 上毛高原駅や湯檜曾駅、土合駅など、町内駅周辺の情報交流機能等を充実するとともに、観光情報や物産（農産物）情報、イベント案内等のネットワーク化を推進し、情報発信の基点としての鉄道駅・道の駅の機能を推進します。

(2) バス路線の充実

- ・ 交通事業者との連携を図りつつ、路線バスの路線・便数の維持・確保、利便性の向上を促進します。

-
- ・ 鉄道などと補完しあう交通体系を推進します。
 - ・ 法師線については、利用の促進と安全な運行管理に努めます。

(3) 優しさにあふれた交通（駅・バス）

- ・ 高齢者などが安全に駅を利用できるように、駅などのバリアフリー化を推進します。
- ・ 公共交通機関は、通勤・通学、買物、通院などの重要な交通手段であるため、ノンステップバスへの移行など、誰にも優しい公共交通の整備を図ります。

4 住民への期待

- ・ 公共交通を利用しましょう。

第4項 人にやさしく地域を発展させる道路網の整備

1 現状と課題

- ・本町には、高速交通網として、関越自動車道の月夜野と水上インターチェンジがあり、本町はもとより、利根沼田地域や吾妻地域の広域交通拠点となっています。
- ・利根川は、本町を東西の地域に分断していることより、新たな橋梁整備も進める必要があります。
- ・国道・主要地方道・一般県道ともに整備が進んでいますが、道路の拡幅や歩道の設置等について、今後も国や県に要望を継続する必要があります。
- ・町道においては、地域住民の利便性や安全性を向上するために、都市計画道路等の整備促進が求められます。
- ・広域路線である利根沼田望郷ラインが整備されましたが、その利便性の向上や産業観光道路として、より一層の幹線機能の充実が必要です。
- ・身近な生活道路として利用されている町道は、国道・県道との有機的な連結や生活道路としての安全性・利便性を重視した計画的な整備を進める必要があります。
- ・市街地や集落内では、高齢者や子供・身体障害者が安心して通行できるように街路灯の整備や融雪施設の整備、路肩部の補強、歩道の整備、障害物となる電柱の移設など、道路整備の適切な安全策が求められます。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・安全で快適な道路空間の提供を図ります。

〔内容〕

- ・広域交通ネットワーク網の整備を推進します。
- ・都市計画道路の整備を促進します。
- ・人にやさしい道づくりを進めます。

3 主要事業

(1) 国道・県道の整備

- ・国道・主要地方道・一般県道の道路の新設や既存道路の拡幅改良、歩道の設置等について、今後も国や県に要望し整備促進に努めます。
- ・広域路線である望郷ラインは、円滑なアクセスとともに、県道昇格等について県への要望を進めます。

(2) 都市計画道路整備

- ・地域住民の利便性や安全性を向上するため、未整備の都市計画道路等について段階的に整

備します。

(3) 橋梁の整備

- ・道路整備や河川整備と連携しながら、橋梁の整備に努めます。

(4) 町道の整備

- ・町民ニーズを勘案しながら、道路整備計画を策定し、集落環境の改善や産業の振興に結びつく路線網整備を順次推進します。

(5) 人にやさしい道づくり

- ・段差の解消や歩道の設置、幅員の拡大、線形の改良、交通安全施設の設置などにより、高齢者や障害者・子どもに配慮した道路づくりに努めます。
- ・遊歩道やサイクリングロードなどの整備に努めます。

4 住民への期待

- ・道路整備に対して用地の提供や地域の合意形成等に努めましょう。
- ・除雪に協力するなど、地域における道路愛護に努めましょう。

第5項 誰もが使える情報基盤の整備

1 現状と課題

- ・人々が快適に交流しあえるネットワークづくりを推進していくことが求められており、住民だれもが利用できる情報通信ネットワークを確立する必要があります。
- ・行政サービスや行政能力の向上を目指し、行政情報の電子化、ネットワーク化を推進する必要があります。
- ・地形的な問題から一部地域でテレビやラジオの難視聴地域が残っており、2011年7月の地上デジタル化に伴う既存共同受信施設の改修を進めるとともに、電波の性質上難視聴区域が変わる可能性もあり電波発射後の状況確認、対応が必要となっています。
- ・光通信網の未整備地区、携帯電話不感地帯など情報基盤の立ち後れは情報格差を生み出すことになるため、国、県と連携を図り高度通信ネットワークの充実を図ることが必要です。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・住民だれもが利用できる情報通信ネットワークを確立します。

〔内容〕

- ・地域情報基盤の整備を促進します。
- ・行政サービスの電子化を推進します。

3 主要事業

(1) 地域情報基盤の整備

- ・情報化社会の進展に対し、難視聴区域の解消や携帯不感地帯の解消、地上デジタル放送への対応など、計画的に地域情報化を進めます。
- ・光などの高速通信網を整備し、高度情報通信基盤の充実に努めます。

(2) 情報サービスネットワークの整備

- ・行政事務の電子化の推進により、電子自治体を構築します。
- ・町政情報の配信拡充や公共施設案内・予約システムの推進を図ります。
- ・図書情報システムを推進します。
- ・庁内基幹システムの共通基盤化によりワンストップサービスの導入を検討します。

(3) 情報の収集と活用

- ・情報収集のための体制を整備します。

4 住民への期待

- ・様々な機会を活用し、情報機器の習熟に努めるとともに、情報の取り扱いや情報の流出に注意しましょう。

第6項 誰もが住みたくなる住宅環境の整備

1 現状と課題

- ・本町は、自然環境に恵まれた住みやすい環境にあり、これまで管理戸数569戸の町営住宅を整備管理しています。
- ・これらの施設については、維持管理を強化するとともに適宜改修を進める必要があります。
- ・新たな定住化を推進するためには、雇用の創出と一体となった良質な住宅地や住宅の整備・供給を促進する施策の研究が求められています。
- ・町営住宅の改修や、老朽化した施設の除却を計画的に推進する必要があります。
- ・上越新幹線、関越自動車道の高速交通網を生かした住宅環境を整備する必要があります。
- ・高齢者、障害者の住宅改善の相談とバリアフリー仕様に配慮した助成支援することが求められています。
- ・中山間地などの空き家対策が求められています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・自然環境や高速交通網などを活かした誰もが住みたくなる住環境をつくります。
- ・町営住宅のバリアフリー化を推進します。

〔内容〕

- ・定住促進に向け、計画的な住宅・宅地の供給や住環境の整備を図ります。

3 主要事業

(1) 町営住宅の改修、改善

- ・雨漏りを防ぐための防水対策や外壁の剥離修繕、給水管、配水管の交換、高架受水槽の修繕、共聴アンテナのデジタル放送対策など、町営住宅の改修、改善を図ります。

(2) 定住促進策の研究

- ・定住促進への補助制度の検討などの定住促進策の研究に努めます。
- ・交流活動や農地の新たな担い手づくりなどと連携し、空き家の利活用に努めます。

4 住民への期待

- ・住宅の建設、老朽化した住宅の建て替えなどとあわせて良好な住環境のまちづくりに協力しましょう。

第2節 豊かな自然と共生する快適なまち

第1項 利根川源流にふさわしい自然との共生

1 現状と課題

- ・利根川源流域の河川やダムには、利水や治水の機能だけでなく、美しい景観や豊かな自然環境も有しており、国民の保養の場としての機能も併せ持っています。
- ・環境に対する意識を高め、一人ひとりが、これまで以上に資源やエネルギーを大切にし、環境への負荷を減らす取り組みを積極的に実践し、環境保全活動に取り組むことが求められています。
- ・地球環境問題や自然環境の保全に関する教育体制の充実が求められており、特に、小中学生の年齢時における環境教育がますます重要になってきています。
- ・地球温暖化や地球環境汚染を防止するため、温暖化ガスを排出しないクリーンエネルギーの活用などが求められています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・「利根川源流のまち」にふさわしい、自然との共生を実現するまちをめざします。

〔内容〕

- ・町内の住民や事業者だけではなく、町外の住民とも協力し、自然との共生や環境保全を推進します。
- ・学校教育及び社会人教育における環境教育を積極的に推進します。
- ・関係機関との連携により公害発生の未然防止に努めます。
- ・新エネルギーを活用した環境に優しい特色ある地域づくりを推進します。

3 主要事業

(1) 利根川源流のまちとして

- ・利根川源流のまちとして、緑の基本計画などを策定し、保全すべき森林緑地のネットワーク化や河川整備を促進します。
- ・利根川下流域などの町外の住民と協力し、自然環境の保全や地球環境問題への取り組みを推進する体制を構築します。

(2) 自然環境の保全

- ・水生生物等の棲息地の整備など、すぐれた自然環境の保全を推進します。
- ・体験学習と自然に親しむ機会の拡充に努めます。
- ・自然環境に関する学習会の開催など、学校教育、社会教育での自然に関する学習機会の拡

大を図るとともに、「水や森を守る」啓発など環境教育を推進します。

(3) 地球温暖化の防止

- ・行政自身が率先して地球温暖化防止対策に取り組み、民間の行動を促進するため、その行動指針として、地球温暖化防止対策実行計画を策定します。
- ・豊富な森林を整備し、CO₂吸収源対策を進めます。

(4) 公害防止の推進

- ・関係機関と連携しながら、工場・事業所等からの騒音・振動の監視・指導の強化に努めます。
- ・町内河川の水質浄化を図るため、下水道の整備・普及に努めるとともに、関係機関と連携しながら、家庭や工場・事業所等からの排水の監視・指導の強化に努めます。
- ・関係機関と連携しながら、事業所等における法律に基づく公害防止管理者、公害防止責任者の設置を義務付け、企業内での公害防止の自主管理体制の整備を促進します。

(5) 不法投棄対策の強化

- ・警察など関係機関の協力を得ながら、不正な産業廃棄物の搬入を防ぐとともに、ごみの不法投棄に対する監視体制の強化と啓発に努めます。

(6) 新エネルギーの推進

- ・太陽光・太陽熱・風力・雪氷冷熱・地熱・バイオマス・小水力などの新エネルギーの導入普及を研究し、推進します。
- ・新エネルギーによる特色ある地域づくりを進めます。

4 住民への期待

- ・子どもから高齢者まで、自然を守り、自然にふれあう活動に参加しましょう。

第2項 美しくうるおいのある景観形成

1 現状と課題

- ・みなかみ町は、山岳地、農村地、観光地、温泉地、史跡地等の多種多様な特性を持った地域が存在し、自然や四季を感じられる美しい街並みや風景が残されています。このため、これらの地域特性を活かした景観形成を図る必要があります。
- ・美しい景観をつくるには、長期的な視野に立った景観計画を策定し、地域住民の理解と自主的な景観形成活動が必要となっています。
- ・長年にわたりつくられてきた美しい景観は、引き続き保全する必要があります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・美しくうるおいのあるみなかみ町の地域特性を活かした景観形成を推進します。

〔内容〕

- ・みなかみ町景観条例の見直しや検討を実施し、景観形成活動や景観保全活動が推進される地域を支援し、また、地域の景観づくりを自主的に取り組めるような景観形成意識の高揚を図ります。

3 主要事業

(1) 景観形成の計画的な推進

- ・みなかみ町景観条例の見直しを検討します。
- ・町全域を対象とした景観計画の策定及び景観行政団体への移行を進めます。
- ・必要に応じ産学官連携による研究活動を進めます。

(2) 景観づくりへの支援

- ・みなかみ町景観条例による景観形成地区及び景観協定地区、又は景観形成住民協定地区等において推進される景観形成活動や景観保全活動を支援します。
- ・自主的な景観形成活動が図られる地域を支援します。

(3) 美しい町づくりの推進

- ・住民一人ひとりに美しいみなかみ町の良さを認識してもらい、この美しいみなかみ町の風景を守り育てるために、身近な景観づくりを自主的に取り組めるような景観形成意識の高揚を図ります。

4 住民への期待

- ・住民一人ひとりが美しいみなかみ町の良さを十分理解し、この美しいみなかみ町の風景を守り育てるために、身近な景観づくりを自主的に取り組みましょう。

第3項 安心できる水道水の安定供給

1 現状と課題

- ・本町の水道事業における施設数は、上水道施設2、簡易水道施設15、小水道施設6の計23施設となり施設数が多くあります。
- ・大半の水道施設や水道管が老朽化のため更新時期にきており、計画的な改修を行う必要があります。
- ・水源が限られている地域は、より安定した水源を確保するため、新たな水源の確保や水道施設の効率的な統廃合を検討する必要があります。
- ・安全な水道水を供給するため、新たな水質汚染源であるクリプトスポリジウムやジアルジアなどへの対策等、施設改良が必要となってきました。
- ・効率的な水道施設の統廃合を検討し、建設、メンテナンスコストを最小限にとどめ、清浄な水道水の保全を基に将来の水道経営に最良の効果を得られるよう、計画的な水道ビジョンの確立が求められています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・良質な水を安定して供給します。

〔内容〕

- ・安全で良質な水道水を供給します。
- ・適正な水道事業の運営に努めます。

3 主要事業

(1) 水量・水質の確保、向上

- ・浄水施設の整備や水質監視の強化、給水体制の見直し、クリプトスポリジウム対策の推進など、水質の確保、向上に努めます。

(2) 水道設備の整備・充実

- ・老朽施設の計画的な更新と、効率的な運用及び改良整備を促進します。
- ・町水道未普及地区の給水施設整備を検討します。
- ・旧水上上水道と旧月夜野上水道など、効率的な施設の統廃合を進めます。
- ・水道施設の耐震化、給水タンク・応急復旧用資機材の整備、近隣市町村との応援体制の強化など、災害時の応急給水体制の充実を促進します。

(3) 適正な水道事業の運営

- ・水道経営計画の策定や水道施設管理体制の充実、水道料金の改定・見直し、量水器の計画的更新などにより、水道経営の安定化を促進します。

4 住民への期待

- ・ 節水意識の向上に努め、水の有効活用を図りましょう。

第4項 利根川源流にふさわしい下水道の整備

1 現状と課題

- ・本町の下水道普及率（公共下水道処理区域人口を全人口で除した割合）は48.4%となっています。利根川源流のまちとして、普及率を高める必要があります。
- ・公共下水道は供用開始後20数年が経過し、施設の老朽化による維持管理費がかさみ、新たな整備費の確保が難しい状況です。
- ・下水道の区域外については、合併浄化槽の設置に対して補助金などの支援をしています。
- ・財政状況の厳しい中、下水道経営の健全化に向け、適正な料金の見直しが求められています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・生活排水を浄化し、清らかな利根川源流と快適な居住環境を確保します。

〔内容〕

- ・下水道の普及率を高めるとともに、下水道経営の健全化に努めます。
- ・合併浄化槽に対する補助体制の充実を図ります。
- ・老朽化した施設の計画的な更新に努めます。

3 主要事業

（1） 計画的な汚水処理の実現

- ・みなかみ町汚水処理計画に基づき計画的な下水道整備を推進します。
- ・人口密集地においては、計画的な公共下水道整備を推進します。
- ・公共下水道以外の地域においては、合併浄化槽の普及体制を充実します。

（2） 下水道設備の整備充実

- ・下水道設備の計画的な点検、調査を実施します。
- ・処理場や汚水管の適切な維持・管理を図るとともに、汚泥の適正な処理に努めます。
- ・下水道台帳の情報化、施設管理の効率化高度化を進めます。

（3） 普及率水洗化率の向上

- ・使用料の適正化や水洗化するための助成制度の拡充により、公共下水道の普及率を向上します。

4 住民への期待

- ・河川などの汚濁防止のため、公共下水道への接続、農業集落排水への加入や合併処理浄化槽の設置に努めましょう。

第5項 豊かな自然環境にふさわしい環境衛生の推進

1 現状と課題

- ・本町のごみ・し尿処理については、「奥利根アメニティパーク」で行っており、可燃ごみはRDF（固形燃料）化し、製紙工場等の燃料として活用するとともに、ビン、缶、ペットボトルなどの資源ごみはリサイクルし、し尿・浄化槽汚泥は肥料として有効利用しています。
- ・ごみの減量化を図るため、平成18年度からは全町統一した指定ごみ袋を作成し、家庭、事業所を問わず分別収集を実施して、減量化と資源化を進めています。
- ・収集体制は、地区によりごみの品目で直営、業者委託と異なっていますが、統一化に向けて効率的な収集内容の検討を進めています。
- ・ごみ処理やリサイクルにかかる費用の抑制と事業系ごみの自己処理の推進が課題となっています。
- ・「奥利根アメニティパーク」については、供用開始から9年が経過しました。今後も施設を安定稼働し維持するために、ごみの減量減容化が求められます。
- ・ペットブームの影響等で、犬猫などの動物を飼う人が増える傾向にあり、犬や猫の糞尿等の被害による苦情が増加しています。
- ・町有墓地は開設以降、増設をしてきましたが、今後の拡張は難しく、水上火葬場は老朽化が著しい状況です。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・ごみの3R（減量化・再利用・再生利用）を積極的に進め、循環型社会を形成します。

〔内容〕

- ・住民意識の高揚とごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動の推進を図り、ごみの減量化と資源化に努めます。
- ・効率的な分別収集体制の整備を推進します。
- ・ごみの適正処理と現有施設の安定稼働を図ります。
- ・動物愛護意識の普及と啓発を推進し、犬や猫による被害防止に努めます。
- ・墓地の整備や火葬場の改修の検討を進めます。

3 主要事業

（1）ごみ処理体制の整備

- ・ごみ排出量の動向をみながら、収集体制の効率化を図ります。
- ・資源ごみの適切な分別収集とリサイクルを図るとともに、リサイクルを推進する家電業者・

小売業者・消費者それぞれの役割を周知します。

- ・ごみに関する広報活動の充実、学校教育・社会教育での環境学習の推進、ボランティア活動の促進などにより、3R運動の先頭に立つ人材の育成に努め、住民と行政が協力しながら、まちぐるみで3R運動を展開していきます。
- ・資源リサイクルセンターとの連携を図り生ゴミの堆肥化を進めます。

(2) ごみ・し尿処理施設の整備

- ・ごみ・し尿処理設備を安定稼動するため、適切な維持管理に努めます。
- ・旧衛生センターの解体及び跡地利用を検討します。

(3) ごみ処理広域化推進の検討

- ・ごみ・し尿の適正処理を効率的に行うため、「群馬県ごみ処理施設適正化計画」に基づく広域化について調査研究を進めます。

(4) 犬や猫対策の推進

- ・去勢・避妊手術費制度の拡充や犬の登録制度の充実、狂犬病予防対策の促進などを図るとともに、動物愛護意識の普及、啓発などにより、飼い主のマナーの向上に努めます。
- ・犬や猫との共存できる環境づくりを行い、これらにより観光の誘客や犬猫の飼育しやすいモデル地区を目指します。

(5) 墓地・火葬場の整備

- ・火葬場の適切な管理運営を進めます。
- ・新たな墓地(園)の整備や火葬場の広域行政への移行を含めた改修を検討します。
- ・都会では不足がちな墓地を観光事業へと発展させ、都市圏の人との交流を図ります。

4 住民への期待

- ・ごみの出し方のルールを守り、きちんと分別しましょう。
- ・動物愛護の意識を持ち、飼い主としてのマナーを守りましょう。

第3章 交流による魅力と活力にあふれるまち

1	地域資源で交流の輪を 発信するまち	1	水と森林を生かした観光・交流推進体制の構築
		2	地域性を生かしたイベントの充実
		3	多くの人を訪れる観光の振興
		4	活発な産業間交流の推進
2	多様な交流で 人が賑わうまち	1	利根川を軸とした地域間交流の推進
		2	国際化に向けた交流の推進

第1節 地域資源で交流の輪を発信するまち

第1項 水と森林を生かした観光・交流推進体制の構築

1 現状と課題

- ・平成17年度の観光入込数は総数375万人であり、最盛期（平成7年）の446万人と比較すると約2割減となっています。
- ・観光資源や季節別のレクリエーションメニューを適切に連携させ、情報発信する仕組みや観光客に提供できる体制が求められます。
- ・登山やさまざまな体験、レクリエーションメニューを有効に活用して、2泊から1週間の滞在が可能となるような情報発信を総合的に行うことや案内機能を充実させることが求められています。
- ・上越新幹線上毛高原駅は広域の玄関口として位置づけられており、広域圏において利根沼田広域観光センターを設置し、また駅舎内に観光案内所を設置し、観光客等の利便性向上を図っています。
- ・広域の玄関口であることから、観光客等の利便性向上をめざした上越新幹線の機能充実や上毛高原駅周辺の整備が必要です。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・地域資源を活用した多彩な交流活動により、人で賑わうまちにします。

〔内容〕

- ・水や森林などを活かした交流構想を策定し、交流体制を構築します。
- ・町内外の各種団体と連携し、交流を推進します。
- ・交流・観光情報の発信に努めます。
- ・資源の発掘とともに、滞留・滞在のための仕組みづくりを促進します。

3 主要事業

(1) 観光・交流振興ビジョンの策定

- ・「(仮称)山岳都市構想」を策定し、交流を活かした地域振興方策の検討を進めます。
- ・森林浴などの健康増進や、グリーンツーリズムなど体験交流の仕組みづくりと受け入れ体制の組織化を促進します。

(2) 各種団体との連携強化

- ・観光・商業や農業等の産業分野や芸術文化、スポーツ関連などあらゆる分野で、各種団体と連携し、通年型、滞在型、体験型、着地型などの誘客促進に努めます。

- ・各種団体と連携し、接客研修などの講習会を開催します。

(3) 観光情報の充実拡大

- ・観光情報の収集及び発信を強化します。
- ・(仮称)新みなかみ紀行などの文集発行や観光資源、観光情報データの蓄積更新を図り、好時期情報発信を促進します。

(4) 広域観光連携の推進

- ・奥利根ゆけむり街道連絡協議会等の民営化などを進めます。
- ・広域観光情報の収集と発信の体制づくりへの支援に努めます。
- ・上毛高原駅前の整備や広域観光センターの見直しなど、広域圏の玄関口の整備を図ります。
- ・近隣市町村及び国・県との連携を強化します。

4 住民への期待

- ・地域内の連携協力を重要視し、「もてなしの心」をもって、訪れる人を迎えましょう。
- ・グリーンツーリズムなどのステージづくりを研究し、交流を活発化しましょう。

第2項 地域性を生かしたイベントの充実

1 現状と課題

- ・町内の森や川・雪、湖などの自然系の資源や文化資源にあわせて、また、地域の農産物の収穫に応じての多彩な観光・交流・スポーツなどのイベントが開かれています。
- ・各地域、地区における祭り及び伝統行事等については、地域の自主活動により運営されている状況です。
- ・それぞれの町村が主となって実施していた祭りについては、地域の住民、有志が実施主体となり祭りが復活されています。
- ・民間が主導となり新たな体制により運営していくために実行委員会組織を編成し、「みなかみ祭り」として18年度より8月に実施しています。今後も民間及び地域が主体となって充実開催していくことが求められます。
- ・各地域のイベントの開催情報の共有と情報発信の体制の整備が必要です。
- ・地域の振興会や塾、実行委員会などの団体による、個別のイベントの取り組みが実施されています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・地域や各種団体と協力しあいながら地域イベントを盛んにします。

〔内容〕

- ・地域の特色を活かしたイベントを支援します。
- ・水源地地域ビジョンを推進し、関係機関との連携によりイベント支援を促進します。

3 主要事業

(1) 地域イベントの展開

- ・みなかみ祭りの役割や位置づけを検討しつつ、その充実と支援を進めます。
- ・地域が主体となったそれぞれの地域イベントの充実を支援をします。
- ・マスメディアを活用し、地域イベントを発信します。
- ・異業種間の共同参画、連携強化を促進します。

(2) 地域イベントの誘致

- ・誘客を促進するイベントを考案、創出します。

4 住民への期待

- ・イベントに積極的に参加しましょう。

第3項 多くの人が訪れる観光の振興

1 現状と課題

- ・平成17年度の観光入込数は総数375万人であり、うち、日帰り客は261万人、宿泊客は114万人となっています。
- ・平成12年度の日帰り客258万人と比較すると3万人(1.2%)の増となっています。
- ・また、宿泊客は平成12年度の144万人と比較すると30万人(20.8%)の減となっており、多くの人が訪れる魅力ある観光地づくりが必要となっています。
- ・日帰り温泉施設等については、現在の施設の価値を高め、利用向上のための改善や管理体制の整備が必要です。
- ・従来の観光資源とのネットワーク化を図り、滞在型観光客の増加が必要です。
- ・他の産業との連携を図り相乗効果を発揮するとともに元気のある観光地づくりが求められます。
- ・観光の国際化に対応し、施設、人、ソフト面の充実が必要です。
- ・各関係機関で情報をより正確に把握し、観光事業施設間同士の連携を図る必要があります。
- ・景観に配慮した観光案内カンバンの統一化が求められます。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・魅力ある観光地を形成します。

〔内容〕

- ・観光資源の有効活用と連携による「魅力ある観光地づくり」を推進します。
- ・外国人観光客の誘客を図り、国際観光を推進します。
- ・滞在型観光客の増加に努めます。
- ・観光関係施設との情報の共有化及び連携強化に努めます。

3 主要事業

(1) 観光施設の整備

- ・滞在型観光客などを誘客するため、豊富で良質な温泉地のイメージの定着や歩く楽しみなどを付加させる観光施設の整備を推進します。
- ・観光拠点としての「まちの駅」を充実します。

(2) 地域資源の保全・活用

- ・温暖化防止PRや自然環境保護・啓蒙などを進めつつ、地域資源の保全と活用を図ります。
- ・みなかみ町の自然や文化歴史(遺産)の価値などをわかりやすく伝える活動を進めるガイド、インタープリターの育成を促進します。

(3) 温泉資源保全活用

- ・源泉所有者と連携し、温泉資源の保全と活用を図ります。

(4) 観光地環境の整備

- ・温泉街などの町並みやたくみの里周辺施設の活性化などを促進するため、観光案内版の整備等、観光地環境の整備を図ります。
- ・歩いて楽しい街づくりやバリアフリー化の推進、観光地の美化、トイレの整備など、人にやさしい魅力ある観光地整備に努めます。
- ・有害鳥獣等に関しては注意看板を設置し、観光客の安全を図ります。
- ・環境に配慮した交通システムの検討を進めます。

(5) 国際観光の推進

- ・旅館・ホテル等の受け入れ体制の強化などソフト面の育成充実、外国語併記の案内看板やパンフレット作成など、外国人観光客の誘客を進め、国際観光を推進します。

(6) 観光関連業の育成

- ・たくみの家後継者の育成支援など、観光関連事業の育成に努めます。
- ・企業や大学等が研修できる体制を整備し、その誘致に取り組みます。

(7) 観光地のネットワークの強化

- ・観光施設や関係機関どうしのネットワーク体制を構築し、観光情報の共有・発信体制を強化します。

(8) エコツーリズムの推進

- ・エコツーリズム推進協議会を設立し、環境教育に取り組みます。

4 住民への期待

- ・観光ボランティアなどに積極的に参加しましょう。

第4項 活発な産業間交流の推進

1 現状と課題

- ・町内における企業は、多様な分野において特色ある事業活動を行い、多くの就業機会を提供し、地域経済の基盤を形成しています。
- ・町内の企業者は、創意工夫をして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させるとともに、地域における経済の活性化を促進する等、地域活力の維持強化に果たすべき重要な役割を担っています。
- ・各産業間の交流による地域の活性化が求められています。
- ・地場産品の開発と流通体制の確立が求められています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・交流・観光を中心とした各産業が連携したまちにします。

〔内容〕

- ・産業間の交流を推進します。

3 主要事業

(1) 企業異業種間交流の促進

- ・異業種交流や、産学官及び研究機関との連携を図り、地域における経済の活性化を促進します。

(2) 特産品等の開発の推進

- ・各産業が連携した「みなかみ」らしい特産品などの開発を推進します。
- ・食文化の研究をすすめ、地元の食材を活用した特色ある特産品開発や、源流の町としてアピールできる清らかな水をイメージした特産品づくりを促進します。

4 住民への期待

- ・異業種交流などに参加しましょう。

第2節 多様な交流で人が賑わうまち

第1項 利根川を軸とした地域間交流の推進

1 現状と課題

- ・大水上山に源を発する利根川は、河道延長322km、流域面積16,840km²に達し、多くの生命を育むとともに首都圏の産業や生活を支えています。
- ・産業・教育・文化・防災等さまざまな分野において、利根川を軸とした交流施策を展開する必要があります。
- ・行政間交流から民間交流への転換が必要です。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・多様な資源を活用し、交流が活発なまちにします。

〔内容〕

- ・川・ダム・湖面などの多彩なフィールドを利用するなどした交流機会の増加を図ります。
- ・交流から観光産業への波及効果を図ります。
- ・民間を核とした交流団体の育成に努めます。

3 主要事業

(1) 都市間交流

- ・さいたま市や取手市との友好都市交流や、ウォークラリーなどによる地域間交流を促進します。

(2) 利根川上下流交流

- ・関越地域との連携や板橋区アンテナショップなど、利根川上下流交流を推進します。

(3) 交流関係の発展・充実

- ・相互資源の再評価や地域文化との融合、まちづくりパートナーの設置と拡大、情報収集・発信、新しい交流拠点づくりなど、交流関係の発展・充実に努めます。

4 住民への期待

- ・地域間交流に積極的に参加しましょう。

第2項 国際化に向けた交流の推進

1 現状と課題

- ・国際姉妹都市として提携しているのは、チェコ共和国のウヘルスキー・ブロード町とアメリカ合衆国テキサス州のハンツヴィル市の2都市があります。
- ・ウヘルスキー・ブロード町については、中学生派遣事業、視察研修事業、日本庭園技術者派遣事業、国際交流員招致など様々な交流を行いました。今後は、新しい展開が必要となっています。
- ・国際化の進展に対応するためには、住民一人ひとりが国際社会の一員として認識をもち、住民レベルでの国際化を進める必要があります。国際化に対応した人材の育成や住民と外国人との交流の促進に努める必要があります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・国際的な交流活動が盛んなまちとします。

〔内容〕

- ・国際交流の推進を図ります。

3 主要事業

(1) 国際交流の推進

- ・国際交流協会と連携し、国際交流を進めます。
- ・国際的に活躍できる人材の育成を図るため、外国語学習や国際理解教育の充実に努めます。
- ・外国人が住みやすく訪れやすい環境整備にむけて、分かりやすい案内看板や標識の設置、パンフレットの作成、ボランティアガイドの育成などに努めます。

4 住民への期待

- ・国際交流に参加しましょう。

第4章 産業が育ち持続するまち

1	持続的で魅力ある 産業が育つまち	1	地域特性を生かした農業の振興
		2	森林の防人としての林業の振興
		3	交流と連携した商業の振興
		4	各産業と融合した工業の振興
2	働く人を迎え育むまち	1	産業間の連携による就労機会の拡充
		2	誰もが働きやすい労働環境の整備

第1節 持続的で魅力ある産業が育つまち

第1項 地域特性を生かした農業の振興

1 現状と課題

- ・農業は本町の主要産業として、より一層の効率的経営を推進する必要がありますが、農業者の高齢化及び担い手不足などにより遊休農地が徐々に増加してきています。
- ・現在の主な作目は、稲作のほか施設園芸、果樹等が盛んであり、養蚕から果樹・施設園芸等に転換してきましたが、今後も、市場や観光農業での産地化への確立が必要です。
- ・農地の生産基盤の整備が進められていますが、今後も未整備地域への事業推進を進めるとともに担い手の育成を促進し、地域農業の振興を図る必要があります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・地域特性を活かし、小規模な農家でも自立できる農業振興を進めます。

〔内容〕

- ・地産地消を推進し、消費者と直結した安全で安心、新鮮で質の高い生産をめざします。
- ・農地取得の多様性を図り、農地の適正な保全に努めます。
- ・農地の流動化や新たな作目栽培の促進により農地の有効利用を図ります。
- ・都市部からの新規就農者など、新たな担い手への農業環境を整備します。

3 主要事業

(1) 地域農業の再生と担い手の育成

- ・地域特性にあった質の高い作目の導入を検討します。
- ・養蚕や内水面漁業（マス・コイ等）などの地域特産物の振興については、関係機関と連携した取り組みに努めます。
- ・認定農業者等の担い手農家の育成や農業制度資金の支援など、農業後継者の確保を図るとともに、既存の営農組織の強化や農業生産法人の育成、集落営農組織の組織化などを促進します。
- ・農地の下限面積等の変更を県に働きかけるなどして、新たな担い手が就農しやすい体制づくりを進め、荒廃農地対策を図ります。
- ・生産・加工・販売等の生産から流通までのしくみ、外食産業との連携など、異業種間連携の開拓・支援を図ります。
- ・都市と農村との交流など、産地・消費地との交流活動や体験学習を通じた消費拡大に努めます。

-
- ・環境保全型（リサイクル）農業を推進します。
 - ・学校給食への地場食材の供給など、地産地消の推進に向けた生産者への積極的な支援を行います。
 - ・グリーンツーリズムや体験農業などの受け入れ体制を整備するとともに、情報提供などのネットワーク化を図ります。

(2) 農業生産基盤の整備

- ・担い手育成と土地利用の高度化の基本となる基盤整備については、円滑な推進に努めます。
- ・農道や農業用排水路の整備、ため池（防災機能含む）の適切な配置に努めます。
- ・果樹や施設園芸・花き等の産地化を推進します。

(3) 農村環境基盤の整備

- ・集落道水路や集会施設の再編整備などに努めるとともに、下水道（浄化槽の設置）などの集落環境の整備を促進します。
- ・良好な自然環境は極力保全しつつ、調和のとれた整備に努めます。

(4) 農業活動支援

- ・農地・水・環境保全向上対策や中山間地直接払い制度、土地改良償還金助成など農業生産活動の継続に向けた支援を進めます。
- ・集落営農や直売所を利用する生産団体・加工グループなどの活動を支援します。

(5) 農用地の保全

- ・農業振興地域整備計画に基づいた農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めます。
- ・遊休農地については植林転用や流動化を促進するとともに、家畜の放牧試験などを検討しながら、既存の畜産振興を図っていきます。
- ・荒廃桑園は、抜根、菜の花等景観作物の導入や自給飼料の作付け及びふるさと農村活性化（花苗導入）など、地域ごとの対策を促進して有害鳥獣対策にも貢献できるように支援します。

4 住民への期待

- ・新作物・新品種を積極的に導入するとともに、良質の農産物の生産に努めましょう。
- ・農地・農業用施設の適切な維持管理に努めましょう。

第2項 森林の防人としての林業の振興

1 現状と課題

- ・本町は、面積の約8割を森林が占めており、利根川上流の水源地域として「谷川連峰・水と森林（もり）防人宣言」を行っているが、木材価格の低迷が続いているため、経営と一体となった森林整備を進めることが難しい状況であることから、林道・作業道整備と併せて森林整備を進めることにより宣言にふさわしいまちづくりを推進することが必要となっています。
- ・本県の特産である椎茸等林産物の生産についても、原木購入支援による振興を図る必要があります。
- ・治山・治水事業についても、山地災害を未然に防ぐため森林整備と一体となった事業の推進を図ることにより有害鳥獣対策にも有用な施策となっています。
- ・山林の荒廃が有害鳥獣被害を助長しているという指摘もありますが、所有者個人による森林整備には限界があることから、行政・地域が一体となった推進体制の構築が急務となっています。
- ・県が事業主体となる保安林リフレッシュ事業について、事業要件を緩和し保安林以外での森林整備も可能となるように要望していく必要があります。
- ・森林は木材生産の場だけではなく、国土保全、防災、水源の涵養、環境や景観保全などの機能のほか、森林浴、林業体験などの健康づくりや環境学習の場としての機能もあわせもっていることから、その機能を生かす森林保全と活用への取り組みが求められています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・「水・森林（もり）の防人」として、町内外の人と連携し、林業を振興します。

〔内容〕

- ・多面的機能をもつ森林の保全、整備、交流空間づくりとしての活用を進め林業の振興を図ります。

3 主要事業

(1) 森林の保全管理と活用の推進

- ・森林は、木材や林産物の生産機能にとどまらず、国土保全、防災、水源の涵養、環境や景観保全など多面的な機能をもっており、今後も森林整備計画に基づき、保全と活用に努めます。
- ・町内外の人たちの健康づくりや体験学習の場としての活用を進めるため、現地で技術指導のできる「森林整備隊」等の組織を結成して、安全な体験ができるようなシステムを構築

します。

- ・保安林リフレッシュや松くい虫対策をはじめ森林整備地域活動を支援します。
- ・緑の少年団活動、森林ボランティア活動支援など、森林の活用を図ります。
- ・里地に隣接している森林を対象とした獣害対策に取り組みます。

(2) 林業経営強化の推進

- ・特用林産物や木材産業の製品化の支援と利用度の高い林道・作業道の整備を図ります。
- ・林業従事者の担い手対策を支援します。

(3) 山地防災対策の推進

- ・治山治水を推進します。

4 住民への期待

- ・森林の保全に協力しましょう。

第3項 交流と連携した商業の振興

1 現状と課題

- ・本町における商業は、温泉街や住宅地を対象とする小売業が大部分であり、近年消費者ニーズの多様化、情報化の進展、モータリゼーションの拡大、大規模小売店舗法の改正など、商業をとりまく環境は急激に変化している状況です。
- ・店舗の駐車場の未整備、消費者対応の遅れや魅力不足から競争力の低下を招いています。
- ・経営者の高齢化・後継者不足などが課題となっています。
- ・近年は観光依存度の高い市街地内部での廃業が多く、中心市街地の空洞化が進んでいる状況で、今後においてもさらに加速すると予測されます。
- ・商業単独による活性化ではなく、特性を活かした交流や観光業との連携による商業振興策の展開や、魅力ある商業エリアの街並み整備などをする必要があります。
- ・高齢化が進む中で、日常生活と切り離せない商業サービスにおける高齢者に対する支援も必要です。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・消費者ニーズに応じた魅力ある商業の振興を図ります。

〔内容〕

- ・商工会との連携を図りながら、消費者行動の多様化や流動客にも対応しうる商業機能のあり方を検討します。
- ・地場産品の需要増加につながる生産・流通・販売の一体化や、交流や観光産業と連携した振興施策、農業の流通などの連携への取り組みを支援します。

3 主要事業

(1) 地域商業の育成

- ・既存個店に対しては、商工会などと連携し、高度化・情報化のための融資や個店指導の強化を図ります。
- ・魅力ある商店街の創造や人にやさしい福祉商業の推進、商業エリアの街並み整備など、商店街の活性化を図ります。

(2) 商業の拡大

- ・販路拡大による販売体制強化や経営の近代化、特産品の研究開発など、商業の拡大に努めます。
- ・観光客・レクリエーション客・リゾート滞在者などが立ち寄る、農産物や地場産品の直売店の充実を促進します。

-
- ・農業生産物の流通のしくみなど、新鮮な生産物と食の連携などの強化に努めます。

4 住民への期待

- ・個性的で広域集客力のある店舗づくりに努めましょう。

第4項 各産業と融合した工業の振興

1 現状と課題

- ・ 高速交通網の整備がなされ、企業の進出条件に合わせた土地利用の調整を図りながら工業用地の整備を行い企業誘致に努めた結果、優良企業の進出が相次ぎ、地域経済の振興と就労の場の確保に寄与して現在に至っています。
- ・ 農林業においても、従来の生産だけの農林業でなく、工業との融合による農林産物加工など、工業化をめざした新たな地域産業づくりが求められています。
- ・ 工業の拡大と物流面、環境保全及び雇用関係に配慮した計画的な工業ゾーンの設定が必要です。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・ 既存事業所の経営基盤の強化や新分野への進出と創業を支援します。

〔内容〕

- ・ 既存の地域工業の振興を図ります。
- ・ 農林産物加工における工業化の推進を図り、より付加価値の高い特産物づくりと食品加工の振興を支援します。

3 主要事業

(1) 地域工業の育成

- ・ 商工会との連携を図りながら、既存の地域企業の高度化と経営基盤の強化を図ります。
- ・ 県との連携を図りながら、知識情報化社会に対応した新技術開発、人材育成推進制度の検討や伝統的地場産業の起業家支援、工業集積の推進など、地域工業を育成します。

(2) 各産業の工業化の育成

- ・ 農林産物加工における工業化の推進を図ります。

4 住民への期待

- ・ 商工会は、積極的な情報提供や相談・指導に努め、地域企業の振興育成に努めます。
- ・ 企業は、町内居住者の雇用を促進しましょう。

第2節 働く人を迎え育むまち

第1項 産業間の連携による就労機会の充実

1 現状と課題

- ・農業を主とする第1次産業は一貫して減少を続けており、特に高齢化が進んでいます。第2次産業や3次産業の就業者（町外への通勤含む）は、周辺地域の雇用動向にも影響されますが、2次産業は横ばい、3次産業は増加を続けています。
- ・これまでも関係機関と連携して、雇用情報の提供を図っていますが、広域的な連携も含めて、より働きやすい職場環境づくりの促進が求められています。
- ・定住を促進するため、各産業の連携により、雇用機会の拡大を図る必要があります。
- ・地元雇用効果や地域経済の波及効果等が期待できる企業誘致に取り組む必要があります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・安定した雇用の促進を図ります。

〔内容〕

- ・就労環境整備や新たな起業への支援、新規企業誘致などに取り組みます。
- ・U・J・Iターンを促進し、経験を活かせる就業や起業を支援し、産業の担い手の育成と労働力の確保を促進します。

3 主要事業

（1）雇用の安定

- ・地域における起業の促進、就労・雇用の広域的な情報提供、拡大連携などにより、雇用を確保します。
- ・高齢者の能力活用や知識情報化社会に対応した人材育成体制の吸引・強化など、職業能力の開発に努めます。
- ・農業生産法人の設立等を促進し、雇用の場の拡大を図ります。

（2）新企業の誘致

- ・産業団地の造成・分譲の検討を行い、県との企業情報の共有や連携強化による新企業誘致活動を推進し、新たな工業化の創造などを含め、新企業の誘致に努めます。

4 住民への期待

- ・事業者は就労機会の提供に努めましょう。

第2項 誰もが働きやすい労働環境の整備

1 現状と課題

- ・ 人事や賃金の能力重視の増大、契約・派遣社員、パート・アルバイトなど雇用形態の多様化、外国人労働者の増加、フリーター、ニートの増加など、わが国の雇用をめぐる状況は大きく変化しています。
- ・ 雇用や勤労者対策をめぐる問題は、社会的に弱い立場にある層で一層深刻な状況であり、より働きやすい職場環境づくりや福利厚生改善などを促進していくことが求められています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・ 働きやすい職場環境をめざします。

〔内容〕

- ・ 高齢者や女性の就業志向に対応する就労環境、子育て環境の改善に取り組みます。

3 主要事業

(1) 労働力の環境整備

- ・ 福利厚生の充実など、勤労者福祉体制の充実を促進します。
- ・ 女性勤労者、障害者の保護など、職場環境の改善のために、関係機関との連携強化を図ります。

4 住民への期待

- ・ 事業者は適正な就労条件の確保と、就労環境の充実に努めましょう。

第5章 豊かな心と文化を育むまち

1	心豊かな子どもを育むまち	1	高い知性・健康な子どもを育てる学校教育の充実
		2	子育て教育環境の整備
2	誰もがいきいき自己を実現するまち	1	生涯学習の推進
		2	交流活動を促進する生涯スポーツの充実
3	歴史と文化を守り育むまち	1	芸術・文化の薫るまちづくり
		2	地域の財産を守る文化財保護の推進

第1節 心豊かな子どもを育むまち

第1項 高い知性・健康な子どもを育てる学校教育の充実

1 現状と課題

- ・本町では、町立小学校が9校、町立中学校が4校あり、平成18年5月現在で2,046名の児童生徒がいます。また、組合立高等学校（利根商業高等学校）が1校あります。
- ・新治地区の3小学校の統合が決定され、平成20年4月開校を目指して事業が進められています。
- ・心豊かでたくましく活力ある子どもを育て、かつ自主的に学習力を培うため、少人数指導や、チームティーチングなどを導入し、学校における教育活動の改善充実に努め、児童生徒が自ら考える力を育てる学習を進め、地域の人材や施設等を積極的に活用し教育活動の工夫と、開かれた学校づくりをめざしています。
- ・各教育施設の老朽化が進んでおり、耐震補強を含めた施設の整備・改修が必要となっています。
- ・県や利根沼田学校組合と積極的な連携を図ることにより、地域に密着した学校運営や施設整備の支援を強化・推進を行う必要があります。
- ・地域の活力、教育水準の向上をめざして、学校統合と小中一貫教育等を視野に入れた教育改革が必要となっています。
- ・利根商業高校との連携した大学等の高等教育機関の設置促進についても検討する必要があります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・感性を育み、豊かな心・高い知性・健康な身体をもとに活力ある人間の育成を進めます。

〔内容〕

- ・教育環境の充実を図ります。
- ・学校・家庭・地域との連携により、自ら行動する子どもを育成します。
- ・教育水準の向上を目指す学校教育の充実を図ります。

3 主要事業

(1) 教育環境の充実

- ・少子化の動向を踏まえ、小学校の統廃合を含めた教育環境の整備に努めます。
- ・スクールバスの充実やバス通学補助など、遠距離通学児童生徒の通学手段の確保と通学の安全性の向上に努めます。

- ・小中一貫校の研究や幼保との連携強化など、教育環境の充実に努めます。

(2) 教育体制の充実

- ・児童生徒一人ひとりに配慮しながら個性を生かす教育を推進し、基礎・基本を定着させる授業や自ら学ぶ意欲を引き出す授業の充実に努めます。
- ・心豊かな子どもたちの育成に向けて、道徳教育やボランティア活動などを通して、人を思いやるやさしさの醸成など、心の教育を推進します。
- ・学校・家庭・地域社会が連携し、児童生徒の健全な育成を図ります。
- ・地域の人材・地域性を活かし、自然体験の導入など、郷土愛を育てる教育の充実により、地域に根ざした特色のある学習を推進します。
- ・障害のある子どもたちが、障害の種類や程度に応じて適切な教育を受けられるような体制づくりに努めます。
- ・研修の充実などにより、教職員の資質と指導力の向上を図ります。
- ・地域の食材・郷土料理の積極的な導入などにより、学校における食育を推進します。
- ・児童生徒の防犯・防災など、安全対策の充実に努めます。
- ・外国青年招致事業（ALT・外国語指導助手）や情報教育の充実に努めます。

(3) 教育施設・設備の充実

- ・安全性などに配慮しながら、学校施設・設備の計画的な改修・改築や学校施設の保守点検の充実に努めます。
- ・学校給食センターの施設整備など給食センターの充実に努めます。
- ・空き校舎や空き教室の利活用を図ります。

(4) 高校・高等教育の支援

- ・高等学校の施設整備や高等教育機関との連携、誘致の研究など、高等教育の充実に努めます。

4 住民への期待

- ・学校と家庭の役割を理解して、社会性のある心を育てましょう。

第2項 子育て教育環境の整備

1 現状と課題

- ・本町には、公立保育園が4園と民営保育園が1園あり、保育所の入所希望には概ね対応できている状況です。また、幼稚園は、公立幼稚園4園と私立幼稚園1園があります。
- ・保育園、幼稚園が主体となって、友達とのかかわりのなかで「思いやりのある子」を育てるよう、幼児期における道徳性の育成に積極的に取り組んでいます。
- ・町内には、児童館2カ所・学童保育所3カ所があり、宿題や遊び等により、放課後の子どもたちに生活の場を提供しています。
- ・少子化が進行する中であっても、子育てに対する不安を解消し安心して育てられる環境をつくるため、子育て支援の拠点となる保育所機能の充実に努めています。
- ・幼児がより一層健やかに成長できる環境を創るため、地域や家庭との連携を深めながら、充実した幼児教育の推進に努める必要があります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・子育てが社会全体で支えられ、子どもたちが健やかに成長できるようにします。

〔内容〕

- ・多くの家庭が安心して子育てができる環境づくりを進め、将来のみなかみ町を担う子ども達が健やかに育つ体制を整えます。
- ・子育てのしやすい保育環境づくりを進めます。
- ・幼児の安全で健やかな育成を図るために、環境衛生に配慮し、施設整備と充実に推進します。
- ・幼保一元化施設の整備を進めます。

3 主要事業

(1) 就学前教育施設の整備

- ・幼保一体施設の検討や保育施設と幼稚園の整備など、就学前教育施設を充実します。
- ・保育受入体制の拡充と人材の確保、保育園民間委託の検討など、教育環境の整備を図ります。

(2) 就学前教育体制の充実

- ・「思いやりのある子」を育てる教育の取り組みなど特色ある幼児教育の充実に努めます。
- ・発達時期に応じた家庭教育に関する学習機会と情報の提供や、将来親となるための学習環境の整備により、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
- ・良質な住宅環境の確保や働きながら子育てできる環境づくり、男性を含めた働き方の見直

しの促進、父親の子育て参加の促進、育児中の親の再就職の支援など、子育て支援の生活環境づくりに努めます。

- ・低年齢児保育、保育時間の延長、一時保育など、母親の就労形態の多様化に対応した保育内容の充実を進めるとともに、防犯・防災などの安全対策の充実に努めます。

(3) 児童館、学童保育等の充実

- ・学校や保育園、幼稚園と児童館や学童保育所の連携強化を図ります。
- ・学童保育体制の整備や保育サポーターの充実、児童館機能の充実、児童送迎体制の整備検討、空き教室利用の検討など、放課後児童対策の推進を図ります。

4 住民への期待

- ・家庭は、保育所、幼稚園、学校、地域などの子育て教育環境や保健士との連携を深めましょう。

第2節 誰もがいきいき自己を実現するまち

第1項 生涯学習の推進

1 現状と課題

- ・本町の社会教育活動は、現在、「みなかみ町中央公民館」、「みなかみ町新治公民館」「みなかみ町水上公民館」、「みなかみ町カルチャーセンター」と「みなかみ町水上中部コミュニティセンター」の5施設が活動の拠点となっており、また、各公民館内に「図書室」があります。
- ・各図書室においては、年間利用者は微増の状況にありますが、今後さらに幅広い年齢層に利用されることが求められています。
- ・公民館活動においては、受講生の幅を広げられるよう魅力ある幅広い内容の講座が求められます。また、自主グループの育成については、引き続き公民館からの援助やアドバイスなどが必要となっています。
- ・青少年育成においては、子ども会育成団体連絡協議会や青少年育成推進員などの各種団体により活動が進められています。子どもの減少により存続が厳しい子ども会もあり、合併支援などが必要となっています。
- ・青少年育成推進員では、青少年の非行防止のためのパトロールや啓発活動を行っています。
- ・地域子ども教室においては、引き続き実施するためのコーディネーターや指導員ボランティア（団塊の世代含む）の確保と育成が求められています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・心豊かな文化人となるための生涯学習の推進を図ります。

〔内容〕

- ・生涯学習の推進に努めます。
- ・生涯学習事業の充実を図ります。
- ・生涯学習施設の整備充実を図ります。
- ・生涯学習推進のための人材の確保と育成を促進します。
- ・青少年の育成に努めます。

3 主要事業

(1) 生涯学習の推進

- ・社会教育や家庭教育、学校教育の各分野ごとの教育施策と町民の地域活動など、全ての行政施策と町民活動との連携が確保された一貫した生涯学習体系の構築に努めます。そのた

めに、生涯学習推進計画を推進します。

- ・人権教育や学社連携融合の推進を図ります。

(2) 生涯学習事業の充実

- ・講座・学級等の体系的な整備と内容の充実や自主学習グループ・各種団体の支援など、生涯学習体制を充実します。
- ・生涯学習情報の提供と学習啓発の推進や生涯学習相談体制の充実など、生涯学習の普及に努めます。
- ・自然環境に関する学習体制の充実など、「利根川源流のまち」としての生涯学習を推進します。

(3) 生涯学習施設の整備

- ・生涯学習の拠点となる公民館やカルチャーセンターの機能の充実、小中学校施設の活用の推進、各種施設や民間との広域的ネットワーク体制の構築など、生涯学習施設を充実します。
- ・図書館建設及びその整備に努めます。

(4) 生涯学習推進のための人材の確保と育成

- ・指導者、学習ボランティア、コーディネーター、ジュニアリーダーの確保と育成に努めます。
- ・シニアリーダーの活用や団塊の世代の活用などを検討します。

(5) 青少年の育成

- ・子ども会育成団体連絡協議会や青少年育成推進員などの各種団体と連携し、青少年の健全育成に努めます。
- ・青少年を対象とした社会教育事業を推進するとともに、青少年の自主的活動を推進します。
- ・青少年の非行防止の取り組みや有害図書対策など、青少年の健全な環境づくりに努めます。

4 住民への期待

- ・町の生涯学習推進体制づくりに協力しましょう。

第2項 交流活動を促進する生涯スポーツの充実

1 現状と課題

- ・本町の体育施設は、運動広場が6カ所、体育館が7カ所、武道館が1カ所、弓道場が3カ所、町営プールが3カ所、シャンツェが1カ所、総合グラウンド（野球場、多目的運動広場、ターゲットバードゴルフ場）1カ所、中央運動公園（野球場、多目的広場、テニスコート）1カ所、テニスコートが1カ所、その他小中学校のグラウンドや体育館があり、住民のスポーツ活動を推進する施設として提供されています。
- ・近年、人々はゆとりやうるおいといった多様なライフスタイルを求めており、健康保持・体力の増進のため気軽に参加できるレクリエーションスポーツの推進が必要となっています。
- ・施設数が多く、老朽化の進む体育館の改修や管理維持のために労力と費用が膨大となり、指定管理者制度の導入等も含め検討が必要となっています。
- ・豊かな自然を活用し、住民のみならず多くの交流客も満足できるスポーツ・レクリエーション施設の整備も必要となっています。また、住民の身近な健康に寄与するウォークラリーやジョギングコースを河川ルートや里山ルートとして整備することも必要です。
- ・アウトドアスポーツの事業団体はいくつかありますが、体育協会やスポーツ少年団と連携した活動の展開が必要です。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・子どもから高齢者まで、多様なスポーツに参加するまちにします。

〔内容〕

- ・スポーツマスタープランの策定を進めます。
- ・生涯スポーツの充実を図ります。
- ・指導者の育成と指導体制の強化を図ります。
- ・生涯スポーツ施設の整備を図ります。

3 主要事業

(1) 生涯スポーツの充実

- ・生涯スポーツの充実を図るため、スポーツマスタープランを策定します。
- ・子どもから高齢者まで、多様なスポーツニーズに応えられるように、ニュースポーツや軽スポーツの普及、総合型地域スポーツクラブの創設、生涯スポーツ振興のための教室と講座の充実、スポーツ教室の開催、健康づくりと連携したスポーツの推進などに努めます。
- ・体育協会を中心としたスポーツ団体やスポーツ少年団、レクリエーションサークルなどの

グループの育成等を推進します。

- ・自然を活用したアウトドアスポーツの振興を図ります。

(2) 指導者・指導体制の強化

- ・指導者養成研修会の充実や競技スポーツ指導者の育成、レクリエーションスポーツ指導者の育成など、住民ニーズに対応できる指導体制の確立に努めます。
- ・体育協会活動の充実を図るとともに、スポーツ関係団体のリーダー養成やアウトドアスポーツ指導者の育成などに努めます。

(3) 生涯スポーツ施設の整備

- ・既存のスポーツ・レクリエーション施設の適切な維持管理・充実を図るとともに、学校開放などによる有効活用に努めます。

4 住民への期待

- ・スポーツやレクリエーションの講座やイベント、団体・グループ活動に積極的に参加しましょう。

第3節 歴史と文化を守り育むまち

第1項 芸術・文化の薫るまちづくり

1 現状と課題

- ・文化振興においては、文化協会が中心となり所属団体の積極的な活動により文化の向上を図っています。また文化協会としては文化教養講座を開催するなど、文化振興に貢献しています。
- ・文化振興においては、後継者不足に悩む団体が多く、その解消が求められています。
- ・これからは生活の価値観を重視したまちづくりを目指す必要があります。このため、みなかみ町の持つ美しい空間と地域に根差した文化との融合を図り、住む人訪れる人にとって味わい深い居住空間を創出しなければなりません。
- ・外に向けて発信できる文化振興事業の立案が求められます。
- ・町民とアーティストの交流による文化振興施策の立案が求められます。
- ・文化団体、NPOの育成支援とともに、情報交換や連携の施策が求められています。
- ・交流機会の増加により、各種文化団体の融合や会員の増加など、芸術文化の薫り高いまちづくりが期待されます。
- ・絵画・絵手紙のスポットづくりや文化団体との交流による滞在型の創作文化活動などにより、観光産業への波及効果が期待されます。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・町内外の人々による芸術・文化活動が盛んな利根川源流のまちにします。

〔内容〕

- ・住民の文化活動を推進します。
- ・芸術文化交流を推進します。

3 主要事業

(1) 住民の文化活動の推進

- ・文化協会を中心とした所属団体による文化活動を支援します。
- ・文化講座の充実や文化活動の発表となる文化祭等の開催を推進するとともに地域文化の伝統継承を支援します。
- ・町内外の人々の創作活動及び作品発表場所の提供を推進します。

(2) 芸術文化交流の促進

- ・(仮称)芸術文化村構想を策定し、町民が芸術への教養を高め、その活動推進の担い手とな

り、芸術文化によって感じられる心の豊かさを見出す環境をつくります。

- ・東京藝術大学卒業・修了生作品收藏や展示会・收藏作品寄贈者個展などにより、町内外との文化交流を推進します。
- ・どこでも、誰もが、芸術に親しめるように、芸術回廊を設置します。

4 住民への期待

- ・文化活動に積極的に参加しましょう。

第2項 地域の財産を守る文化財保護の推進

1 現状と課題

- ・本町では、国指定文化財が7件、県指定文化財が21件、町指定文化財が64件、合計92件の指定文化財と1件の国登録文化財があり大切に保存管理されています。
- ・縄文時代中期の「水上石器時代住居跡」（国指定史跡）や縄文時代後晩期の「矢瀬遺跡」（国指定史跡）などは学術的にも大変貴重な遺跡であり一般に公開されています。
- ・国の重要文化財に指定されている「旧戸部家住宅」及び「雲越家住宅」については、古い民家造りを見学することができ、生活様式がそのまま残っていることから、昔の生活を知る貴重な資料となっています。茅葺き屋根の傷みがひどく補修等を行う必要があります。
- ・「名胡桃城址」（県指定史跡）は、保存整備のあり方等についての検討が必要です。
- ・天然記念物（県指定）である大峰山の浮島及び湿原植物や大峰山・水上モリアオガエル繁殖地は、貴重な動植物として保存していくことが必要です。
- ・無形文化財では、県の重要無形民俗文化財である「古馬牧の人形浄瑠璃」、400年の伝統をもつ若宮八幡幡宮の「ヤッサ祭り」、300年以上の伝統をもつ「小高諏訪神社の獅子舞」のほか、羽場日枝神社、藤原の「獅子舞」等、各地に残る太々神楽や祇園祭など、豊富な伝統文化や芸能が残されています。
- ・文化財を愛護するとともに、適切に活用することにより郷土愛の育成を図ることが必要です。
- ・地域の歴史資産である文化財の保存や整備は重要です。財政的負担は大きいものの、保護対策を充実し、次世代への継承に努めなければなりません。これらの文化遺産は学習や研究、そして公開することが必要です。そのため、これらの貴重な文化財を展示する施設等の整備と専門職員の配置が必要になります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・伝統文化や文化財の保存と継承を図ります。

〔内容〕

- ・文化財の整備、保存、活用を図ります
- ・郷土芸能や伝承技術の継承と活用を図ります。
- ・歴史に関する資料の整備活用を図ります。

3 主要事業

（1）文化財の整備、保存、活用

- ・多数の歴史的遺産を有する地域性を生かし、歴史や伝統の保全と伝承に努め、これらを活

用した地域づくりを推進します。

- ・各指定文化財の保護と観光面などにおける活用を充実します。
- ・文化財専門官の設置と埋蔵文化財の調査保存を推進します。

(2) 郷土芸能、伝統技術の継承と活用

- ・住民の文化財への興味と関心を高めるとともに、文化財を活かした学習を推進し、文化財の保存意識の啓発を図ります。
- ・各保護団体・個人への支援と活動の場の提供や後継者育成、人材発掘の推進、教育現場との連携、体験教室の実施など、伝統文化の伝承と保護に努めます。

(3) 歴史に関する資料の整備活用

- ・多くの文化財の維持管理に努めるとともに、それらを活かした文化的環境の整備に努め、ひいては観光産業の一助とします。
- ・町民や町外の人々が気軽にみなかみ町の歴史・伝統などにふれることができるよう、町史の編さんを推進するとともに、資料館を核とした文化財のネットワーク化の推進を図ります。

4 住民への期待

- ・文化財の保護・継承に積極的に参加し、保護行政の理解・協力を努めましょう。

第6章 住民とともに歩む健全なまち

1	住民が自ら考え、 決定し、行動するまち	1	住民参加のまちづくり
		2	女性が能力を発揮する男女共同参画社会の形成
2	行財政改革で ゆとりのあるまち	1	健全財政の推進
		2	公共・公用施設と町有地の有効活用
		3	簡素でわかりやすい行政組織の構築
		4	効率的で効果的な事務処理の推進
		5	専門性や政策能力を持つ職員の育成と確保
		6	広域行政の強化

第1節 住民が自ら考え、決定し、行動するまち

第1項 住民参加のまちづくり

1 現状と課題

- ・少子高齢化社会の進行や人口の減少、厳しい社会経済情勢など様々な環境の変化に対応し、個性豊かな地域社会を実現していくためには、従来の地方自治の仕組みから「町民主導による地方自治の仕組み」へと転換することが必要となっています。
- ・自己決定・自己責任による自治の展開を目指し、自治体運営の基本理念やその仕組みなどを位置づけるまちづくり基本条例の制定とその条例を育てる取り組みが必要となっています。
- ・多様化する住民ニーズや地域課題に解決のため、行政だけでは対応することが困難になっています。協働推進の仕組みづくりと協働体制の確立、多様な公共の担い手としてのNPO、ボランティアの活動の環境づくりが必要です。
- ・行政区を基本とする従来のコミュニティ組織において様々な活動を展開していますが、都市化の進展や価値観、ライフスタイルの多様化などにより、住民の地域社会への帰属意識や連帯感は希薄になりつつあります。
- ・住民相互やコミュニティ間の交流・連携を活発にして、新町としての一体感の高揚を図ることが求められています。
- ・広報誌は、住民が積極的に参加できる紙面作りなど、工夫を凝らした広報誌づくりが求められます。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・地方分権に対応した住民とともに構築する自立した協働のまちとします。

〔内容〕

- ・まちづくり基本条例に基づき、住民参加・協働のまちづくりを推進します。
- ・地域コミュニティやテーマコミュニティの住民自治活動を推進します。
- ・情報の共有を図るための広報活動を充実します。

3 主要事業

(1) 住民参加意識の高揚

- ・各種の計画づくりや事業の実施にあたっては、計画段階から住民参加を進め、住民の理解と協力を得ながら協働のまちづくりを進めます。
- ・各種委員会、審議会などには、意欲ある公募の住民や、若者、女性の参加を促進します。

- ・まちづくりに関する学習会を開催します。

(2) まちづくり基本条例の策定と推進

- ・まちづくり基本条例を策定し、その条例に基づき、住民自治活動を推進します。
- ・住民自治活動を推進する地域づくり組織や仕組みづくりの検討を進めます。
- ・住民相互やコミュニティ間の交流や連携を活発にして一体感の醸成を図ります。

(3) コミュニティ活動の推進

- ・地域コミュニティ活動を充実し、地区単位や町全体の自主的・個性的な地域づくり活動を促進します。
- ・地域活動の拠点となる地域のコミュニティセンターについては、住民センター助成制度などを活用し整備の支援を進めます。
- ・共通の関心による町民どうしの多様なつながりや組織・集団であるNPOやボランティア団体を含むテーマコミュニティのまちづくり活動を支援します。
- ・地域コミュニティやテーマコミュニティのまちづくり活動をすすめる人材の育成と組織の充実を支援します。

(4) 広報・広聴の充実

- ・情報の共有を図るため、広報誌は、わかりやすい誌面づくりに努めます。
- ・パンフレットや掲示板・回覧板などに加え、インターネットなど、多様な媒体を活用した広報活動を進めます。
- ・パブリックコメント（町民意見提出手続制度）などにより、住民の意見を聞き、反映する住民参加の仕組みづくりを推進します。

4 住民への期待

- ・行政の仕組みや動きなどに関心をもち、日常生活や日々の活動に行政情報を活用しましょう。
- ・地域コミュニティやテーマコミュニティに積極的に参加し交流するとともに、守り育て、まちづくりを担っていきましょう。

第2項 女性が能力を発揮する男女共同参画社会の形成

1 現状と課題

- ・男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。
- ・審議会等への女性の登用については、平成18年4月1日現在で、委員総数128人、うち女性委員は7人となっており、女性の割合は5.5%となっています。
- ・法律に基づいて配置される委員、相談員としては、社会教育委員で総数12人のうち女性数は2人で女性比率16.7%となっています。
- ・教育委員会や選挙管理委員会、監査委員、農業委員会などに基づく委員会等への女性の登用については、平成18年4月1日現在で総数76人、うち女性数は5人で、女性率は6.6%となっています。
- ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが必要であり、町の取り組みを総合的かつ計画的に推進するための施策の策定が求められています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・男女がその能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重しあい、社会のあらゆる分野にともに参画できるまちとします。

〔内容〕

- ・男女共同参画社会に対する町民の理解を推進します。
- ・男女共同参画社会の形成を促進します。

3 主要事業

(1) 推進体制の強化

- ・男女共同参画に関する条例や男女共同参画計画の策定などを検討し、総合的で計画的な推進を図るとともに、推進体制の強化に努めます。
- ・男女共同参画の拠点施設の整備に努めます。

(2) 男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会の実現に向け、啓発活動や教育により、家庭・地域・職場での男女の固定的な役割分担意識の改革に努めます。
- ・各分野の委員会・審議会など、政策・方針決定の場へ女性の参画を促進し、積極的に女性の意見をまちづくりに反映させていきます。
- ・男女均等な雇用機会と待遇の改善に努めるとともに、男女が共に社会活動を続けられるよう、出産・育児や高齢者介護への支援体制の充実を図ります。

- ・職場や地域でのセクシュアルハラスメントや家庭内暴力の防止に向けて、事業所などへの啓発を行うとともに、相談体制の整備を図ります。

4 住民への期待

- ・女性は、さまざまな活動の場へ積極的に参加し、周囲はこれを支援しましょう。

第2節 行財政改革でゆとりのあるまち

第1項 健全財政の推進

1 現状と課題

- ・国が進める地方への歳出削減の影響を受けて、財政は危機的な状況が続いています。
- ・歳入の減少に伴い、人件費や物件費等の削減に努めていますが、公債費が多額であることや扶助費等が増加していることから、これまでの住民サービスの継続や新しいまちづくりに必要な財源を十分に確保できない状況です。
- ・自主財源の安定確保を図るためには、町税等収納率の向上や使用料・手数料の負担の適正化を図り、広告掲載料等の新たな財源の確保に努めることが必要です。
- ・歳出では、人件費、物件費及び公債費などの経常経費の削減に努め、弾力的な財政構造を確立するとともに、投資にあたっては合併特例債等の財政支援措置がある財源を有効に活用する必要があります。なお、施設整備等にあたっては、後年度ランニングコストの軽減を図られるよう実施しなければなりません。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・健全財政のまちにします。

〔内容〕

- ・財政状況や財政計画を明確にします。
- ・税収の確保に努めます。
- ・地方債（町債）残高の縮減に努めます。
- ・人件費や物件費等の経常経費の削減に努めます。

3 主要事業

（1） 財政計画の策定と公表

- ・財政計画や公債費適正化計画を策定し、住民に公開します。

（2） 税収の確保

- ・町税の適正かつ公平な賦課並びに町民に対する納税意識の普及・高揚を図り、安定した税収の確保に努めます。
- ・個人住民税のうち、会社等に勤務し普通徴収の対象になっている納税者については、特別徴収へ切り替えを進め税収の確保に努めます。
- ・地方税電子申告システムの整備を進め納税収納の改善を図ります。
- ・滞納繰越金の早期改善を図り税収の確保に努めます。

- ・ 納税者の利便性を図るため口座振替制度を推進し安定した税収の確保に努めます。

(3) 第3セクター等の見直し

- ・ 第3セクター等の経営強化と抜本的な見直しを進めます。

第2項 公共・公用施設と町有地の有効活用

1 現状と課題

- ・公の施設の管理については、すでに44施設について指定管理者制度を導入していますが、それらの施設を含め、引き続き、そのあり方について検証及び見直しを行い、より効果的、効率的な運営に努める必要があります。
- ・合併により生じた支所や公共施設などの空きスペースや未利用町有地については、地域活性化や財政負担の軽減のための有効活用が求められます。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・公共・公用施設や町有地の有効活用に努めます。

〔内容〕

- ・本庁・支所機能について検討します。
- ・公共施設を見直します。
- ・公共施設や町有地などの賃貸や売却など有効活用を図ります。

3 主要事業

(1) 公共・公用施設の整理・統合

- ・本庁舎改造や支所機能を検討します。
- ・指定管理者制度の積極的な導入と検証や見直し、受益者負担制度の適正化など、公共施設の使用・管理を見直します。
- ・公共施設の整理・統合を図ります。

(2) 公共・公用施設や町有地の有効活用

- ・公共・公用施設や町有地については、住民や民間事業者などの要望などを考慮し、賃貸や売却などを含めた有効活用に努めます。
- ・公共・公用施設や町有地の有効活用や廃止の障害となる国等の条件については、解消するように働きかけを進めます。

第3項 簡素でわかりやすい行政組織の構築

1 現状と課題

- ・経済情勢の悪化により、地方自治体においても効率的でスリムな組織の実現が求められています。
- ・職員数は、合併前が398名、合併時が384名、平成19年が339名となっています。
- ・厳しい財政状況に対応し、総人件費の削減に努めるとともに、計画的に職員数を削減する必要があります。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・簡素にして、住民が分かりやすく、利用しやすい組織体制づくりを進めます。

〔内容〕

- ・地方分権・社会情勢の変化に対応した組織体制づくりを推進します。
- ・適正な人員配置に努めます。
- ・実施事業の効果や行政課題への対応状況を明確にするため、行政評価システムを導入します。

3 主要事業

(1) 定員管理計画に基づく職員数の削減

- ・将来を見据えた定員管理計画を策定し、新規採用の抑制、業務量の変化による職員再配置の促進及び勧奨退職制度の活用などにより職員数の削減に努めます。

(2) 組織・機構の見直し

- ・機動的・弾力的なサービスの提供や事務の効率化を図るため、課・係の統廃合を進めるとともに、簡素にして住民が分かりやすい組織・機構の構築と運用に努めます。

(3) 行政評価システムの導入による体制の整備

- ・適正な新規事業の取捨選択や、事業効果の薄れた既存事業の見直し（スクラップ・アンド・ビルド）、事業間の連携強化による事業の相乗効果の追求、類似事業・重複事業の整理などにより、事業効果を高める必要があるため、行政評価システムを導入します。
- ・事務事業の目的や活動内容の明確化、目標値・成果指標の設定により、事業の効率化を進めます。

(4) 政策調整機能の充実

- ・分野を横断する行政課題への柔軟な対応やプロジェクトチームの活用など、政策調整機能を充実します。

第4項 効率的で効果的な事務処理の推進

1 現状と課題

- ・常に新しい視点に立って、事務改善を推進、継続することが求められます。
- ・住民需要への迅速な対応が必要です。
- ・経費削減を含め、電子化に見合った事務処理、処理能力が求められています。
- ・行政事務の標準化や情報の共有化、事務処理の迅速化が必要です。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・効率的で効果的な事務の改善を進めます。

〔内容〕

- ・最小限のコストで最大限の効果を生み出す行政運営の確立に努めます。
- ・情報の共有化や事務処理の迅速化を推進します。

3 主要事業

(1) 行政事務の標準化・マニュアル化の推進

- ・適切な情報・文書の管理など、事務の標準化とマニュアル化を推進します。

(2) 情報・通信技術の一層の活用と情報セキュリティ対策

- ・統計情報のデータベース化等情報共有化の推進や職員の情報リテラシー（情報及びコンピュータを使いこなす能力）の向上、地形図情報をベースとした統合型GIS（地理情報システム）の推進などを図ります。

第5項 専門性や政策能力を持つ職員の育成と確保

1 現状と課題

- ・地方分権時代に対応した行政運営のためには、職員一人ひとりの政策形成能力や通常業務の処理能力の向上が必須です。また、人員削減が進む中で事務効率化を達成するため、職員の能力・モラルの向上が求められています。
- ・職員一人ひとりが「全体の奉仕者」として意欲をもって職務に取り組み、能力を最大限に発揮できるよう、多様な研修機会の提供が必要です。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・専門性や政策形成能力を持つ職員の育成に努めます。

〔内容〕

- ・町民に信頼される職員の育成を図ります。
- ・複雑・高度化する行政課題に対応できる職員の育成に努めます。
- ・職員が専門的知識を身につける機会を提供していきます。

3 主要事業

(1) 職員の研修機会の拡充

- ・政策形成能力や法制執務・行政管理能力の強化を図ります。
- ・県や広域圏での人事交流を促進します。
- ・情報・通信技術を活用した職員研修手法を検討します。
- ・住民参加のまちづくり、政策の研究、ボランティア、NPOなどの様々な活動における職員自主研究グループの結成を奨励し支援します。

(2) 専門的な人材確保

- ・柔軟な任用体制を整備します。

(3) 人材育成基本方針の作成

- ・専門性や政策能力を持つ職員の育成するため、人材育成基本方針を策定し、推進します。

(4) 人事評価制度の検討

- ・人事評価制度を検討します。

第6項 広域行政の強化

1 現状と課題

- ・本町は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合に属し、沼田市・片品村・川場村・昭和村の1市1町3村により、広域に関わる課題の解決や行政サービスの質的向上と、効率的な運営を推進しています。
- ・利根沼田広域市町村圏振興整備組合は、新ふるさと市町村圏計画に基づき、広域消防、利根沼田広域観光センター、ぬまた聖苑、養護老人ホーム（愛宕、猿ヶ京）、介護認定審査会等の設置と運営等16の共同処理事務を定め、各種事務事業の共同処理化を推進しています。
- ・上越新幹線上毛高原駅は広域の玄関口として位置づけられており、広域圏において利根沼田広域観光センターを設置し、また駅舎内に観光案内所を設置し、観光客等の利便性向上を図っています。
- ・広域の玄関口であることから、観光客等の利便性向上をめざした上越新幹線機能充実事業や上毛高原駅周辺の整備が必要です。
- ・今後、社会経済環境の変化により、広域行政ニーズはますます多様化するものと予想され、広域圏の枠を越えた各地の自治体や企業・団体等と連携して、地域課題に対応する連携事業を検討していくことも必要となっています。

2 施策の方向

〔目標〕

- ・広域行政の連携を強化します。

〔内容〕

- ・広域連携による共同処理化を推進します。

3 主要事業

(1) 広域連携の充実

- ・利根沼田新ふるさと市町村圏計画を推進します。

(2) 広域連携体制の強化・見直し

- ・利根地方総合開発協会の見直しなど、連携の強化と見直しを図ります。

資料編



資料編

用語解説

アクセス

接近、近づきやすさなどの意味。ある目的地への到達のし易さを表すのに、アクセスがよい、などという。

アンテナショップ

新商品などを試験的に売り出す小売店舗。消費者の反応を探るアンテナの働きをもつことからいう。

インタープリター

自然観察や自然体験などを通じ、自然や歴史について解説する人。

エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、その自然観光資源の保護に配慮しつつ、その自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

NPO

Non-Profit Organization の略。ボランティアを含む組織構成員が利潤追求を目的とすることなく社会に対するサービスを提供する民間非営利組織。

温暖化ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射している。大気中に赤外線を吸収する気体があると、地表は日射による加温以上に温まり、温室効果がもたらされる。こうした性質を持った気体を温暖化ガスという。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどがある。

かかりつけ医

地域住民に優良な医療を提供し、地域において保健医療を効果的に推進するため、患者との信頼関係に基づいて医療のすべて（患者の健康管理から傷病の診断・治療・機能回復訓練・療養上の生活指導にいたるまでをいう。）に継続的にかかわる医師。

キスアンドライド

自宅から駅またはバス停まで自動車等で家族（主に配偶者）に送り迎えをしてもらう通勤・通学形態。

行政評価

行政が行っている施策や事務事業について、その必要性や成果、効率性などを数値等で客観的に把握、評価し、その結果を次の計画や予算に反映させる手法。

クリプトスポリジウム

孢子虫類コクシジウム目の原虫。人畜共通の消化管内寄生虫で、寄生によりクリプトスポリジウム症を引き起こす。

グリーン・ツーリズム

農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。近年は、田植え・稲刈り等農作業への参加等の農業・農村体験から、学校教育を通じた体験学習、産直等農産物の販売やふるさとまつり等のイベントまで、広く都市農村交流一般を指すことが多い。

ケアマネージャー

介護保険サービスにおいて、利用者（要介護者）からの相談に応じ、その希望や心身の状態等を考慮して、在宅又は施設での適切な介護サービスが受けられるよう支援する専門家をいう。

国土利用計画

国土利用計画法に基づいて策定される、国土利用に関する最も基本的な計画。全国計画、都道府県計画、市町村計画の3段階があり、それぞれ土地の利用目的に応じた規模の目標や地域別の整備施策等を定めるもの。

コーディネーター

物事の調整・まとめ役をいう。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域やその人々の集団、地域社会、共同体などをいう。

ジアルジア

鞭毛虫類の原生動物。人畜共通の消化管内寄生虫で、寄生によりジアルジア症を引き起こ

す。

サポーター

支持者や支えとなるものをいう。

循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギー面でより一層の循環・効率化を進め、不要物の発生抑制や適正な処理を図ることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とする経済社会システムが確立されている社会。

食育

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組み。

高齢者能力活用センター（シルバー人材センター）

臨時的、短期的な就業を希望するおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある人を対象に、それぞれの希望と能力に応じて組織的に仕事を提供する団体。

新エネルギー

資源の制約が少なく、環境負荷の小さいクリーンなエネルギー。太陽、風力、地熱、水力などの「自然エネルギー」・「再生可能エネルギー」、ごみ焼却廃熱や下水熱などの「リサイクルエネルギー」、コージェネレーション（燃料を燃やして発電する際に生じる余った蒸気や熱水を暖房・冷房などに利用するシステム）などの「高効率エネルギー」がある。

セキュリティ

安全や防犯、安全保障などをいう。

セクシャルハラスメント

労働や教育など、公的な文脈における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に、労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を、男性が行うこと。性的いやがらせ。性的脅迫。

男女共同参画社会

平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保さ

れ、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。

地域ケア体制

援護を必要とする高齢者等が、住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活ができるよう、ボランティア等も含めたさまざまな主体の参画のもとに多様な保健・医療・福祉のサービスを総合的に提供する仕組み。

地域支援事業

地域住民が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、市町村が主体となって支援する事業のこと。運動器の機能向上・栄養改善などの介護予防プログラムの提供や介護予防に関する普及啓発、虐待防止、早期発見を含む権利擁護や総合相談などが行われる。

地産地消

「地域生産・地域消費」の略で、「地域で生産された農産物を地域で消費する」こと。

チームティーチング

複数の教師が指導計画の作成や授業の実施、教育評価などに協力してあたることをいう。

テーマコミュニティ

特定の地域問題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うコミュニティをいう。

電子自治体

高度に電子化された住民サービス・業務システムを、インターネット等を利用したオンラインで住民に提供できる自治体。より便利で質の高いサービスを住民に提供することを目的としている。

都市計画マスタープラン

都市計画法に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、都市のビジョン・都市計画の方針・地域別の都市づくりの方針等を定めるもの。

ニート

無職の若者。職業にも学業にも職業訓練にも就いてない（就こうとしない）人。

ノーマライゼーション

高齢者や若者も、障害のある人もない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きぬくような社会こそ、正常であるという考え方。

バイオマスエネルギー

生物体（バイオマス）を構成する有機物を燃料等の形で取り出し、エネルギーとして利用しようとするもの。方法としては、①バイオマスが含む石油成分を抽出する、②特殊な海藻（ケルプ）や廃棄物バイオマスをメタン発酵、アルコール発酵などで燃料とする、③ふんやし尿をメタン発酵させる、④水素発生藻や菌から水素をとったり、葉緑体で太陽電池をつくる、などがある。

ハザ - ドマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

パークアンドライド

都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、末端交通機関である自動車等を郊外の鉄道駅又はバス停に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。

バリアフリー

高齢者や障害者等が行う諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くことの総称であるが、人の自由な行動等を妨げる広い意味での障壁をなくすることにも用いている。

フリーター

定職に就かず、アルバイトで生計を立てる人。就労意識の変化により、働き方のひとつとして定着。

プロジェクトチーム

組織や企業活動などで、特別な目的のために編成されたチームなどをいう。

ホームヘルプサービス

日常生活に支障がある高齢者、障害者等がいる家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・介護等を行うサービス。

マスタープラン

全体の基本となる計画または設計をいう。

マニュアル

手引き書や取扱説明書などをいう。

マネジメント

管理や経営をいう。人・賃金・時間などを最も効率的に使い、組織や企業を維持・発展させること。

U・J・Iターン

Uターンは、進学や就職で出身地を離れた後、ふるさと志向等により再び出身地に戻り住むこと。Jターンは、再び戻るものの、出身地に近い途中の地域に移り住むこと。Iターンは、都会に生まれ育った人が、地方での暮らしを志向して移り住むこと。

ユニバーサルデザイン

みんなが快適に利用できるよう製品や環境などを設計すること。高齢者や障害者にやさしい形や機能はだれにもやさしいものとなることを前提に、普遍性を強調した概念。

ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など、生涯を段階区分したもの。人生の各段階。

リテラシー

読み書き能力。また、ある分野に関する知識やそれを活用する能力をいう。

レセプト

医療費の請求書。病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する明細書をいう。

ローリング方式

計画の実施過程で、計画と実績の間に違いが生じているかを見直し、違いがある場合は計画を再編成し目標の達成を図る方式。

ワンストップサービス

1ヵ所で業種や管轄の異なった複数のサービス利用や手続きが行えたり、多様な商品が購入できること。複数の行政手続きや書類の受け取りが可能になることなどをいう。

計画策定の経緯

年	月日	会議名等	内容
平成18年	8月1日	総合計画策定委員会設置	委員会・幹事会等
	8月30日	総合計画策定幹事会	現況と課題の整理、基礎データ調査
	11月14日	総合計画施策検討会議	施策検討各課ヒアリング
	11月15日	〃	
	11月16日	〃	
	11月17日	〃	
	11月20日	〃	
	11月21日	〃	
	11月22日	〃	
	11月27日	〃	
	11月28日	〃	
	11月29日	〃	
	11月30日	〃	
平成19年	5月14日	第1回総合計画策定委員会	策定体制、審議会委員の公募等検討
	5月30日	議会全員協議会	審議会委員選考について
	6月5日	区長会理事会	地区別座談会の開催について
	6月19日	町長ヒアリング	
	6月22日	総合計画アドバイザー打合せ	
	6月25日	第2回総合計画策定委員会	
	7月3日	第3回総合計画策定委員会	
	7月10日	総合計画アドバイザー意見交換	
	7月18日	各種団体懇談会	健康福祉部門
	7月18日	各種団体懇談会	産業経済部門
	7月20日	各種団体懇談会	生活地域自治部門
	7月20日	各種団体懇談会	教育文化部門
	7月24日	基本計画（第1次素案）検討	幹事会あて
	7月25日	第1回総合計画審議会	基本構想（第1次素案）について
	7月30日	第4回総合計画策定委員会	
	8月1日	町四役へ中間報告	町長・副町長・収入役・教育長
8月2日	地区別座談会	月夜野地区	

年	月日	会議名等	内容
平成 19 年	8月7日	地区別座談会	月夜野地区
	8月8日	地区別座談会	月夜野地区
	8月9日	地区別座談会	水上地区
	8月21日	地区別座談会	水上地区
	8月22日	地区別座談会	水上地区
	8月23日	地区別座談会	新治地区
	8月27日	地区別座談会	新治地区
	8月29日	地区別座談会	新治地区
	11月5日	第5回総合計画策定委員会	
	11月15日	総合計画アドバイザー意見交換	
	11月26日	第2回総合計画審議会	第1次原案について
	12月3日	町民意見公募手続	パブリックコメント手続～12月25日まで
	12月19日	総合計画アドバイザー提言	
	平成 20 年	1月15日	第6回総合計画策定委員会
1月28日		第3回総合計画審議会	答申案承認
2月12日		総合計画審議会答申	
2月27日		議会全員協議会	
3月14日		3月議会定例会	平成20年3月6日提出（議案第51号） 平成20年3月14日議決

みなかみ町総合計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日 条例第 18 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、みなかみ町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じみなかみ町総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日条例第 15 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

みなかみ町総合計画審議会名簿

1号委員（議会議員）

	役職名	氏 名	公職名等
1	委員	傳 田 創 司	議会議長
2	委員	本 多 秀 律	議会副議長
3	委員	根 津 公 安	総務文教常任委員長
4	委員	中 村 正	厚生常任委員長
5	委員	久 保 秀 雄	産業観光常任委員長

2号委員（地域代表）

	役職名	氏 名	公職名等
1	委員	小 崎 洋 一 郎	区長会長
2	委員	河 合 進	区長会副会長
3	委員	片 野 繁	区長会副会長
4	委員	青 柳 玲 子	地域代表
5	委員	高 橋 や よ い	地域代表
6	委員	高 橋 裕 子	地域代表

3号委員（有識者）

	役職名	氏 名	公職名等
1	委員	須 田 松 雄	商工会長
2	会 長	岩 田 照 丈	観光まちづくり協会会長
3	委員	本 多 貞 良	農業委員会会長
4	委員	萩 原 堅 次	社会福祉協議会長
5	委員	大 木 幸 次	老人クラブ連合会長
6	委員	山 田 忠 夫	文化協会会長
7	委員	阿 部 俊 信	体育協会会長
8	副会長	中 島 葉 子	婦人会会長
9	委員	都 筑 尚 道	子ども会育成会連絡協議会長

第1次みなかみ町総合計画（案）について（諮問）

平成20年1月28日

みなかみ町総合計画審議会
会長 岩田 照 丈 様

みなかみ町長 鈴木 和雄
(総合政策課)

第1次みなかみ町総合計画（案）について（諮問）

みなかみ町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第1次みなかみ町総合計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

第1次みなかみ町総合計画（案）について（答申）

平成20年2月12日

みなかみ町長 鈴木和雄様
(総合政策課)

みなかみ町総合計画審議会
会長 岩田照丈

第1次みなかみ町総合計画（案）について（答申）

平成20年1月28日付けで諮問のあった第1次みなかみ町総合計画（案）について、次のとおり答申します。

記

本審議会では、貴職より諮問のあった第1次みなかみ町総合計画（案）について、慎重に審議した結果、適切かつ妥当なものと認められ、案を了承するとの結論を得たので答申します。

なお、本審議会での意見は次のとおりであるので、十分配慮のうえ、計画を推進されるよう要望します。

- 1 人口減少、少子化、高齢化がますます進むと予想されるので、少子・高齢化対策を総合計画の最優先課題として、取り組んでいただきたい。
- 2 次世代へ「活力あふれるまち」として継承されるまちづくりを進めることが大切であり、元気や活力を一時的なものにしないために、施策を的確に実施していただきたい。
- 3 自然を誇りとして自慢し、子どもが安心して育ち、根付いていき、自信を持って生きていけるまちにしていきたい。
- 4 勤労者の働きがあつての福祉であるという視点に立ち、観光や工業、農業などの産業を盛んにし、安定したまちづくりを総合計画で実施していただきたい。
- 5 子どもや高齢者が安全で安心して生活できるまちづくりを進めていただきたい。
- 6 文化、教育、産業など、あらゆる分野で、将来の子どもたちだけではなく、これからみなかみ町を背負う世代の人材や担い手を育成する施策を的確に実施していただきたい。

以上

策定委員会名簿

番号	役職	職名	氏名	備考
1	委員長	副町長	腰越孝夫	
2	副委員長	収入役	大川浩一	
3	副委員長	教育長	登坂義衛	
4	委員	総務課長	鬼頭春二	
5	委員	総合政策課長	林昭	
6	委員	税務課長	林文博	
7	委員	保健福祉課長	阿部一司	
8	委員	環境課長	阿部正	
9	委員	農政課長	阿部行雄	
10	委員	観光商工課長	木村一夫	
11	委員	地域整備課長	若桑一雄	
12	委員	上下水道課長	鈴木初夫	
13	委員	学校教育課長	石坂武	
14	委員	生涯学習課長	宮下達男	
15	委員	議会事務局長	林耕平	
16	委員	水上支所長	小野良一	
17	委員	新治支所長	山賀晃男	

第1次みなかみ町総合計画

平成20年3月

発行 群馬県みなかみ町

編集 総合政策課



第1次みなかみ町総合計画

平成20年3月

発行 群馬県みなかみ町

編集 総合政策課